

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻

自己点検・評価報告書

平成22年度

まえがき

大阪市立大学法学研究科法曹養成専攻（以下、本法科大学院という）は、創立 7 年目にあたる平成 22 年度に、本法科大学院自己評価委員会による自己点検・評価と外部評価委員による外部評価を実施した。

本法科大学院の自己点検・評価は、法科大学院認証評価機関である大学評価・学位授与機構の法科大学院評価基準に従い、行われた。なお、大学評価・学位授与機構は、平成 23 年度以降の実施に係る法科大学院認証評価について、平成 22 年 9 月にその評価基準を改訂した。しかし、本法科大学院の自己点検・評価は、作業を開始した時期の関係上、改訂以前の評価基準に従って行ったことを申し添える。

本冊子は、上記の自己点検・評価の報告書と、外部評価委員による外部評価報告書を納めたものである。

法科大学院は「法曹の養成のための中核的な教育機関」（法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第 2 条第 1 号）であり、そのため、各々の法科大学院が創意をもって、入学者の適性の適確な評価および多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による密度の高い授業によって、理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、将来の法曹として必要な学識とその応用能力を自らのものとさせ、また実務に対する基礎的素養を涵養すること、そのうえで厳格な成績評価と修了認定を行うことが求められている。この社会的責務を果たすために、本法科大学院も、質の高い、優れた法曹養成教育をシステムとして構築し、実施しているかどうかを、厳しく自己点検・評価し、また、その点検・評価の結果を客観的に検証するために、外部評価委員の厳正な評価を受けなければならない。

このため、上記のように、大学評価・学位授与機構の法科大学院評価基準に従い自己点検・評価を行うとともに、川崎英明教授（関西学院大学法科大学院教授）、田中宏弁護士（大阪弁護士会、大阪弁護士会法曹養成・法科大学院協力センター委員会副委員長）、森恵一弁護士（大阪弁護士会、京都大学法科大学院非常勤講師）に外部評価委員就任をお願いした。ご多忙をきわめる中、外部評価委員就任をご快諾下さったうえ、多大の労をおとりいただいたことに対し、心から感謝申し上げたい。

外部評価のための訪問調査は平成 23 年 1 月 21 日に実地された。各外部評価委員には、事前に大部の自己点検・評価報告書をお読みいただいたうえ、当日は、本職をはじめとし三島聡専攻長や本法科大学院教員との面談、本法科大学院在学生との面談のほか、授業の参観や学習環境の状況視察を行っていただいた。本法科大学院教員との面談のさいには、貴重なご意見を賜ったほか、後日ご提出いただいた外部評価報告書においても貴重なご意見やご提言を賜った。この外部評価報告書において、評価された点は、今後も法科大学院教育を担うべきわれわれにとって大きな励みとなるものであった。また、外部評価報告書において、改善すべきとされた点は、これを今後十分に踏まえ、本法科大学院教育の一層の充実・向上に努める所存である。

平成 23 年 3 月

大阪市立大学大学院法学研究科長 安竹貴彦

目 次

まえがき

I 自己点検・評価報告書

1 大阪市立大学法科大学院の現況及び特徴	3
2 目的	4
3 章ごとの自己評価	5
第1章 教育目的	5
第2章 教育内容	11
第3章 教育方法	24
第4章 成績評価及び修了認定	30
第5章 教育内容等の改善措置	43
第6章 入学者選抜等	50
第7章 学生の支援体制	62
第8章 教員組織	83
第9章 管理運営等	98
第10章 施設、設備及び図書館等	110

II 外部評価委員訪問調査の実施要領

実施要領	121
------	-----

III 外部評価報告書

川崎英明氏	125
田中 宏氏	128
森 恵一氏	130

IV 委員名簿

1 大阪市立大学法科大学院外部評価委員名簿	135
2 大阪市立大学法科大学院自己評価委員会委員名簿	135

I 自己点検・評価報告書

1 大阪市立大学法科大学院の現況及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）

大阪市立大学大学院法学研究科
法曹養成専攻

(2) 所在地

大阪府大阪市

(3) 学生数及び教員数

(平成 22 年 5 月 1 日現在)

学生数：162 人

教員数：15 人（うち実務家教員 3 人）

2 特徴

法曹養成のための専門職大学院である大阪市立大学法科大学院（以下、本法科大学院という。）は、平成 16 年 4 月、大学院法学研究科の「法曹養成専攻」として設置された。

前年の平成 15 年は、大阪市立大学法学部が、創立 50 周年を迎えた節目の年であった。本法科大学院の母体とも言える大阪市立大学法学部及び大学院法学研究科には、現在、法学及び政治学の幅広い分野にわたって総勢 41 人の教員が在籍し、創立以来の自由と民主主義の学風のもとで教育と研究に日々努力している。また、半世紀という歳月のなかで、多くの優れた研究者を輩出し学界に多大な貢献を行うとともに、約 9 千人にのぼる有為の卒業生を社会のさまざまな分野に送り出してきた。本法科大学院は、このような半世紀にわたる伝統と成果を基礎として、法学部及び法学研究科の全体の支援を受けながら設置・運営されるものである。

本法科大学院は、「都市で学ぶ、都市から学ぶ法科大学院～市民のための法曹養成を目指して」というキャッチ・フレーズを掲げて創設された。それは、大阪市の市域に設置される唯一の法科大学院として、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に対応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹を養成することを目標とするという趣旨である。大都市において発生する法的問題は、大都市を主たる活動拠点とする企業の経済活動にかかわる問題、様々な社会的弱者を含む、大都市に住まう市民の日常生活にかかわる問題、そして、大都市が経済及び社会のグローバル化の最先端に位置することに伴う国際的な問題に大別される。本法科大学院は、上記に掲げるような目標の下に、これ

ら 3 つの法的問題領域を念頭に置き、それぞれに対応した高度の専門性を備えた法曹の養成を行っている。また、大阪で法実務を行っている実務家を教員として迎え、大都市で発生する様々な紛争事例を生きた教材として扱うことにより、先端的な法的問題に対応する能力の涵養を図っている。

とりわけ、文部科学省の平成 16 年度法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムとして採択され現在も継続している本法科大学院の「中小企業法臨床教育システム」は、以上のような教育目標を具体的に実践するものである。本システムは、「大阪市立大学中小企業支援法律センター」における無料法律相談の実施を教育カリキュラムに取り入れ、大阪府域及びその周辺に集中的に立地する中小企業が抱える様々な法的ニーズに総合的に対応できる法曹の養成を目指している。本法科大学院の学生は、中小企業に関連した法実務の現場で何が行われているのかを理解し、その法実務の現場において、法の素人にも理解可能なかたちで的確な法的アドバイスを与えることができるだけの知識と技能を身につける絶好の機会を提供されている。

また、現行法についての知識のみならず、現行法を相対化し、批判的に検討することのできる能力を高めるため、基礎法科目や外国法科目を充実させ、その履修を学生に推奨している。これにより、現行法についての十分な知識とそれを適切に活用することのできる能力のみならず、現行法を固定的で万能なものとするのではなく法の発展に寄与することのできる「善き法律家」を育てることを目指している。さらに、エクスターンシップを正規の授業科目として取り入れ、学生が市民の日常生活の中で生じる生の紛争と紛争当事者にじかに接する機会を提供している。これにより、善もなせば悪もなす人間という存在への深い関心と愛着をもちつつ、社会正義の実現にコミットすることができる「市民のための」「善き隣人」としての「善き法律家」を育てることを目指している。

2 目的

1 教育上の理念及び目的

本法科大学院は、大都市大阪市の市域に設置される唯一の法科大学院として、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指す。真のプロフェッションと呼びうるためには、まず第1に、新たな法的問題に果敢にチャレンジする精神と、法曹実務の世界においてリーダーシップを発揮し、法実務の発展を担っていこうとする意欲とを有していなければならない。第2に、実定法の技術的な解釈に終始することなく、基礎法科目や外国法科目、隣接科目、展開・先端科目などについての深い学識に基づいて、現にある法を相対化し、批判的に検討することのできる高度の能力を備えていなければならない。そして第3に、人間という存在への深い関心と紛争当事者の苦悩を真摯に受け止めることのできる豊かな人間性を備え、そのうえで、法曹としての社会的責任を十分に自覚し、公益的業務に積極的に取り組む意欲を有していなければならない。本法科大学院は、大都市という環境の中で、こうした意味での真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指す。

2 養成しようとする法曹像

大都市において発生する法的問題は、大都市を主たる活動拠点とする企業の経済活動にかかわる問題、様々な社会的弱者を含む、大都市に住まう市民の日常生活にかかわる問題、そして、大都市が経済及び社会のグローバル化の最先端に位置することに伴う国際的な問題に大別される。本法科大学院は、上記の理念及び目的を踏まえたうえで、これら3つの法的問題領域を念頭に置き、以下のような3つのタイプの高度の専門性を備えた法曹の養成を目指す。

第1は、複雑化しかつ多面化する企業の法的ニーズに十全に応えたとともに、その企業活動が法の枠を超えることのないような的確なアドバイスを提供することのできる、取引法、財産法、金融法、民事手続法、経済法、知的財産法等の諸分野についての深い造詣を有する法曹である。第2は、日本国憲法の人権擁護の精神を十分に内面化したうえで、市民の日常生活に深くかかわる取引法、財産法、金融法、家族法、民事手続法、刑事法、労働法等の諸分野に精通し、なおかつ、社会的弱者への深い理解と共感をもって、頼りがいのある法的アドバイザーとして依頼者に接するとともに、民事法律扶助事件、国選弁護事件、消費者被害の救済、外国人労働者の権利保護等の様々な分野で、公益的活動に積極的に取り組む法曹である。第3は、経済及び社会のグローバル化の進展に伴って多発している国際取引にかかわる紛争や外国人を当事者とする紛争に的確に対応することのできる、国際取引法、国際私法、国際人権法、外国法などについての深い造詣を有する法曹である。

3 教育課程編成の考え方

上記の理念及び目的を踏まえて、以下のような考え方に基づいて教育課程を編成する。まず、法律基本科目に属するほとんどの科目を必修科目とし、全ての法曹に不可欠な法的知識と考え方を全ての学生に確実に身に付けさせ、加えて、展開・先端科目に属する多数かつ多様な科目を選択必修とし、現代社会に発生する新たな法的問題に適切に対応する専門的能力を高めるための教育を行う。また、現行法についての十分な知識のみならず、現行法を相対化し、批判的に検討することのできる能力を高めるため、基礎法科目や外国法科目を充実させ、かつ、その履修を学生に推奨する。これにより、現行法についての十分な知識とそれを適切に活用することのできる能力のみならず、現行法を固定的で万能なものとするのではなく、法の発展に寄与することのできる「善き法律家」を育てることができる。加えて、エクスターンシップ等の法律実務基礎科目により、学生が市民の日常生活の中で生じる生の紛争と紛争当事者にじかに接する機会を提供する。これにより、善もなせば悪もなす人間という存在への深い関心と愛着をもちつつ、社会正義の実現にコミットすることができる「市民のための」「善き隣人」としての「善き法律家」を育てることができる。

3 章ごとの自己評価

第1章 教育目的

1 基準ごとの分析

1-1 教育目的

基準1-1-1

各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識およびその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価および修了認定が行われていること。

(基準1-1-1に係る状況)

本法科大学院は、大阪市の市域において創設された唯一の法科大学院であり、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹を養成することを、創設理念として掲げている。

大都市において発生する法的問題は、(1)大都市を主たる活動拠点とする企業の経済活動にかかわる問題、(2)様々な社会的弱者を含む、大都市に住まう市民の日常生活にかかわる問題、そして、(3)大都市が経済及び社会のグローバル化の最先端に位置することに伴う国際的な問題に大別される。本法科大学院では、上記の理念を踏まえ、かつ、これら3つの法的問題領域を念頭に置き、以下のような3つのタイプの高度の専門性を備えた法曹の養成を目指したカリキュラムを構築している。

第1は、複雑化しかつ多面化する企業の法的ニーズに十全に応えるとともに、その企業活動が法の枠を超えることのないような的確なアドバイスを提供することのできる、取引法、財産法、金融法、民事手続法、経済法、知的財産法等の諸分野についての深い造詣を有する法曹である。

第2は、日本国憲法の人権擁護の精神を十分に内面化したうえで、市民の日常生活に深くかかわる取引法、財産法、金融法、家族法、民事手続法、刑事法、労働法等の諸分野に精通し、なおかつ、社会的弱者への深い理解と共感をもって、頼りがいのある法的アドバイザーとして依頼者に接するとともに、民事法律扶助事件、国選弁護事件、消費者被害の救済、外国人労働者の権利保護等の様々な分野で、公益的活動に積極的に取り組む法曹である。

第3は、経済及び社会のグローバル化の進展に伴って多発している国際取引にかかわる紛争や外国人を当事者とする紛争に的確に対応することのできる、国際取引法、国際私法、国際人権法、外国法などについての深い造詣を有する法曹である。

これらのうちのいずれのタイプの法曹を目指すにせよ、法律基本科目についての正確な知識と、その知識を日々生起する新たな法的問題に応用し、妥当な法的解決を導出していく強靱かつ柔軟な思考能力が求められることは言うまでもない。そこで、本法科大学院においては、1年次前期・後期及び2年次前期に多くの法律基本科目を必修科目として配置している。本法科大学院の学生は、まずはそれらの必修科目として提供されている法律基

本科目を徹底して学習し、法曹として必要な最低限の法的な知識及び思考能力を身につけたうえで、主として2年次後期以降に、上記の3つのタイプの法曹のいずれを目指すかを心に決め、たうえで、選択必修科目もしくは自由選択科目として提供されている法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のうちから、自らの関心にかなった科目を履修することになる。

選択必修科目もしくは自由選択科目として提供されている諸科目のうち、法律実務基礎科目については、大阪で長年にわたり法実務に従事している経験豊かな法実務家を教員として迎え、法実務に直結する基礎的な知識や能力とともに、法実務家として必要な倫理感覚をも涵養することを目的とした授業を提供している。基礎法学・隣接科目においては、法の基礎理論や外国法を学ぶことを通して、現行法を相対化し、批判的に検討することのできる能力を身につけることが目指されている。そして、展開・先端科目では、法律基本科目の学習を通して身につけた基本的な知識と思考能力を、先端的な法分野において生起する様々な新しいタイプの法的問題に応用する能力の涵養が図られている。

なお、本法科大学院創設から3年間は、法律基本科目はすべて1・2年次に配置し、3年次にはもっぱらそれ以外の科目を配置していたが、3年次に法律基礎科目を学ぶ機会がまったくないのも好ましくないと判断し、平成19年度以降、刑事法理論の展開、公法理論の展開、民法理論の展開（平成23年度から財産法理論の展開と家族法理論の展開に分割）、商法理論の展開などの自由選択科目を順次設置し、3年次の学生が法律基本科目の基礎知識を確認しより深く学習できるようにした。

基準 1-1-2

各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準 1-1-1 に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

(基準 1-1-2 に係る状況)

本法科大学院が、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹を養成することを創設理念としていることは、入試説明会や新入生ガイダンス等の場で繰り返し強調されており、ホームページやパンフレットにも明確に記載されている。また、3 つのタイプの法曹のいずれを目指すかを決定した学生が、その希望を実現するためには主としてどのような選択必修科目や自由選択科目を履修すればよいかは、3 つの「履修モデル」として、ホームページやパンフレットに掲載されている《別添資料 5 法学研究科法曹養成専攻パンフレット参照》。

それとともに、本法科大学院においては、各期の期末試験が終了した後に、全学生を対象として、次の期に開講される科目の履修ガイダンスを実施しており、そこで、各科目の意義やねらいが、それぞれの科目の担当教員によって説明されるとともに、選択必修科目や自由選択科目の選択に迷う学生には、この履修ガイダンスの際に、それぞれの科目の担当教員や教務委員が必要なアドバイスを与えるようにしている。この履修ガイダンスの場も、本法科大学院の創設理念を再確認する場として機能している。

なお、本法科大学院においては、必修科目であるか、選択必修科目ないしは自由選択科目であるかにかかわらず、提供されるすべての科目が、真のプロフェッションとしての法曹の養成を目的とするものとして位置づけられている。それゆえ、すべての科目において、ただ単に知識を修得させるのではなく、思考能力の涵養を図ることに重点が置かれている。すべての科目について詳細なシラバスが作成されており、学生には、授業前に読んでおくべきものとしてシラバスに指示されている判例や文献の、徹底した予習が求められている。そして、授業は、学生がそれらの判例や文献を十分に予習してきていることを前提として、予習によって得た知識に誤りがないかを確認するとともに、その知識を応用する能力を養うことを目的として、討論を重視した双方向的ないし多方向的なやり方で実施されている。学期末試験も、概ね、学生の思考能力を試すことに重点を置いたものとなっているが、成績評価は、そうした学期末試験での得点のみならず、授業での発言や授業時間中に実施される小テスト又は中間テストの結果等をも考慮して、総合的かつ厳密に行われている。

本法科大学院は、過去 5 年間に 137 人の新司法試験の合格者を輩出しており、このことに照らせば、本法科大学院における教育が一定の成果をあげているといえよう。

とはいえ、その成果は満足できるものではない。最終合格率が下がってきており、とくに未修の修了生に関しては、受験控えがあるほか合格率も低迷している。このような新司法試験の結果も踏まえながら、現在、本法科大学院内に「ロースクールにおけるカリキュラムと教育のあり方検討会議」の名称でプロジェクトチームを立ち上げ、具体的な検討を開始している。

これらの努力によって、本法科大学院の教育がいつそう充実したものになること、そして、今後、本法科大学院がさらに多くの法曹、しかも法曹界の中核を担うすぐれた法曹を輩出するものになることを確信している。

資料 101 修了年度別合格者数

修了年度	試験年	平成 18 年		平成 19 年		平成 20 年		平成 21 年		平成 22 年		のべ 受験者数	合格者 総数
		受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者		
平成 17 年度	既修	26	18	9	5	2	1	1	0	1	0	39	24
	未修												
平成 18 年度	既修			37	20	14	6	2	0	5	0	58	26
	未修			26	6	17	6	8	3	4	0		
平成 19 年度	既修					30	14	13	3	11	2	54	19
	未修					19	6	11	0	6	1		
平成 20 年度	既修							33	13	18	8	51	21
	未修							28	5	17	3		
平成 21 年度	既修									32	14	32	14
	未修									25	3		
		26	18	72	31	82	33	96	24	119	31	395	137

(出典：法学研究科事務室保管資料)

資料 102 試験年別の出願者数，最終合格者数等

	出願者数	受験予定者数	受験者数	短答試験合格 に必要な成績 を得た者数	最終合格者数
平成 18 年	26	25	25	24	18
平成 19 年	77	77	72	55	31
平成 20 年	102	102	82	62	33
平成 21 年	117	117	96	74	24
平成 22 年	145	144	119	87	31

(出典：法学研究科事務室保管資料)

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点

上述のとおり、本法科大学院を修了した者が真のプロフェッションとしての法曹となっているかどうかは、それらの者が法曹資格を取得し、一定の年月を経た後にはじめて判断可能となる。それゆえ、本法科大学院で提供されている授業が、真のプロフェッションとしての法曹の養成に資するものとなっているかどうかを判断するには、なお時期尚早であると考えざるを得ない。

しかしながら、すべての教員が、「真のプロフェッションとしての法曹の養成」という理念を踏まえて教育に取り組んでいることは、疑いのないところである。法律基本科目においては、学生に、判例の要旨や主要論点に対する典型的な解答をただ覚えることを求めるのではなく、法律の条文と事案を構成する諸事実とを起点として粘り強く論理的に思考し、その結論を明確に表現する力を身につけさせることに主眼を置いた教育が実践されているし、法律実務基礎科目では、基礎的な実務能力とともに、実務法曹が担うべき公益的な使命にふさわしい職業倫理を涵養することが重視されている。また、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目を含むすべての科目において、現にある法を無批判に受け容れるのではなく、その問題点を批判的に考察し、それを克服する方策を検討する創造的な思考力を高めることを重視した教育が行われている。これらは、いずれも、長期的な視点に立って、本法科大学院が理念として掲げる「真のプロフェッションとしての法曹の養成」を目指す取り組みである。また、修了者と在学生とを含めて、多くの学生は、新司法試験の試験科目とはなっていない法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、及び展開・先端科目の授業も、その意義を理解したうえで積極的に履修しており、真のプロフェッションとしての法曹を養成するという本法科大学院の理念は、多くの学生の意識のうちに、内面化されていると考えられる。

2 改善を要する点

とはいえ、今日、2つの面から、このような理念の実現が困難になってきている。

第1は、新司法試験の合格率が年々下がっており、全国平均で4人に1人しか合格しなくなっていることである。このような低い合格率では、教員も学生も、いやおうなしに、試験を意識した教育・学習（試験を「意識」した教育・学習ということであって、試験「対策」の教育・学習ということではない）にならざるをえない。このような事情から多様な問題を、多角的に分析したうえで、しなやかに対応していく能力を養うための教育に時間を割くことが、年々むずかしくなっている。

第2は、入学してくる学生の学力の低下である。新司法試験の合格率の低下、弁護士の就職難などにより、法曹や法科大学院の魅力は薄れてきており、独立行政法人大学入試センターが実施する法科大学院適性試験（以下、適性試験という。）の受験者は大幅に減少している。それにともない、設立当初のときのように、優秀な学生を多数確保することが困難になってきている。そして、優秀な学生が減れば、それだけ基礎的事項の修得に力を入れざるをえない。実際、多くの授業がそのような方向に動きつつある。

上記の状況は全国的なものであって本法科大学院のみにみられるものではなく、また、それは外的な要因によるものであって、本法科大学院独自の努力のみによって対処できる

問題ではない。本法科大学院としては、対外的には、これらの要因の解消を強く求めるとともに、対内的には、それぞれの授業において、基礎的学力の修得に比重を移しつつも、多角的な視野にたっしなやかに対応できる能力を養えるよう、今後も努力を続けていきたいと考えている。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準2-1-1に係る状況)

本法科大学院においては、どのような法曹になるにしても、法曹になる以上は必ず身につけておくべき法知識、思考力、分析力を、すべての学生が確実に修得することができるよう、法律基本科目に分類される科目の大半を必修科目としている。法律基本科目についてはまた、まずは1年次において、講義形式で提供される授業によって、基礎的内容を徹底的に学習したうえで、2年次には、その学習成果を、主として演習形式で提供される授業を履修することにより、より一層深めるという「積み上げ型」のカリキュラム構成を採用している。

それに加えて、展開・先端科目に分類される諸科目については、その大半を2年次以降においてのみ履修できるものとすることにより、法律基本科目についての理解を踏まえて、それを多様な法分野に発展させていくという履修パターンとなるよう留意しているが、これもまた、積み上げ型の発想に基づくものである。

また、2年次及び3年次の学生に提供される法律実務基礎科目に分類される諸科目の授業においては、法律基本科目の履修を通して修得した法についての理論的知識が、実務上どのように用いられているのかを体得させることを目的とした教育が、実務家教員によって行われている。すなわち、理論的教育と実務的教育を架橋することを意識した教育であるが、ここでもまた、法律基本科目についての理論的知識を基礎とし、そこに法実務に関する基礎的な知識を積み上げていくという、積み上げ型の発想が活かされている。

こうした積み上げ型のカリキュラムに沿って、基礎から応用へと、そしてまた、理論的教育から実務基礎教育へと、段階的に学修していくことにより、すべての学生が、法曹としての職務を行っていくうえで必要な基礎的な法知識を修得するとともに、法曹になった後に直面するであろう新たな法的諸問題に的確に対処できる能力の基礎を、あわせて身につけることができるよう配慮している。

また、本法科大学院においては、法律実務基本科目のうち法曹倫理を必修科目とし、すべての学生が、この科目の履修を通して、法曹としての責任感と倫理観とを身につけることができるようにしている《別添資料3 シラバス、pp.37~39：「法曹倫理」参照》。

本法科大学院ではまた、エクスターンシップを正規の法律実務基礎科目として取り入れ、学生が、市民の日常生活の中で生じる生の紛争と紛争当事者にじかに接する機会を提供している。エクスターンシップでは、法曹としての専門的技能の基礎を修得させることを目的として、法律事務所において、弁護士の直接指導のもとで、実際の事件を題材とした実

務研修が行われている《別添資料 3 シラバス, p.70 :「エクスターンシップ」参照》。

さらに、本法科大学院に特徴的な法律実務基礎科目として、中小企業向け法律相談がある。この科目は、文部科学省の法科大学院等専門職大学院形成支援経費（平成 16 年度）の交付を得て開講されたものであるが、学生が、中小企業の事業主を対象とした法律相談に、弁護士とともに同席することによって、法律相談実務の基礎を学ぶものであり、いわゆるクリニックとして位置づけられる科目である。エクスターンシップとともに、法実務の現場にふれる機会を学生に提供することを強く意識した科目となっている《別添資料 3 シラバス, p.176 :「中小企業向け法律相談」参照》。

これらの諸科目に加えて、本法科大学院では、展開・先端科目に分類される多様な科目を選択必修科目として多数提供し、現代社会に発生する新たな法的問題に適切に対応する専門的能力を高めるための教育を行っている。そのうち、知的財産法Ⅰ，知的財産法Ⅱ，知的財産法演習，租税法，消費者法については、大阪市域で開業している弁護士を教員として迎え、法実務の最先端で生じている問題を素材とした授業を提供してもらうことによって、学生が先端的な法的問題に対応する能力を養うことができるよう図っている。

また、現行法についての専門的な知識と能力のみならず、現行法を相対化し、批判的に検討することのできる能力をも涵養することを企図して、基礎法学・隣接科目に分類される科目も充実させている。

以上のようなカリキュラムを提供することとおして、本法科大学院は、現行法についての十分な専門的知識とそれを適切に活用することのできる能力のみならず、現行法を固定的で万能なものとするのではなく、それを批判的に検討し、その問題点を克服する方策を考察することとおして、法の発展に寄与していく能力をも備えた実務法曹の育成に努めている《別添資料 1 法学研究科法曹養成専攻規程集, pp.41～44 :「法学研究科法曹養成専攻カリキュラム」及び「カリキュラムの全体像」,並びに別添資料 3 シラバス参照》【解釈指針 2-1-1-1】。

なお、本法科大学院における教育と本学法学部における教育との関係については、以下のような制度設計がなされている。

本学法学部は、「豊かな発信力と法的思考力（リーガルマインド）を持つ人材養成のために充実した教育・研究をめざす」ことを学部の理念として掲げるとともに、「主体的に問題を発見する能力と、自己の見解を社会に発信する能力を持つ人材」の養成と、「法学的政治学的知識を主体的に展開する能力，特に自己の主張を論理的に構成し表現・文章化する能力を持つ人材」の養成とを、人材養成の目的として設定している《大阪市立大学大学院法学研究科 HP/人材養成の目的等に関するガイドライン, http://www.law.osaka-cu.ac.jp/jinzai_ikusei.html#settisyusi 参照》。そして、こうした理念と人材養成の目的を実現すべく、また、それと同時に学生の多様な学習ニーズにも配慮しつつ、将来の法曹を目指してロースクール進学を希望する者や裁判所職員，司法書士などを目指す者が、伝統的な法学諸科目の修得を通じて法的思考力を養い、法律実務の基礎となる能力の育成を図ることを目指す「司法コース」，国家・地方公務員などを目指す者が、伝統的な法律科目を修得するとともに、政治・行政学関連科目の履修を通じて政策立案能力を育成することを企図した「行政コース」，民間企業やジャーナリストを目指す者が、法律科目だけでなく、政治学や国際関係法などの幅広い社会科学的知識を習得することにより、社会的感覚と現実的な政策マインドを育成することを目的とする「企業・国際コース」の 3 コース制を採用している。また、在学生や入学希望者に対しては、これらの 3 つのコースが卒業後の進路とど

のように結びついていくのかを、法学部卒業生の典型的な進路のいくつかを例示し、それらと3つのコースの対応関係を示すかたちで提示している《別添資料6 法学部案内参照》。多くの学生が、卒業後ただちに就職することを前提に、体系的かつ完結的な教育が提供されているとすることができる。

もともと、本学法学部における教育は、とりわけ「司法コース」については、体系性と完結性に留意しつつも、同時に、卒業後に法学既修者として本法科大学院もしくは他大学の法科大学院の2年次に進学し、そこで、法曹となるためのより専門的な法学教育を無理なく受けることができるよう配慮した内容となっている。そうした意味で、法学部での教育から法科大学院での教育への段階的な移行が意識されている。

しかし、本法科大学院の入学者には、他大学の法学部や、法学部以外の学部出身者も含まれている。そのため、本法科大学院においては、法学未修者を対象とした1年次のカリキュラムを、法学既修者を対象とした法律科目試験に合格した者と同水準の法的な知識と能力とを身につけることができるよう編成している。このカリキュラムに沿って学習することによって、本法科大学院の1年次の学生は、法学部において4年間かけて行われる法学教育（理論的教育）のエッセンスを、1年間で集中的かつ効率的に修得することができる。

これに対して、本法科大学院の2年次以降のカリキュラムは、「法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われる」ことを重視した編成となっている。そのことは、(1)法律基本科目については、2年次において、原則として演習形式の授業で、法実務を意識したかたちで、再度その全体を学習できるようにしていること、(2)2年次の前期に「法曹倫理」を必修科目として配置し、実務法曹に求められる責任感と倫理観の涵養を図っていること、(3)ほとんどの学生が2年次と3年次との間の春期休暇の期間中に「エクスターンシップ」を履修し、法実務の現場について学んでいること、(4)3年次に配当されている「民事模擬裁判」や「刑事模擬裁判」などの法律実務基礎科目によって、2年次までに修得した法的な知識や能力を法実務の現場において活用していくための、基本的なスキルを涵養することに努め、司法研修所における実務教育への架橋を図っていること、に具体的に現れている《別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集，pp.41～44：「法学研究科法曹養成専攻カリキュラム」及び「カリキュラムの全体像」，並びに別添資料3 シラバス参照》【解釈指針2-1-1-1】。

基準 2-1-2

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法，行政法，民法，商法，民事訴訟法，刑法，刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的先端的な法領域に関する科目，その他の実定法に関する多様な分野の科目であって，法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2-1-2 に係る状況)

本法科大学院においては，以下の授業科目を開設している。

1 法律基本科目（憲法，行政法，民法，商法，民事訴訟法，刑法，刑事訴訟法に関する分野の科目）に該当する科目

1 年次の必修科目として，人権の基礎理論，統治の基本構造，民法Ⅰ～Ⅲ，商法，民事訴訟法Ⅰ，刑法Ⅰ・Ⅱ，刑事訴訟法を開講している。また，2 年次の必修科目として，行政活動と法，公法総合演習Ⅰ・Ⅱ，民法Ⅳ，民法総合演習Ⅰ・Ⅱ，商法総合演習Ⅰ・Ⅱ，民事訴訟法Ⅱ，民事訴訟法総合演習，刑法総合演習，刑事訴訟法総合演習を開講している。これらはいずれも，すべての法曹に不可欠な法的な知識と考え方を身に付けさせるための基本的な科目としての位置づけがなされている。さらに，これらの必修科目に加えて，2 年次の自由選択科目として，民法総合演習と刑法総合演習を，3 年次の自由選択科目として，公法理論の展開，民法理論の展開（平成 23 年度から財産法理論の展開と家族法理論の展開に分割），商法理論の展開及び刑事法理論の展開を開講している《別添資料 1 法学研究科法曹養成専攻規程集，pp.41～44：「法学研究科法曹養成専攻カリキュラム」及び「カリキュラムの全体像」，並びに別添資料 3 シラバス参照》【解釈指針 2-1-2-1】。

2 法律実務基礎科目（法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目）に該当する科目

まず，2 年次の必修科目として法曹倫理と民事訴訟実務の基礎を開講している。また，3 年次の必修科目として刑事訴訟実務の基礎を，選択必修科目として，法文書作成，弁護実務基礎論，エクスターンシップ，民事模擬裁判，刑事模擬裁判，中小企業向け法律相談を開講している。実務家教員によって提供されるこれら諸科目を履修することをおして，学生が，法曹としての責任感や倫理観と法実務に従事していくうえで必要な専門的な技能の基礎とをあわせて修得することができるよう図っている《別添資料 1 法学研究科法曹養成専攻規程集，pp.41～44：「法学研究科法曹養成専攻カリキュラム」及び「カリキュラムの全体像」，並びに別添資料 3 シラバス参照》【解釈指針 2-1-2-2】。

3 基礎法学・隣接科目（基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目）に該当する科目

法社会学，法哲学，日本法制史，英米法，中国法，ドイツ法の6科目を開講している。これらの諸科目はいずれも，社会における法の機能や役割を深く理解するとともに，現行法を相対化し，批判的に検討することのできる視角や能力を陶冶することを目的とするものであり，1年次から3年次までのいずれの学年でも履修可能としている。なお，法哲学，日本法制史，ドイツ法の3科目は，隔年開講科目である《別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集，pp.41～44：「法学研究科法曹養成専攻カリキュラム」及び「カリキュラムの全体像」，並びに別添資料3 シラバス参照》【解釈指針2-1-2-3】。

4 展開・先端科目（応用的先端的な法領域に関する科目，その他の実体法に関する多様な分野の科目であって，法律基本科目以外のもの）に該当する科目

1年次から履修可能な選択必修科目として刑事政策を，2年次から履修可能な選択必修科目として，租税法，破産法，消費者法，労働法，社会保障法，経済法，知的財産法Ⅰ，国際法，国際経済法，国際取引法，国際財産法，国際家族法，国際民事手続法，国際人権法を，3年次においてのみ履修可能な選択必修科目として，公務員法，金融・保険法，民事執行・保全法，民事再生・会社更生法，労働法演習，経済法演習，知的財産法Ⅱ，知的財産法演習，国際法演習，中小企業法を設けている（平成23年度より倒産法演習を新設）。学生には，これら展開・先端科目群に分類される諸科目を履修することをおして，法律基本科目の学習をおして身につけた法的な知識と能力を基礎としつつ，個別の法分野に特化したより専門的な法的知識を修得するとともに，現代社会に発生する新たな法的問題に適切に対応できる能力を陶冶することが期待されている。なお，刑事政策，租税法，国際法，国際経済法，国際取引法，国際人権法は，隔年開講科目である。また関係分野の教員の異動により担当教員が本法科大学院で開講されている憲法に関わる科目をすべて担当するものとなったことを考慮し，公務員法は当面不開講としている《別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集，pp.41～44：「法学研究科法曹養成専攻カリキュラム」及び「カリキュラムの全体像」，並びに別添資料3 シラバス参照》【解釈指針2-1-2-4】。

なお，以上のうち，法律実務基礎科目，基礎法学・隣接科目，及び先端・展開科目に分類される諸科目の授業内容はシラバスに記載のとおりであり，内容的には法律基本科目に分類されるべき授業科目が，法律実務基礎科目，基礎法学・隣接科目，もしくは先端・展開科目として開講されている例はない《別添資料3 シラバス参照》【解釈指針2-1-2-5】。

基準 2-1-3

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準 2-1-3 に係る状況)

1 法律基本科目

法律基本科目は、22 科目 (54 単位分) が必修科目として、6 科目 (12 単位分) が自由選択科目として提供されている。このうち、公法系科目は、5 科目 (10 単位分) が必修科目、1 科目 (2 単位分) が自由選択科目である。すなわち、人権の基礎理論 (2 単位)、統治の基本構造 (2 単位)、行政活動と法 (2 単位)、公法総合演習 I (2 単位)、公法総合演習 II (2 単位) の 5 科目 (10 単位分) が必修科目として、公法理論の展開 (2 単位) が自由選択科目として提供されている。民事系科目は、12 科目 (32 単位分) が必修科目であり、3 科目 (6 単位分) が自由選択科目である。すなわち、民法 I (4 単位)、民法 II (4 単位)、民法 III (2 単位)、民法 IV (2 単位)、民法総合演習 I (2 単位)、民法総合演習 II (2 単位)、商法 (4 単位)、商法総合演習 I (2 単位)、商法総合演習 II (2 単位)、民事訴訟法 I (4 単位)、民事訴訟法 II (2 単位)、民事訴訟法総合演習 (2 単位) の 12 科目 (32 単位分) が必修科目として、民事法総合演習 (2 単位)、民法理論の展開 (2 単位) 及び商法理論の展開 (2 単位) が自由選択科目として提供されている。刑事法系科目は、5 科目 (12 単位分) が必修科目であり、2 科目 (4 単位分) が自由選択科目である。すなわち、刑法 I (4 単位)、刑法 II (2 単位)、刑法総合演習 (2 単位)、刑事訴訟法 (2 単位)、刑事訴訟法総合演習 (2 単位) の 5 科目 (12 単位分) が必修科目として、刑事法総合演習 (2 単位) 及び刑事法理論の展開 (2 単位) の 2 科目 (4 単位分) が自由選択科目として提供されている。なお、法学既修者として 2 年短縮型コースに入学した者は、法律基本科目の必修科目のうち、1 年次に配当されている 10 科目 (30 単位分) を修得したものと見なされるため、必修科目は 12 科目 (24 単位分) となる【解釈指針 2-1-3-1】。

2 法律実務基礎科目

法律実務基礎科目は、3 科目 (6 単位分) が必修科目で、それに加えて、6 科目 (12 単位分) が選択必修科目として提供されている。必修科目に加えて、選択必修科目のうちから 2 科目 (4 単位分) を修得することが、修了要件となっている。必修科目として提供されているのは、法曹としての責任感・倫理観を涵養することを教育内容とする法曹倫理 (2 単位)、要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎 (2 単位)、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎 (2 単位) の 3 科目 (6 単位分) であり、選択必修科目として提供されているのは、法文書作成 (2 単位)、弁護実務基礎論 (2 単位)、刑事模擬裁判 (2 単位)、民事模擬裁判 (2 単位)、中小企業向け法律相談 (2 単位)、エクスターンシップ (2 単位) の 6 科目 (12 単位分) である。これらの科目のうち、法曹倫理は 2 年次前期、それ以外の科目は 2 年次後期から 3 年次に履修することになっている。そして、法実務の現場で一般市民と直接的に接することをおして学修するこ

とを主眼とするエクスターンシップと中小企業向け法律相談については、法曹倫理の単位を修得していることを履修要件としている【解釈指針 2-1-3-2】。

なお、法文書作成は必修科目ではないため、その履修は、修了の要件ではない。しかしながら、実務的な法文書の作成方法についての基礎的な知識や作成能力の必要性は、様々な科目の授業において折に触れて強調されているため、実際には、ほぼすべての学生が、3年次の前期に、この科目を履修し、訴状、答弁書、準備書面、証拠申出書等の裁判文書と、法律意見書や内容証明書等の作成方法についての基本的事項を学修している《別添資料 3 シラバス、pp.68~69：「法文書作成」及び資料 201 参照》。

資料201 「『法文書作成』履修状況」

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
3年次在学学生（前期）		71	59	67	74*1	65*2
「法文書作成」履修者	2	71	□9	□6	71	62
「法文書作成」単位修得者	28	71	59	66	71	62

*1 74名のうち2名は既修得者、1名は病気のため欠席（後期から休学）

*2 65名のうち3名は休学者

（出典：法学研究科事務室保管資料）

さらに、必修科目である刑事訴訟実務の基礎において準抗告申立書と起訴状の起案指導がなされており《別添資料 3 シラバス、pp.65~67：「刑事訴訟実務の基礎」参照》，選択必修科目である民事模擬裁判と刑事模擬裁判においても、裁判の進行に沿ったかたちで、種々の裁判文書の作成の指導がなされている《別添資料 3 シラバス、pp.172~173：「民事模擬裁判」及び pp.174~175：「刑事模擬裁判」参照》。エクスターンシップにおいても、訴訟記録を閲覧したうえで、時系列表や争点整理、立証計画等を作成するという課題を学生に与えることを、学生を受け入れるすべての弁護士に求めている《別添資料 3 シラバス、p.70：「エクスターンシップ・シラバス」参照》。学生は、これらの科目のうちの複数のものを履修することをおして、修了時までには、実務的な法文書の作成方法についての基礎的な知識や作成能力を修得している【解釈指針 2-1-3-2】。

また、本法科大学院においては、法情報調査についての授業科目は開講されていない。しかし、法律基本科目や展開・先端科目の多くで、判例の意義や読み方が、それぞれの科目の授業内容に即したかたちで教育されており、また、演習形式をとる科目の多くで、学生が自ら法令、判例、関連論文等を調査し、その概要を報告することを求めている。それとともに、法律実務基礎科目の多くで、法令や判例を調査し、それを踏まえて文書を作成するという課題が学生に与えられている。これらの科目の履修をおして、学生は、法情報調査の技法を十分に習得することができる。また、本法科大学院では、株式会社 TKC が提供している法律情報データベース LEX/DB インターネットを、判例検索のために導入し、それを利用するための ID をすべての学生に割り当てているが、平成 20 年度からは、

4月に、新入生を対象として、この法律情報データベースの利用方法についての講習会を開催し、学生が早い段階でインターネットを介した判例検索に習熟するよう図っている《資料202参照》【解釈指針2-1-3-2】。

資料202 「LEX/DBインターネット利用方法講習会告知文書」

TKC LEX / DB講習会のお知らせ

法曹養成専攻新入生を対象としたTKCの判例検索システムLEX / DBの講習会を、下記の要領で開催します。これから、法曹養成専攻の授業の予習や復習のために必要な判例検索のために、LEX / DBを使用することが多くなりますので、新入生は、可能な限りこの講習会に参加するようにして下さい。講師は、TKC社より派遣していただくことになっています。

記

日時：平成22年4月6日（火）13時30分～

場所：学術情報総合センター9階端末室B

※講習会に参加される方は、学情のログインパスワードとTKCのパスワードを持参してください。

（出典：法学研究科事務室保管資料）

3 基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目は、法社会学（2単位）、法哲学（2単位）、日本法制史（2単位）、英米法（2単位）、中国法（2単位）、ドイツ法（2単位）の6科目（12単位分）が選択必修科目として提供されており、このうちから2科目（4単位分）を修得することが修了要件となっている。なお、法哲学、日本法制史、ドイツ法は、隔年開講科目となっている【解釈指針2-1-3-3】。

4 展開・先端科目

展開・先端科目は、25科目（52単位分）が提供されている。その内訳は、刑事政策（2単位）、租税法（2単位）、破産法（2単位）、消費者法（2単位）、労働法（4単位）、労働法演習（2単位）、社会保障法（2単位）、経済法（2単位）、経済法演習（2単位）、知的財産法Ⅰ（2単位）、知的財産法Ⅱ（2単位）、知的財産法演習（2単位）、国際経済法（2単位）、国際取引法（2単位）、国際財産法（2単位）、国際家族法（2単位）、国際民事手続法（2単位）、国際法（2単位）、国際人権法（2単位）、国際法演習（2単位）、公務員法（2単位）、金融・保険法（2単位）、民事執行・保全法（2単位）、民事再生・会社更生法（2単位）、中小企業法（2単位）であり、これらのうちから12単位分を修得することが修了要件となっている。なお、刑事政策、租税法、国際経済法、国際取引法、国際法、国際人権法は、隔年開講科目である。また公務員法は、前述のとおり当面不開講としている【解釈指針2-1-3-4】。

5 隔年開講科目について

本法科大学院のカリキュラムの中で法哲学、日本法制史など、いくつかの科目が隔年開講となっているのは、それらの科目については、その内容と学生の関心とを勘案すると、受講を希望する学生はそれほど多くはないことが予想されることから、双方向的、多方向的な授業が可能となる程度の人数の受講者を確保するためには、毎年開講するのではなく、隔年に開講することが適当であると判断したためである。もっとも、実際には、隔年開講科目の受講者が予想を超えて多くなっているケースもある。それらの科目については、数年の受講者の推移を踏まえたうえで、必要に応じて毎年開講科目としていく必要がある。

6 各科目の学年配置について

各科目の学年配置は、「カリキュラムの全体像」に記載されているとおりであり、積み上げ型の発想に基づいて、基礎的な科目から応用的な科目へと無理なく履修できるよう配列されている。また、本法科大学院においては、「大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に的確に対応できる高度な法的能力を備えた真のプロフェッションとしての法曹の養成」を目指し、そのために、「大都市における企業の法的ニーズへの対応を重視した履修モデル」、「社会的弱者を含む市民の日常生活における法的ニーズへの対応を重視した履修モデル」、「国際取引や外国人を当事者とする法的諸問題への対応を重視した履修モデル」の3つの履修モデルを学生に提示するとともに、各年の時間割の作成に当たっては、それらの履修モデルに沿った履修ができるよう配慮している《別添資料 1 法学研究科法曹養成専攻規程集, pp.41～44:「法学研究科法曹養成専攻カリキュラム」及び「カリキュラムの全体像」, 別添資料 3 シラバス, 並びに別添資料 5 法学研究科法曹養成専攻パンフレット, pp.3～4:「法曹養成専攻履修モデル」参照》。

基準 2-1-4

各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第 21 条から第 23 条までの規定に照らして適切であること。

(基準 2-1-4 に係る状況)

本法科大学院においては、講義形式で行われる授業についても、演習形式で行われる授業についても、毎週 1 時間 15 週の計 15 時間の授業をもって 1 単位としている。したがって、週 1 回 1 コマ開講される授業は 2 単位、週 2 回 2 コマ開講される授業は 4 単位となる。こうした扱いは、大学設置基準第 21 条第 2 項に適合したものである。

授業期間は、平成 22 年度を例にとれば、前期は、定期試験の期間も含めて、4 月 7 日から 8 月 10 日までの 18 週、後期は、同じく定期試験の期間を含めて、10 月 1 日から 2 月 18 日までの 17 週（冬期休業期間を除く）で、総計すると 35 週となり、大学設置基準第 22 条及び第 23 条に適合している《別添資料 2 法学研究科法曹養成専攻便覧, p.1:「学年歴」参照》。

なお、やむを得ない事情で休講となった場合のほか、祝日等の関係で所定の授業時間が確保できなかった場合には補講を行うこととしている。補講は、学期ごとに設けられた補講日（平成 22 年度は、前期が 7 月 16 日、7 月 22 日、8 月 11 日、後期が 1 月 6 日、1 月 7 日、2 月 18 日）か、通常の授業日の当該授業の受講者が他の授業を履修していない時間帯（例えば、1 年次の必修科目の授業の場合、2 年次以降においてのみ履修できる授業しか開講されていない時間帯）に実施されている《資料 203 参照》。

履修した学生の成績評価は、多くの科目では、定期試験の成績に、レポートの内容、中間試験の成績、授業時間中に行われる小テストの成績、授業中の発言等を加味するかたちで行われているが、若干の科目においては、定期試験を実施せず、平常点やレポート等に基づいて成績評価を行っている《別添資料 3 シラバス参照》。

定期試験を実施している科目においては、各教員の個別対応として、試験後に、定期試験の講評等が各学生に対して示されているほか、各教員がオフィス・アワー等で個別に学生からの質問に応じるなどして、試験問題の出題意図や期待されていた回答についての学生の疑問を解消することに努めてきている。また、平成 20 年 3 月の専攻会議において、平成 20 年度からは、定期試験を実施したすべての科目について、定期試験終了後に、採点基準等を文書で公表する旨の決定がなされた。

資料 203 「2010 年度補講一覧」

2010 年度補講一覧

授業科目名	休講月日・時限	補講月日・時限
知的財産法Ⅱ	4 月 13 日(火)・1 限	6 月 22 日(火)・3 限
刑事訴訟法総合演習 (B)	4 月 22 日(木)・3 限	7 月 22 日(木)・3 限
刑事訴訟法総合演習 (C)	4 月 22 日(木)・5 限	7 月 22 日(木)・5 限
刑事訴訟実務の基礎 (乙)	5 月 13 日(木)・2 限	7 月 22 日(木)・2 限

(出典：法学研究科事務室保管資料)

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点

本法科大学院の教育内容の優れた点としては、以下の諸点をあげることができる。

まず第1は、少人数教育を旨とし、多くの科目において双方向的・多方向的な授業が実践されている点である。授業の形態は大きくは講義と演習の2つに分けられるが、演習は受講生数20人から30人の規模で実施されており、講義も、法律基本科目についてはそのすべてが、受講生数が50人以下である。こうした少人数教育の結果、演習はもちろん、講義においても、教員が一方的に講義するのではなく、教員と学生との双方向的なコミュニケーションや学生同士の多方向的なコミュニケーションを多用した授業が可能となっている。こうした授業形式は、学生の口頭でのコミュニケーション能力の向上に大いに寄与している。口頭でのコミュニケーション能力は、文書によるコミュニケーション能力とともに、法曹にとって必要不可欠である。

第2に、学生が、暗記中心型の学習に固執し、その結果として偏狭な考え方に陥ることのないよう、「法曹としての基幹的能力」を涵養することを重視している点をあげることができる。すなわち、法律基本科目の授業の多くで、思考力を強化することを重視する教育が行われており、法令や判例を踏まえつつ、そこからいかに結論を導き出していくかが徹底して教育されている。また、学生が、基礎法学や外国法の科目の履修をとおして、現にある法を批判的に相対化し、あるべき法を大胆に構想していく想像力をも身につけることができるよう配慮している。強靱な思考力も大胆な想像力も、暗記中心の学習によってはけっして身につけることのできない能力であるが、優れた法実務家となるためには必須の能力であり、本法科大学院は、学生がそうした能力を涵養することを重視した教育を実践している。

第3に、「積み上げ型」のカリキュラム構成を採用し、基礎から応用へと、そしてまた、理論的教育から実務基礎教育へと、段階的に学修していくことにより、すべての学生が、法曹としての職務を行っていくうえで必要な基礎的な法知識を修得するとともに、法曹になった後に直面するであろう新たな法的諸問題に的確に対処できる能力の基礎を、あわせて身につけることができるよう配慮している点をあげることができる。すなわち、法学未修者が履修する1年次の法律基本科目は、そのすべてが必修科目となっており、法学未修者は、それらの科目の履修をとおして、基礎的な法的知識と能力を十分に修得したうえで、2年次に進級していく。そして、2年次以降においては、法学未修者と法学既修者とが混在するクラス編成のもとで、法律基本科目を、主として演習形式で提供される授業をとおして、再度徹底的に学習するとともに、展開・先端科目や法律実務基礎科目の履修をとおして、より広い範囲の、より先端的な、そして、より法実務の現場に隣接した法的な知識や能力を涵養していくというカリキュラム構成になっている。

第4は、受講する学生にとって理解しやすい授業、そして教育目標の効果的な達成を可能とする授業を提供するために、教育方法を工夫し、それを実践するよう努めている点である。具体的には、各学期の終了時に、その学期に開講されたすべての授業を対象として、学生による授業評価アンケートを実施している。その結果は、ファカルティ・ディベロップメント（以下、FDという）委員会によって集約され、次学期の始めにすべての教員が参加して開催される教員懇談会（以下、FD集会という）において数値化されたかたちで

示されることによって、全教員の共通認識となっている。FD 集会においてはまた、授業評価アンケートの結果をいかに授業方法や授業内容の改善に結びつけていくかについての検討も行われている。また、授業評価アンケートの個々の科目に関わる数値化不可能な詳細な結果は、それぞれの科目の教員に個別に通知され、それぞれの教員ごとの、授業内容や授業方法の改善に役立てられている。また、授業内容や授業方法に対する学生の要望は、各教員が設けているオフィス・アワーや教務委員が教務委員として設けているオフィス・アワー等をとおしても随時伝えられ、授業内容や授業方法の改善に役立てられている。

第 5 に、大阪市内に開設されている唯一の法科大学院であることを踏まえて、大都市であるがゆえに生ずる種々の法律問題に適切に対処しうる法曹を育てるべく、教材や授業方法に工夫を凝らしていることも、本法科大学院の優れた特色としてあげることができる。その典型が、文部科学省の法科大学院等専門職大学院形成支援経費の交付を受けて開講された 2 つの科目、すなわち、中小企業法と中小企業向け法律相談である。これらはいずれも、大阪地域及び周辺地域には多数の中小企業が立地し、それゆえに、中小企業を当事者とする多数の多様な法律問題が発生していることを踏まえたものであるが、展開・先端科目である中小企業法の授業においては、本法科大学院の教員と大阪市内で開業している本学出身の弁護士が共同して作成したテキストが用いられており、そのテキストには、執筆者である弁護士の実務経験が活かされている《添付資料 10 中小企業法テキスト目次参照》。また、法律実務基礎科目である中小企業向け法律相談では、大阪都心部で本学出身の弁護士によって実施されている、中小企業の事業主を対象とした法律相談が、相談に来訪する者の同意を得たうえで、そのまま授業として活用されている。

第 6 に、大都市において発生する法的問題には、大都市を主たる活動拠点とする企業の経済活動にかかわる問題が多く含まれている点に鑑み、複雑化しかつ多面化する企業の法的ニーズに十全に応えらるとともに、その企業活動が法の枠を超えることのないように的確なアドバイスを提供することのできる法曹の養成を目指して、企業活動の関連する科目を多数開講していることも、本法科大学院の優れた特色としてあげることができる。具体的には、前述の中小企業法及び中小企業向け法律相談に加えて、租税法、労働法、経済法、国際取引法、民事執行・保全法、破産法、知的財産法、金融・保険法、民事再生法・会社更生法、国際経済法、国際民事手続法などを展開・選択科目として開講している。

第 7 として、エクスターンシップの履修可能者の数に制限を設けることなく、履修を希望する学生全員が履修できるようにしていることも、特記すべき点であろう。これは、本学出身の法曹の友好団体である有恒法曹会の呼びかけによって、この有恒法曹会の会員である弁護士の多くが、本法科大学院の学生のエクスターンシップの受け入れ先として、名乗りを上げてくれたことによるものである。その結果、実質的にはすべての学生が、エクスターンシップを履修している。学生は、法律事務所に赴き、法実務の現場に接することによって、法科大学院で学習している内容が、机上の空論ではなく、法実務の現場で実際に活用されていることを実感することができる。そして、そのことが、学生の学習意欲の向上に大きく役立っている。

第 8 に、本学では、法科大学院の教員も含む大学院法学研究科の教員、法学部学生、及び法科大学院の学生を含む大学院法学研究科の学生を構成員とする任意団体「法学会」が組織され、この法学会の主催もしくは後援により、講演会やシンポジウム等が随時開催されていることも、本法科大学院の優れた特色の 1 つであろう。それらの企画に際しては、本法科大学院の教員が講師等を務めるほか、学外からも、実務家や研究者を講師として招

き、最先端の法律問題について、相互に対立しあう多様な見解を学生に提示するとともに、法理論と法実務とがいかに関係し、交錯しているのかを、学生が、具体的な問題をとおして理解することができるよう配慮している。それらの企画はまた、本法科大学院の研究者教員及び実務家教員が、相互に学びあう機会ともなっている。

2 改善を要する点

もちろん、本法科大学院の教育に、まったく問題点がないわけではない。

まず第1に、新司法試験の選択科目の1つである環境法の授業が提供できていないことがあげられる。法科大学院の教育が、学生を新司法試験に合格させることだけを念頭に置いたものであってはならないことは言うまでもないことであるが、新司法試験に、選択科目の1つとして環境法が採り入れられたのは、この科目の実務的な重要性や、環境法に通じた法曹への社会的ニーズの高さを勘案した結果であると推測される。そうであるとしたならば、本法科大学院としても、なるべく早い時期に、展開・先端科目として環境法を開講すべきであろう。

第2に、基礎法学・隣接科目に分類される科目が、基礎法学科目と外国法科目に限定され、それ以外の隣接科目が提供できていないことも、改善を要する点の1つである。本法科大学院創設時には、行政学と公共政策論が隣接科目として開講されていたが、担当教員の他大学への転出等の事情から、平成19年度以降、これらの科目の開講を取り止めている。また、設置認可を申請する以前には、経営学や会計学等の科目を開講する計画もあったが、担当する教員を見出すことができず、開講を断念したという経緯もある。今後は、こうした法学の範疇を超えた社会科学系の諸科目の開講可能性を、そうした科目への学生のニーズを調査しつつ、検討していく必要があるだろう。

第3に、研究者教員と実務家教員とがともに担当する科目が限られていることも、問題点として指摘できよう。現在のところ、そうした科目は、刑事訴訟法総合演習と中小企業法のみである。そして、これらの科目も、研究者教員が担当する回と実務家教員が担当する回に分かれており、毎回の授業に研究者教員と実務家教員とが同席しているわけではない。理論的教育と実務的教育とを架橋する場が法科大学院であるとしたならば、「架橋」を学生に目に見えるかたちで示すためにも、そしてまた、研究者教員が法実務の現実について、実務家教員が法理論の最先端について、知見を深めていく場を設ける意味でも、研究者教員と実務家教員とが共同で授業を行う科目をより多く開講することを検討すべきであるし、その際の共同の方法についても、様々な工夫を試みていく必要があるように思われる。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3-1-1に係る状況)

本法科大学院においては、当該授業科目の性質及び教育課程上の位置付けにかんがみて、1つの授業あたりの受講生の人数を適切な規模にたもっている。各科目の履修登録者は、開講科目一覧の通りであり、この数には再履修者も含まれている。《別添資料7 履修者数一覧表参照》【解釈指針3-1-1-2】。

まず、法律基本科目の1回生配当科目は、3年標準型の定員が約30人とされていることから、原則として、1クラス30人の規模を標準としている。また、2回生配当科目は、平成22年度までは、定員の約75人を3つないし2つのクラスに分けることにより、1クラス25人ないし38人の規模を標準としていた。平成22年度入試から入学定員を減少させたことにより、平成23年度以降は2回生的人数が約60人となるため、2回生配当科目も、1クラス約30人の2つのクラスに分けることを予定している。

次に、法律実務基礎科目の法曹倫理は、1クラスで開講し、75人の規模を標準としている（平成23年度からは、1学年の人数が上記のように変更されるため、60人の規模を標準とする予定である）。それ以外の法律実務基礎科目は、2つのクラスに分けることにより、原則として、1クラス38人の規模を標準としている。また、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目については、学生が選択履修することから、あらかじめ複数のクラスを開講するという措置はとっていないが、1つの授業科目の学生数はおおむね50人以下となっており、全ての科目が1クラス80人以下という基準を充たしている。

以上により、法律基本科目以外の科目についても、少人数による双方向的又は多方向的な教育を行うために適切なクラスの規模が維持されているといえる【解釈指針3-1-1-1】。

なお、他専攻等の学生又は科目等履修生による本法科大学院の授業科目の履修は、履修規程上認められていない。また、授業担当教員の判断により、履修登録していない学生の聴講を認める場合があるが、履修登録をした単位数と聴講の単位数の合計が、登録可能な単位数を超えてはならないと定めている。ただし、講義や演習の規模や形態等による影響が多様であるため、聴講者数の限度は設けず、各教員の判断に委ねている《別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集、pp.36～37：「法曹養成専攻履修規程」第20条参照》【解釈指針3-1-1-3】。

基準 3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準 3-1-2に係る状況)

法律基本科目の1回生担当科目は、3年標準型の定員が約30人とされていることから、原則として、1クラス30人の規模を標準としている。2回生担当科目については、定員の75人を3つないし2つのクラスに分けることにより、原則として、1クラス25人ないし38人の規模を標準としている(平成23年度からは、2回生も約60人となるため、1クラス約30人の規模の2つのクラスに分ける予定である)。本法科大学院では、授業の双方向性を重視しており、法律基本科目の1クラスあたりの学生数が50人を超えないようにしてきたが、平成22年度は、すべての法律基本科目でこの基準を充足している《別添資料7履修者数一覧表参照》【解釈指針3-1-2-1】。

3-2 授業の方法

基準3-2-1

法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

本法科大学院においては、法律基本科目についての正確な知識と、その知識を日々生起する新たな法的問題に応用し、妥当な法的解決を導出していく強靱かつ柔軟な思考能力を養うために、体系的なカリキュラムを備えるとともに、授業においては、各担当教員が創意工夫を凝らして、極めて質の高い授業を行っている。

法律基本科目については、事前に教員が独自に編集した判例集を配布したり、従来の体系にとらわれない講義の順序で学生の理解度を高めたりするなど、科目の特性にあった授業がなされている。また、少人数教育であることの利点を活かし、科目によっては学生による報告も適宜交えた上で、双方向的又は多方向的な討論を適宜実施している。さらに、授業中及び授業以外の時間帯でなされた質問や要望について、必要と認められる限り、適宜、授業内容にフィードバックするなどの柔軟な対応がなされている。なお、1回生担当の法律基本科目については、体系的かつ正確な知識を理解させるために、必要に応じて解説を中心とした授業が行われる例もある《別添資料3 シラバス参照》【解釈指針3-2-1-1】【解釈指針3-2-1-2】【解釈指針3-2-1-3】。

エクスターンシップの履修における守秘義務の厳守については、派遣に先立って、学生に対し事件に関する守秘義務について徹底するとともに、守秘義務に関する「誓約書」に署名捺印させ、本法科大学院にて管理している。万が一、守秘義務違反があった場合には、原則としてその学期の全ての授業科目の成績評価を無効とするとともに、場合によっては、大阪市立大学学生懲戒規程に基づき懲戒の発議を求めることができるとされている。また、法曹倫理の単位を修得したものでなければ、履修登録ができないこととしている《別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集, pp.52~54:「エクスターンシップ実施規程」参照》。

また、「中小企業向け法律相談」においても、学生は法律相談に同席して知った相談者の情報を第三者に漏らしてはならない旨の明文規定があり（同実施規定第5条）、守秘義務に違反した場合については、エクスターンシップの守秘義務違反の場合の規程が準用されている（同実施規程6条）《別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集, p.55:「中小企業向け法律相談実施規程」参照》。

エクスターンシップの成績評価については、本法科大学院の担当教員が、研修先の実務指導者の作成した評価書を踏まえ、派遣学生が作成した報告書等に基づいて厳格に単位認定を行っている。なお、エクスターンシップによる単位認定を受ける学生が、研修先から

報酬を受け取ることはない。エクスターンシップ実施規程第8条(報酬の受け取りの禁止)は、「学生は、派遣期間中に行った文書の作成や判例・文献の調査等に対して、指導担当弁護士又は派遣先事務所から報酬を受け取ってはならない」と明文で報酬の受け取りを禁止している《別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集, pp.52～54:「エクスターンシップ実施規程」第8条参照》【解釈指針3-2-1-4】。

前年度の試験終了後速やかに(新生生については、入学前に行われるガイダンス実施時に)、次年度のシラバスを配布し、各授業の計画、授業の内容、教材及び評価方法について事前に周知している。また、在学生については、前期科目については、前年度の2月、後期科目については前年度の8月に、それぞれ科目ガイダンスを実施し、各科目について授業担当者が5分程度、授業の目的等を伝えるとともに、授業に関する学生からの質問について直接回答する機会を設けている。

授業時間外における学習を充実させるために、1年次の法律基本科目については、授業が連続することがないように、授業時間割を作成している。また、2年次の法律基本科目についても、できる限り同一日に2科目までの履修となるよう、授業時間割を作成している《別添資料4 時間割参照》。

関係資料の配布については、各担当者が、予習のためにできる限り十分な時間的余裕を持たせるように配慮した上で配布することを心がけており、また、授業科目によっては、本法科大学院内のウェブサイト上に開設した「情報提供掲示板」を通じて、レジュメ・資料等をダウンロードさせることにより関係資料を配付している。

各授業担当者は、当該学期中において、あらかじめオフィス・アワーを設定する方法や、電子メールを通じて適宜時間を設定する方法により、学生からの質問に応える機会を設けており、予習又は復習に関して適宜対応できる体制が構築されている。

また、授業時間外の自習が可能となるように、自習室スペースを確保し全学生に専用学習机1つを割り当てている。また、法科大学院専用の資料室を設け、判例集、法令集、法律学全集、基本書等のほか、判例集・法令集のCD-ROM、DVDを配置するとともに、コンピュータにより、インターネットを通して提供される判例データベースが備えられている(【基準10-1-1】参照)【解釈指針3-2-1-5】。

本法科大学院は、学生の事前と事後の自己学習の時間を確保するという観点から、集中講義という授業形態をできる限り避けるようにしているが、平成22年度は、非常勤講師の都合により、経済法の講義を8月に実施した。ただし、学生が事前と事後に予習と復習ができるよう、開講時期を二週間に分散した(8月16日から18日と同月23日及び24日)。この講義の定期試験も、集中講義直後でなく、講義後の学習時間を確保した時期(9月1日)に実施している【解釈指針3-2-1-6】。

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準3-3-1

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。
在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

(基準3-3-1に係る状況)

本法科大学院においては、授業時間外の事前事後の学習時間が十分に確保されるように、学生が履修科目として登録できる単位数の上限を、原則として、1年間について1回生及び2回生につき36単位、3回生につき38単位としている。また、進級が認められた場合の再履修科目単位数については、4単位を限度として履修登録可能な単位数に算入しないものとしている。このため、3回生(最終年次)については、原則として登録可能な単位数の上限は38単位とされているが、再履修科目の登録を含めて42単位までの登録が認められることとなる《添付資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集, p.35:「法曹養成専攻履修規程」第11条参照》【解釈指針3-3-1-1】【解釈指針3-3-1-2】。

なお、本法科大学院では、3年を超える標準年限を定めていない【解釈指針3-3-1-4】。

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点

本法科大学院における教育方法において優れた点としては、まず、各授業担当教員が各自創意工夫をこらして極めて質の高い授業を行っている点を挙げることができる。限られた時間の中で講義の順序を精査し、最も相応しい教材等を使用したうえで、ロースクールならではの双方向的又は多方向的な討論によって活発な議論を主導するように心がけている。

次に、少人数教育が徹底されている点を挙げることができる。とりわけ法律基本科目においては、1つの授業における学生数は、人数が多い場合でも約38人を標準としており、少人数であることを十分に活かした教育が行われている。

また、特色ある取り組みとしては、各学期の開講前に科目ガイダンスを開催していることが挙げられる。学生が複数の科目から選択する際の指針を与えると同時に、事前の予習内容等についての質疑応答の機会を用意することで教育効果を上げるように配慮している。

2 改善を要する点

改善を要する点として考えられるのは、平成22年度、一科目の集中講義を実施せざるをえなかったことである。ただし、集中講義を設けた場合でも、学生が事前と事後の自己学習の時間を確保できるよう、開講時期や試験時期に十分留意したかたちで実施している。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

（基準4-1-1に係る状況）

1 成績評価の基準の設定と学生への周知

法曹養成専攻履修規程第16条（成績の評価及び表示）によれば、授業科目の評価を100点満点法で行う場合は、60点以上を合格、59点以下を不合格とし、次のように表示するものとされる。

AA:100～90点、A:89～80点、B:79～70点、C:69～60点、F:59点以下

また、授業科目の評価を合否判定法で行う場合は、60点以上を合格、59点以下を不合格とし、次のように表示するものとされる《別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集、p.7:「法曹養成専攻規程」第14条、第16条参照》。

合格：100～60点、 不合格：59点以下

本法科大学院の成績評価に関する共通の基準は、履修規程上は以上のように成績のランク分けに関するものに限られるが、上記各評価の表示の意味は、専攻会議の合意事項として次の表のように理解されている。

評価	評点	内容
AA	100～90	極めて優秀と認められる成績である
A	89～80	優秀と認められる成績である
B	79～70	良好な水準に達していると認められる成績である
C	69～60	合格と認められる最低限度の成績であり、今後の努力を要する
F	59点以下	不合格の成績である

履修した授業科目の成績評価は、各授業科目の担当教員が個別に予め示した履修概要（シラバス）の基準によって行う《別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集、p.7:「法曹養成専攻規程」第14条、第16条参照》。したがって、成績のランク分け以外の、各ラ

シラバスの分布の在り方についての方針の設定や成績評価における考慮要素、絶対評価か相対評価か（平成 22 年度はすべての科目が絶対評価）などの基準及びその設定については、原則として各担当教員の裁量に任されている。たとえば、平成 22 年度シラバスによれば、科目の評価方法の項目には、次のような記載が見られる。「授業内の応答、課題など平常点で 30 パーセント、期末試験で 70 パーセントの割合で評価する」、「各講義における質問や議論への参加の状況：15%、学期末の試験：85%」、「各講義における質問や議論への参加の状況（成績評価全体のうち 15%の比重を占める）及び学期末の試験（同じく 85%の比重を占める）により評価を行う」《別添資料 3 シラバス、pp.7～8：「商法（企業組織法）」及び pp.23～24：「公法総合演習 I（憲法訴訟論）」参照》。

しかし、成績評価の不平等をなくすため、各担当教員の裁量の幅をできる限り収束させる目的で、教員間では、成績評価が行われた次の学期の FD 集会で各教員の前学期における成績評価の結果について相互に確認し合っている。

さらに、成績評価に関する申し合わせ事項として次の点がある。単位取得条件に出席状況を組み込むかどうかについては、担当者の判断に委ねることとし、かつ、出席状況を単位取得と関連づける場合は、その旨をシラバスの評価方法に明示することとする（平成 17 年 11 月専攻会議決定事項）。出席状況を単位取得と関連づける場合の目安として、出欠をとる授業等に関しては、原則として実授業時間数の 4 分の 3 以上出席しなければ単位を与えないこととする（平成 17 年 12 月専攻会議決定事項）。長期病欠等の理由による欠席について、当該学生から特別の取扱いの申し出があった場合は、各教員は、適当な代替措置を講じるなどにより、これに対応できることとする（平成 18 年 6 月専攻会議決定事項）。期末試験における本試験において欠席した場合、又は期末レポートを提出しなかった場合の成績評価について、原則として、欠席扱いとする（平成 18 年 6 月専攻会議決定事項）。

規程上の成績評価基準及び各担当教員の採用する成績評価の基準については、学生への周知方法としては、法曹養成専攻便覧及びシラバスの配布の他、ウェブサイト（<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/cu02.html>）でも一部表示している【解釈基準 4-1-1-1】。

2 成績評価基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置

学生が、自己の成績評価に関する疑義について担当教員の説明を求めることのできる「成績に関する疑義申立制度」が存在する。成績疑義の申立事由としては、次の 2 点が認められている《別添資料 1 法学研究科法曹養成専攻規程集、p.50：「成績に関する疑義申立制度規程」第 2 条参照》。

成績疑義の申立は、試験成績の本人開示日から原則として 3 日以内に提出しなければならず（同第 3 条）、疑義申立を受けた教員は、原則として 5 日以内に回答を示さなければならない（同第 4 条）。成績疑義申立に対する回答については、記載の範囲、成績の素点を記載するかどうかは担当教員の判断に委ねられている（平成 16 年 9 月専攻会議決定事項）。なお、再度の疑義申立は認められないが（同第 5 条）、問題が本法科大学院の教育全体に重大な影響があると認められる場合には、専攻長の判断により、特別委員会を設置して当該問題に対処するものとされている（同第 6 条）《別添資料 1 法学研究科法曹養成専攻規程集、pp.50～51：「成績に関する疑義申立制度規程」参照》【解釈基準 4-1-1-2】。

また、法曹養成専攻運営規程第 5 条及び別表に基づき設置される FD 委員会は、FD 活

動（教員の職業的な資質向上のための活動）を支援するため、適正な成績評価に関する事項を審議し、必要な場合には適切な施策を講じるものとされている《別添資料 1 法学研究科法曹養成専攻規程集，p.19：「法曹養成専攻 FD 委員会規程」参照》。また、各学期の始めに必ず、直前の学期の成績評価の結果を議題とする FD 集会を、授業担当教員が参加して開催し、科目間や担当者間の採点分布に関するデータを共有し、問題点を検討することとしている。上述のように、これにより、成績評価について教員間で共通の尺度が一定程度共有されるものとなっている。

なお、筆記試験の採点における匿名性の確保の問題については、本法科大学院が小規模であることもあり、試験の採点の際に匿名によるよりも学生を特定して採点するほうが個々の学生に対するよりきめの細かい指導が可能となるという意見を支持する教員が多数である。このため、制度として採点時の匿名性の確保は行われていない。このため、筆記試験の採点方法は、匿名性の確保を含め、各担当教員の裁量に任されている【解釈基準 4-1-1-2】。

3 成績評価の結果の告知

各学期に成績評価の本人開示日を特定し、学生は当該日以降一定期間、法学研究科事務室において自己の成績評価の結果を知ることができる。成績開示の方法については、ABC 表示による成績に加えて成績分布表を配布することとされている（平成 16 年 9 月専攻会議決定事項）。成績分布表においては、F（不合格）と欠（欠席）を分けて別々に集計することとされている（平成 18 年 6 月専攻会議決定事項）。また、成績開示日以降、総合成績を準備するのに必要な合理的期間内に、総合成績を以下の表記方法（S は Standing（成績順位）の略）で開示することとされている（平成 17 年 6 月専攻会議決定事項）。

S I：総合成績上位 10%

S II：総合成績上位 11～30%

S III：総合成績上位 31～50%

S IV：総合成績上位 51～70%

S V：総合成績上位 71～100%

各科目の成績評価基準の開示について、平成 20 年 3 月の専攻会議において新たに申し合わせがなされ、定期試験作成者は、定期試験に関わる成績評価の基準を、試験成績開示の日までに受験した学生に対して開示することとなった。申し合わせによると、開示は、文書によることとし、学生に対して閲覧・謄写に供することをもって標準とするとされている【解釈指針 4-1-1-3】。

なお、個人情報の取扱いについて、学生の指導資料等個人情報が本人以外に漏洩することのないように十分注意することとする（平成 16 年 9 月専攻会議決定）。

4 期末試験の実施方法における適切な配慮

定期試験は、前期の授業科目については 7 月下旬から 8 月上旬まで、後期の授業科目については 1 月下旬から 2 月上旬まで、試験にかかる注意等を事前に通知した上で、実施される《資料 401, 402 参照》。

なお、不合格となった科目について、1回の再試験の受験を認める再試験制度が平成21年度まで存在していた。しかし、本試験から数週間をおいて再試験を実施しても教育効果は大きくないとする教員が多数を占めたため、平成22年度より、入学年度を問わずすべての学年について再試験制度を廃止することとした（平成22年1月専攻会議決定事項）。

本試験の実施については、授業が終了した日から5日以上を置いた後に試験を実施するものとして、必要な試験準備期間が確保できるように配慮した。

また、試験の際、病気、親族の死亡（2親等以内の親族又は同居の親族に限る。）、その他やむを得ない理由により所定の試験日に受験不能となった者に対して、成績評価の公平性を確保するため、追試験を実施する。追試験の受験を志望する科目の試験終了後、原則として1週間以内に医師の診断書等所定の書類を添付して追試験願の提出があったときに、追試験を認める。追試験受験志願者の受験資格については、専攻会議で判定する。なお、追試験に対する更なる追試験は認めない《別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集，p.36：「法曹養成専攻履修規程」第18条参照》【解釈指針4-1-1-4】。

5 中間試験の実施方法における適切な配慮

授業科目担当教員の判断により、学期末の定期試験のほかに中間試験が、学期途中に適宜、実施されることがある。当該科目の試験による成績評価において、この中間試験の成績が50%以上の割合を占める場合には、担当教員はその旨をシラバス等で予め示すとともに、成績評価の公平性を確保するため、期末試験と同じ要件で追試験を実施する。中間試験の成績が上記の割合に満たない場合には、成績評価の公平性を確保するため、担当教員は、追試験を実施するか、追試験に代わる適切な措置をとるものとする（平成22年9月専攻会議決定）。

6 その他

定期試験の過去問題集を作成し、法学部棟6階の法曹養成専攻資料室において、学生の閲覧に供している（平成16年5月専攻会議決定事項）。ただし、閲覧の対象は、本試験に限られる。また、レポート試験の課題についても、事務担当者によるその内容を伝達することとされている（平成17年11月専攻会議決定事項）。

答案等の保管について、少なくとも5年間適切に保管するものとされている（平成16年9月専攻会議決定事項）。

法曹養成専攻 平成22年度前期試験日程

日時	曜日	開始時間	科目	担当	対象年次	試験時間	試験場
7月28日	水	10:40	人権の基礎理論	渡邊	1年次生	120	120
		10:40	商法総合演習 I	高橋 (英)	2年次生	90	121
		10:40	刑事訴訟実務の基礎	大江・高見	3年次生	120	127
7月29日	木	10:40	民事訴訟法Ⅱ	宇野	2年次生	120	121
		13:00	刑事法理論の展開	高田(昭)・三島	3年次生	120	120
7月30日	金	10:40	民法総合演習 I	高橋(眞)	2年次生	120	120
		14:40	刑事政策	恒光	1・2・3年次生	90	127
8月2日	月	10:40	中国法	王	1・2・3年次生	90	120
		14:40	民法Ⅳ	森山	2年次生	120	127
8月3日	火	13:00	行政活動と法	松戸	2年次生	90	121
		13:00	知的財産法Ⅱ	松村	3年次生	120	120
8月4日	水	10:40	社会保障法	木下	2・3年次生	90	121
		14:40	国際家族法	国友	2・3年次生	120	120
8月5日	木	13:00	民法Ⅰ	高橋(眞)	1年次生	90	121
		13:00	刑事訴訟法総合演習	高田(昭)・高見	2年次生	120	127
		13:00	労働法演習	根本	3年次生	120	120
8月6日	金	10:40	公法総合演習Ⅰ	渡邊	2年次生	120	121
		10:40	民事再生・会社更生法	高田(賢)	3年次生	90	120
		14:40	英米法	勝田	1・2・3年次生	90	121
8月9日	月	10:40	商法理論の展開	小柿	3年次生	90	137
		13:00	法曹倫理	島川・原田	2年次生	90	137
		14:40	国際民事手続法	国友	2・3年次生	120	136
8月10日	火	10:40	刑法Ⅱ	金澤	1年次生	80	120
		10:40	民事訴訟実務の基礎	島川・原田	2年次生	90	121
		10:40	民事執行・保全法	仲田	3年次生	120	132

「法文書作成(山本)、経済法演習(和久井)、民法理論の展開(高橋・森山)」については、担当教員・掲示の指示に従うこと。

「商法(吉井)」については、後期授業中に中間試験を実施します。

※ 持ち込み資料の可否・種類については担当教員の指示に従うこと。

追試験 原則 8月19日(木)、8月20日(金)に実施

但し、教員及び受験生の都合により、変更することもありうる。

※ なお、**8月10日(火)の午後**に、後期科目のガイダンスを予定しています。

(出典：法学研究科事務室保管資料)

定期試験（前期）の実施について

平成22年度定期試験（前期）を次のとおり実施するので、時間割および受験上の注意を熟読のうえ受験すること。

1. 期 間 平成22年7月28日（水）～8月10日（火）

2. 時間割表 左に掲示

3. 受験上の注意

1) 試験室においては、黒板に掲示の着席表のとおり着席すること。

2) 各自の机の上に学生証を提示しておくこと。万一学生証を忘れたときは、必ず法学部事務室に申し出て指示を受けること。

試験開始後、試験監督者により学生証の不携帯を指摘されたときは、当該科目の試験時間終了時まで試験室に待機し、試験監督者とともに法学部事務室に出頭して本人確認を受けること。上記の方法による本人確認がなされなかったときは、当該科目の試験は無効とする。

3) 持ち込みの許可を受けていないものを、机の上に置かないこと。

（携帯電話やポケットベルの類は、いっさい机の上には置かないこと。これらを時計として使用することもできない。電源も切っておくこと）

4) 受験者は、試験開始後20分を経過し、かつ、答案用紙を提出した後でなければ退室することはできない。

5) 遅刻者は、試験開始後20分を経過した後は、入室することはできない。

6) 不正行為を行った者に対しては、その学期の試験成績はすべて無効とする。

7) その他、当該科目の担当者および試験監督者の指示に従うこと。

4. 定期試験における筆記具の取扱いについて

定期試験における筆記具は、黒インクのボールペン又は万年筆に限ることとします。これは、新司法試験の論文式試験において指定される筆記具と同じものです。

法学研究科長

(出典：法学研究科事務室保管資料)

基準 4-1-2

学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

(基準 4-1-2 に係る状況)

1 他の大学院における授業科目の履修等

学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本法科大学院の教育上有益と認められる場合に 30 単位を超えない範囲で本法科大学院における授業科目の履修により修得した単位とみなすことがある。その可否は、本法科大学院の教務委員がその認定を求める学生と面接した結果に基づき、専攻会議で決定する《別添資料 1 法学研究科法曹養成専攻規程集, p.37:「法曹養成専攻履修規程」第 21 条～第 23 条参照》。

2 入学前の既修得単位の認定

学生が本法科大学院入学前に、他の大学院で修得した単位は、本法科大学院の教育上有益と認められる場合に 30 単位を超えない範囲で本法科大学院における授業科目の履修により修得した単位とみなすことがある。その可否は、本法科大学院の教務委員が単位認定を求める学生と面接した結果を踏まえ、入学直後の専攻会議で決定する。この場合、1 年を超えない範囲で修業期間の短縮を認めることがある。その判断は専攻会議で決定する《別添資料 1 法学研究科法曹養成専攻規程集, p.37:「法曹養成専攻履修規程」第 21 条～第 23 条参照》。

3 みなし単位の上限

上記により本法科大学院における授業科目の履修により修得した単位とみなされる単位数の上限は、合わせて 30 単位とする。ただし、現在まで、以上のようなみなし単位の認定がなされた実例は存在しない。なお、みなし単位の認定をする際には、対象となる科目の授業内容がわかるもの（シラバス等）を提出させ、関連科目の教員の意見を聞いたうえで、専攻会議で決定することとなる。

基準 4 - 1 - 3

一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4 - 1 - 3 に係る状況）

1 進級制の採用

1 回生提供の必修科目 30 単位のうち 24 単位以上を修得できない者は、2 回生への進級を認めていない。また、2 回生提供の必修科目 28 単位のうち 22 単位以上を修得できない者は、3 回生への進級を認めていない。進級の決定は、専攻会議で行うこととされている《別添資料 1 法学研究科法曹養成専攻規程集, pp.35～36:「法曹養成専攻履修規程」第 14 条, 第 19 条参照》。なお、以上の進級条件を定める法曹養成専攻履修規程 19 条について、各学年の所定の必修単位数を取得していれば進級を認めるものであり、前年度提供のすべての必修科目の単位を修得する必要はない（すなわち、必修科目の単位に一定程度取りこぼしがあっても進級を認める）ものと解釈されている（平成 17 年 11 月専攻会議決定事項）。

2 原級留置の場合の取り扱い

上記の進級制において、進級が認められなかった者（以下、留年者という。）は、本人の希望に応じて前年度に単位を修得した授業科目について、これを聴講することができる。その場合、聴講する留年生は受講者としてのすべての義務を負い、また、学期途中からの聴講開始又は聴講取消は認められない。なお、一度単位を取得した授業科目について、留年者が再び履修して単位を修得することはできない《別添資料 1 法学研究科法曹養成専攻規程集, pp.35～36:「法曹養成専攻履修規程」第 14 条, 第 19 条参照》。同一学年に在学することができる年限は 2 年とされる《別添資料 1 法学研究科法曹養成専攻規程集, pp.35～36:「法曹養成専攻履修規程」第 14 条, 第 19 条参照》【解釈指針 4 - 1 - 3 - 1】。

3 再履修者の取り扱い

単位を取得できなかった科目を再度履修する者（以下、再履修者という。）についても、当該科目を初めて履修する場合と同様の扱いとすることが、専攻会議において決定されている（平成 19 年 12 月専攻会議決定事項）。

なお、21 年度の進級・留年の状況については、《資料 403》のとおりである。

資料 403 「平成 21 年度の進級、留年状況」

	1 年次生	2 年次生	3 年次生
在籍者数	40	67	72
所定単位取得者数	29	63	69
所定単位不足者数*	11	4	3

* 休学者数を含む。

（法学研究科事務室保管資料から作成）

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1

法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科, 専攻又は学生の履修上の区分にあっては, 当該標準修業年限)以上在籍し, 93単位以上を修得していること。

この場合において, 次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から, 他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を, 30単位を超えない範囲で, 当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお, 93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては, その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から, 当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を, アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で, 当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお, 当該単位数, その修得に要した期間その他を勘案し, 1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下, 「法学既修者」という。)に関して, 1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し, アとイによる単位と合わせて30単位(アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき, それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし, 3年未満の在学期間での修了を認める場合には, 当該法科大学院において, アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位
ウ 刑事系科目	10単位
エ 法律実務基礎科目	6単位
オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

- (3) 法律基本科目以外の科目の単位を, 修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準2-1-3参照。)

(基準4-2-1に係る状況)

本法科大学院の課程を修了するためには、修業年限である3年以上在学し、所要の科目を履修して、94単位以上の単位を修得することが必要である。なお、本法科大学院の課程において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(法学既修者)については、1年次配当の必修科目30単位を既に取得したものとみなされ、法学既修者の第1学年は、2回生とされる。

また、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、本法科大学院の教育上有益と認められる場合には、30単位を超えない範囲で、本法科大学院の専攻における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。その判断は、本法科大学院の教務委員がその認定を求める学生と面接した結果に基づき、専攻会議でこれを行うこととされている。

学生が本法科大学院入学前に他の大学院において修得した単位は、本法科大学院の教育上有益と認められる場合には、30単位を超えない範囲で、本法科大学院における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。この入学前の既修得単位の認定については、本法科大学院教務委員がその認定を求める学生と面接した結果を踏まえ、入学直後の専攻会議で決定することとされている。さらに、この場合、1年を超えない範囲で修業期間の短縮を認めることができる。その判断は専攻会議でこれを行う。

ただし、上記の入学前の既修得単位の認定及び他の大学院における既修得単位の認定により、本法科大学院における授業科目の履修により修得した単位とみなす単位数の上限は、合わせて30単位とされている。

なお、上記の入学前の既修得単位の認定及び他の大学院における既修得単位の認定を求める申請の例はいまだ存在しない。また、法学既修者については、上記の入学前の既修得単位の認定及び他の大学院における既修得単位の認定は行わない《別添資料1 法曹養成専攻規程集, pp.33~38:「法曹養成専攻履修規程」第5条, 第9条, 第21条~第23条参照》【解釈指針4-2-1-1】。

課程修了に必要な授業科目群及び単位数の内訳を表にすると、以下のとおりである。

課程修了に必要な授業科目及び単位数		
科目群		単位数
法律基本科目	公法系科目	10 単位
	民事系科目	32 単位
	刑事系科目	12 単位
法律実務基礎科目		10 単位
基礎法学・隣接科目		4 単位
展開・先端科目		14 単位
履修した上記の科目以外の科目 ただし法律基本科目以外の科目を4単位以上含まなければならない		12 単位
合計		94 単位

上記表に示すとおり、法律基本科目以外の科目の単位数32~40は、修了要件単位数94の3分の1以上となっている(基準2-1-3にかかる記述を参照。)

4-3 法学既修者の認定

基準 4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める(いわゆる法学既修者として認定する)に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

(基準 4-3-1 に係る状況)

本法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(法学既修者)の判定は、入学者選抜試験の結果をふまえて、専攻会議で行う《別添資料 1 法学研究科法曹養成専攻規程集, p.38:「法曹養成専攻履修規程」第 24 条参照》。法学既修者のための入学者選抜試験は、適性試験の成績、本法科大学院が実施する法律科目試験の成績、及び「その他の要素」の考慮により行われる。

このうち法律科目試験としては、憲法、民法、刑事法(刑法、刑事訴訟法)、商法(総則、会社法)、及び民事訴訟法の 5 科目について、試験時間 90 分ないし 100 分の論述式を基本とする試験を実施している。また、「その他の要素」の考慮は、社会人としての経験、公的資格・特技であって、かつ、それが本法科大学院での学習や将来の法曹としての活躍に役立つもの、入学志望動機、学部又は大学院での成績、外国語の能力などを総合してこれを行う。配点は、平成 22 年度入試までは適性試験 200 点、法律科目 500 点(各科目 100 点)、その他の要素 40 点、合計 740 点満点であったが、平成 23 年度入試から適性試験を 100 点とし、合計 640 点満点とする変更を行った《別添資料 8 大学院法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)募集要項, pp.4~5:「5 選抜方法」参照》。

以上のような入学者選抜試験に合格した者は、専攻会議の決定を経て法曹養成専攻履修規程第 24 条に定める法学既修者と認定され、第 1 年次配当の必修科目である人権の基礎理論、統治の基本構造、民法Ⅰ(民事取引法の基礎①)、民法Ⅱ(民事取引法の基礎②)、民法Ⅲ(法定債権関係の基礎)、商法(企業組織法)、民事訴訟法Ⅰ(判決手続の基礎)、刑法Ⅰ(刑法総論)、刑法Ⅱ(刑法各論)、刑事訴訟法の単位(以上、30 単位分)を既に修得したものとみなされる。《別添資料 1 法学研究科法曹養成専攻規程集, p.38:「法曹養成専攻履修規程」第 24 条参照》。

上記の法律科目試験は、本法科大学院の課程において必要とされる法学の基礎的な学識を的確に評価・判断するための内容をもつ。このような内容の法律科目試験を課することによって、法科大学院受験のための表面的な、暗記に偏重した詰め込み学習により生じうる弊害を回避することが期待される。法律科目試験の出題内容は、当該試験の趣旨に即し、複合的な内容の幅広い分野をカバーするものであり、本法科大学院において必要となる基礎的な学識を多面的かつ的確に判定するよう工夫されたものである《別添資料 9 入学者選抜試験問題【2 年短縮型法律科目試験問題】参照》。したがって、特定の教育内容を前提とした試験ではなく、特定の大学・学部出身者に有利になるような出題内容ではない。また、法律科目試験の採点は、匿名化された答案について行われており、出題及び採点において、受験者間の公平性は担保されている。実際、法学既修者として入学した者の出身大学は多様である《資料 404 参照》【解釈指針 4-3-1-1】、【解釈指針 4-3-1-2】。

また、上記のように、本法科大学院では、法学既修者として認定した者については、法律科目試験の試験科目 5 科目に対応した、1 年次配当の法律基礎科目 30 単位を修得したも

のとみなすこととしている【解釈指針4-3-1-3】。

本法科大学院における既修者の認定は、以上のとおりであり、本法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果を考慮することはない【解釈指針4-3-1-4】。

本法科大学院が法学既修者として認定した者について認められる在学期間の短縮は、1年間である。したがって、法学既修者の第1学年は、2回生となり、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている《別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集，p.38：「法曹養成専攻履修規程」第24条参照》【解釈指針4-3-1-5】。

資料 404 「平成 22 年度入学者状況」	
2 年短縮型	
【大学別】	
京都大学、関西大学	各 6 名
大阪市立大学	4 名
東京大学、同志社大学	各 2 名
大阪大学、神戸大学、大阪学院大学、関西学院大学、近畿大学、中央大学、松山大学	各 1 名
合 計	27 名
【入学者数】	
2 年短縮型 27 名	
【男女別】	
2 年短縮型 男子 23 名 (85.2%) 女子 4 名 (14.8%)	
(出典：法学研究科事務室保管資料)	

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点

法科大学院の発足後、しばらくは制度運営について試行錯誤が繰り返されたが、本法科大学院では各学期に2回程度の割合でFD集会が開催され、教員相互間で問題点の共有や情報交換が行われ、制度運営のあり方について一定の合意形成に至っている。専攻会議のような公式の会議の場だけではなく、このような非公式の懇談会の場を持つことによって教員間の率直な意見交換ができ、様々な問題について自由活発な議論が可能になっている。

このFD集会のうち、各学期の初めには、成績評価に関するFD集会を必ず開催し、科目間や担当者間の採点分布に関するデータを共有し、問題点を検討することとしている。この成果として、成績評価の基準についても、授業担当教員の間で一定の合意形成に至っている。

2 改善を要する点

上述のように成績評価については、FD集会等を通じて繰り返し議論されてきた。その結果、成績評価については一定の共通の尺度が教員間で共有されつつある。しかし、各科目の担当教員には依然として広範な裁量権が与えられているため、成績評価について科目間にばらつきが生じ、不平等が生じる可能性が残されている。とりわけ、成績に基づく特待生制度を採用していることから、この問題は重要である。今後の検討課題としては、上記確認事項を各教員が具体的にどの程度一致して実施しているかを不断に検討していくことであろう。FD集会等で今後も継続的に議論していく必要がある。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

1 自己点検及び評価の実施体制

自己点検及び評価の実施組織としては、本法科大学院の開設当初からFD委員会を設けている。FD委員会は研究者専任教員2人と実務家の専任又は特任教員(現在は専任教員)1人より構成されている。FDに関する事項のうち専任教員、特任教員、兼担教員の全体で意見交換すべきものについては、以下の4に述べるFD集会で議論している。重要な案件については専攻会議で提案し、その審議を経た上で決定している【解釈指針5-1-1-2】。

2 学生授業アンケートの実施

授業アンケートは、全科目について、前期、後期の最終授業時になされている。全体アンケートと別に任意に前期、後期それぞれの中間期に独自の授業アンケートを実施している科目もある。全体アンケートの項目は資料501及び502のとおりであり、項目ごとにマークシートで回答する部分と自由記載の部分とに分かれている。アンケートの回収方法については、教員の負担や授業時間への影響、学生の負担等を考慮したうえ種々の方法を試みたが、マークシート部分は担当教員が授業時間中に回収し、自由記載部分は後日学生が事務に持参するとの方式が定着している。授業アンケート結果は、全体を数値化したものと、各担当科目を数値化したものとが対比できるように図表化され、自由記載部分と併せて各担当教員に配布される。また、授業アンケート結果については、下記のFD集会において各担当教員がそれぞれ報告をし、授業方法や学生の受け取り方について全体で議論をする場を確保している。

資料501 「授業アンケート質問用紙」

法曹養成専攻アンケート質問用紙(2010年7月実施)

—— 各自1部

大阪市立大学大学院法曹養成専攻 FD委員会

今後の教育体制の整備に役立てるため、アンケートにご協力ください。
各質問の番号の記入はマークシートの用紙をお願いします。

Q1 学年(1年次生は1, 2年次生は2, 3年次生は3を記入してください)

Q 2 区分 (各学年に対応する該当番号を記入してください)

- | | | |
|---------|-----------|--------------|
| 1 年次生 | 1. 法学部出身者 | 2. 法学部以外の出身者 |
| 2・3 年次生 | 1. 3年標準型 | 2. 2年短縮型 |

Q 3 科目名(1)——法律基本科目, 展開・先端科目

※Q 4・5・6を選択する場合には空欄にしてください。

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 1. 人権の基礎理論 | 5. 民法理論の展開 (後半 森山) |
| 2. 民法 I (民事取引法の基礎①) | 6. 商法理論の展開 |
| 3. 刑法 II (刑法各論) | 7. 刑事法理論の展開 |
| 4. 民法理論の展開 (前半 高橋 (智)) | |

Q 4 科目名(2)——法律基本科目

※Q 3・5・6を選択した場合には空欄にしてください。

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| 1. 行政活動と法 | 5. 商法総合演習 I (企業組織法) |
| 2. 公法総合演習 I (憲法訴訟論) | 6. 民事訴訟法 II (複雑な訴訟・上訴) |
| 3. 民法 IV (家族法の基礎) | 7. 刑事訴訟法総合演習 |
| 4. 民法総合演習 I (民事取引法総合演習①) | |

Q 5 科目名(3)——法律実務基礎科目, 基礎法学・隣接科目, 展開・先端科目

※Q 3・4・6を選択する場合には空欄にしてください。

- | | |
|--------------|----------|
| 1. 法曹倫理 | 4. 法文書作成 |
| 2. 民事訴訟実務の基礎 | 5. 英米法 |
| 3. 刑事訴訟実務の基礎 | 6. 中国法 |

Q 6 科目名(4)——展開・先端科目

※Q 3・4・5を選択する場合には空欄にしてください。

- | | |
|-------------|---------------|
| 1. 刑事政策 | 6. 民事再生・会社更生法 |
| 2. 社会保障法 | 7. 労働法演習 |
| 3. 国際家族法 | 8. 経済法演習 |
| 4. 国際民事手続法 | 9. 知的財産法 II |
| 5. 民事執行・保全法 | 0. 経済法 |

Q 7 この授業の内容の難易度はどれくらいだと思っておりますか。

1 を非常に難しい, 3 をちょうどいい, 5 を非常に易しいとして 5 段階で評価してください。

Q 8 この授業にどのくらい満足していますか。

1 を非常に満足している, 3 を良くもなく悪くもない, 5 を非常に不満であるとして 5 段階で評価してください。

Q 9 予習・宿題の量についてどのように思いますか。

1 を多すぎる, 3 を適度である, 5 を少なすぎるとして 5 段階で評価してください。

Q 10 1 回の授業あたり, 平均して, 予習にどれくらいの時間を割いていますか。

1. 5 時間以上 2. 4～5 時間 3. 3～4 時間 4. 2～3 時間 5. 2 時間未満

Q 11 1 回の授業あたり, 平均して, 復習にどれくらいの時間を割いていますか。

1. 3 時間以上 2. 2～3 時間 3. 1～2 時間 4. 1 時間未満 5. ほぼ皆無

Q 12 授業の進度についてどのように思いますか。

1 を早すぎる, 3 を適度, 5 を遅すぎるとして 5 段階で評価してください。

(出典: 法学研究科事務室保管資料)

資料 502 「授業アンケート質問用紙（自由記載用）」

法曹養成専攻アンケート「自由記載」用紙（2010年7月）

—— 各科目別

※ 各科目別に記入してください。

Q1 学年（該当するものに○を付けてください）

1年次生 2年次生 3年次生

Q2 区分（該当番号に○を付けてください）

1年次生 1. 法学部出身者 2. 法学部以外の出身者

2・3年次生 1. 3年標準型 2. 2年短縮型

Q3・Q4・Q5・Q6 科目名（該当番号に○を付けてください）

《法律基本科目》

- | | |
|----------------------|-------------------|
| 1. 人権の基礎理論 | 5. 民法理論の展開（後半 森山） |
| 2. 民法Ⅰ（民事取引法の基礎①） | 6. 商法理論の展開 |
| 3. 刑法Ⅱ（刑法各論） | 7. 刑事法理論の展開 |
| 4. 民法理論の展開（前半 高橋（智）） | |

《法律基本科目②》

- | | |
|------------------------|---------------------|
| 1. 行政活動と法 | 5. 商法総合演習Ⅰ（企業組織法） |
| 2. 公法総合演習Ⅰ（憲法訴訟論） | 6. 民事訴訟法Ⅱ（複雑な訴訟・上訴） |
| 3. 民法Ⅳ（家族法の基礎） | 7. 刑事訴訟法総合演習 |
| 4. 民法総合演習Ⅰ（民事取引法総合演習①） | |

《法律実務基礎科目，基礎法学・隣接科目，展開・先端科目》

- | | |
|--------------|----------|
| 1. 法曹倫理 | 4. 法文書作成 |
| 2. 民事訴訟実務の基礎 | 5. 英米法 |
| 3. 刑事訴訟実務の基礎 | 6. 中国法 |

《展開・先端科目》

- | | |
|-------------|---------------|
| 1. 刑事政策 | 6. 民事再生・会社更生法 |
| 2. 社会保障法 | 7. 労働法演習 |
| 3. 国際家族法 | 8. 経済法演習 |
| 4. 国際民事手続法 | 9. 知的財産法Ⅱ |
| 5. 民事執行・保全法 | |

Q7 授業の難易度に関して

Q8 授業の満足度に関して

Q9 予習・宿題の量に関して

Q10 授業の予習時間に関して

Q11 授業の復習（時間）に関して

Q12 授業の進度に関して

Q13 その他，授業（試験を含む）に関しての意見・感想等

（出典：法学研究科事務室保管資料）

3 担当学生との面談の活用

各教員が授業以外に学生と接し、学生が抱えている学習上の問題を話し合う機会を確保するために、担当教員制を実施し、面談を実施しているが、この面談における学生の指摘や意見から、設備やカリキュラムなど、学習条件をめぐる問題点を把握し、これを専攻会議や以下の4に述べるFD集会、あるいはメーリングリストでの報告などによって全教員が共有できるようにして、教育方法改善のために役立てている。

4 FD集会の開催

各学年の前期・後期にFD集会を持ち、成績評価の基準や方法、下位成績者への対応、未修者の教育方法などについて、経験を交流するとともに自由に意見を述べ、教育の改善に資する場としている《資料503参照》【解釈指針5-1-1-2】。

また、民事系、刑事系といった分野ごとのFD集会も適宜開かれている。

5 外部研修等への参加奨励

教員の研修として、日弁連主催の研究会や他大学での法科大学院教育関連の催し等の開催情報を各教員に通知することによって参加を奨励し、随時、教員の参加がなされている《資料504参照》【解釈指針5-1-1-2】。

6 今後のカリキュラム・教育のあり方についてのプロジェクト・チームの設置

平成22年10月専攻会議において、「ロースクールにおけるカリキュラムと教育のあり方検討会議」の名称で、今後のカリキュラム（主として法律基本科目）と教育のあり方を検討するためのプロジェクト・チームを設置することとなった。副専攻長が議長となり、公法系、民事系、刑事系から選出された委員から構成されるが、その他の専攻会議メンバーの参加も歓迎するものとされている。本報告書作成時点で第1回会合が開催され、教育・カリキュラムに関する課題の抽出が行われた。

資料503 「平成22年度教員懇談会(FD集会)開催日時および議題」

* 2010年4月1日から10月15日までの期間

平成22年4月20日

- 1 平成21年度後期定期試験の成績について
- 2 平成21年度後期授業評価について
- 3 今年度以降の中間試験ほか学生の文章力を鍛えるための方策について

平成22年7月20日

- ・ 法律基本科目の基本的な知識の定着に向けて

平成22年9月21日

- 1 平成22年度前期定期試験の成績について
- 2 平成22年度前期授業評価について
- 3 今後の取り組みについて

(出典：法学研究科事務室保管資料)

資料 504 「外部研修等への参加状況」

年 月	外部研修名	参加者名
平成 16 年 4 月	司法研修所法科大学院教員研修プログラム（刑事系）	大江洋一教授
平成 16 年 6 月	司法研修所法科大学院教員研修プログラム（授業傍聴等）（民事系）	島川 勝教授 国友明彦教授
平成 17 年 6 月	日弁連主催・模擬裁判に□いてのシンポジウム	島川 勝教授
平成 20 年 2 月	日弁連主催・ロイヤリング研究会拡大研究会（法科大学院におけるロイヤリング科目の教え方	島川 勝教授
平成 20 年 5 月	成績評価方法に関する聴取調査（島根大学法務研究科）	高橋 眞教授
平成 20 年 6 月	大阪弁護士会修習生の事前研修について傍聴	島川 勝教授
平成 22 年 8 月	民事系教員研修（法科大学院教会）	原田裕彦教授

(出典：法学研究科事務室保管資料)

基準 5 - 1 - 2

法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

(基準 5 - 1 - 2 に係る状況)

1 実務家教員の法科大学院教育についての研修について

平成 22 年度より、新任実務家教員を迎えたが、授業開始前より、同人への引き継ぎと研修を開始し、平成 22 年度 4 月の授業開始以降も、同人と前任の実務家教員が共同して、民事訴訟実務の基礎、法曹倫理、中小企業向け法律相談、民事模擬裁判及びエクスターンシップの授業を担当することにより、新任実務家教員の法科大学院における教育上の経験の確保に努めている。

2 学内の研究会における実務家教員からの実務上の知見の吸収

学内の研究会（民法研究会など）に実務家教員も出席し、研究報告や、議論の中で実務上の知見を伝えることにより、研究者教員の実務上の知見が増加している。

3 実務家教員・研究者教員の共同授業担当等

刑事訴訟法総合演習は、実務家教員と研究者教員とが共同で授業を担当し、授業の企画、準備、実施にあたって有益な情報交換をしている《別添資料 3 シラバス、pp.34～36「刑事訴訟法総合演習」参照》。また、法科大学院形成支援基金により設けられた中小企業法では、「中小企業法臨床教育システム」開発の成果として、実務家教員を含む多くの実務家と研究者教員とが共同でテキスト『中小企業法』（平成 19 年刊）を編纂した。同書の第 2 部「実務編」は、第 1 部「理論編」に従って講義を行うにあたり、実務の現状を知るために有益な資料を含むものであり、研究者教員の実務上の知見の補充に貢献している【解釈基準 5 - 1 - 2 - 1】。

4 外部研修への参加奨励

司法研修所の授業傍聴、大阪弁護士会の冒頭修習見学などの研修の開催情報を各教員に通知することによって参加を奨励し、随時、教員の参加がなされている《資料 504 参照》。

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点

本法科大学院は、学生数からして比較的小規模であるので、学生とのコミュニケーションはよく取れており、担当教員制やオフィス・アワーによって個々の学生の学習環境の状況や、そのかかえる問題点を把握して改善に生かしている。

また、実務家教員と研究者教員間の情報交換も、民事系、刑事系などそれぞれの分野ごとに頻繁になされている。

2 改善を要する点

実務家教員と研究者教員の授業の共同や授業参観などについて、個別的には行われているものの、なお組織的に行うには至っていない。各自の授業の改善を超えて、全体に返すための方策を立てることが必要である。

またマークシート形式の授業アンケートについて、平成22年度の回答率は前期が72.4%であった。科目によっては回答率の低いものもあり、教員から学生へのアンケート協力の呼びかけや、最終授業時に用紙を持参していない学生用の予備の用紙を教員が持参することを忘れないようにする等、なお努力が必要である。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

（基準6-1-1に係る状況）

本法科大学院では、法曹養成専攻内に入試委員会を設置している。専攻長、副専攻長及び専攻会議構成員2人の計4人の入試委員が入試委員会を構成する（法曹養成専攻運営規程5条、同別表、法曹養成専攻入試委員会規程1条・2条参照）。入試委員会は、①適性試験、②出題・採点委員の選任と出題・採点の実施、③試験実施体制、④第一次選抜その他選抜に関する決定などの事項を審議し、専攻会議に提出する原案を作成し、必要な場合に適切な措置を講じる任務を果たしている《別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集、pp.25～26：「法曹養成専攻入試委員会規程」参照》【解釈指針6-1-1-1】。

本法科大学院の教育上の理念は、大都市大阪市の市域に設置される唯一の法科大学院として、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指すことにある。真のプロフェッションと呼ぶためには、①新たな法的問題に果敢にチャレンジする精神と、法曹実務の世界においてリーダーシップを発揮し、法実務の発展を担っていこうとする意欲、②実定法の技術的な解釈に終始することなく、基礎法学等の科目や外国法科目、隣接科目、展開・先端科目などについての深い学識に基づいて、現にある法を相対化し、批判的に検討することのできる高度の能力、及び、③人間という存在への深い関心と紛争当事者の苦悩を真摯に受け止めることのできる豊かな人間性を備え、そのうえで、法曹としての社会的責任を十分に自覚し、公益的業務に積極的に取り組む意欲、の3つの資質を兼ね備えていなければならない。本法科大学院における教育は、学生にそのような資質を身につけさせることを目的とするものである《別添資料8 大学院法学研究科法曹専攻（法科大学院）学生募集要項、p.1及び資料601参照》。

こうした教育上の理念及び目的を踏まえ、本法科大学院は、アドミッション・ポリシーにおいて、すべての入学者に、①本法科大学院における厳しい教育に耐えうるだけの基礎的な学力を備えていることに加えて、②人間という存在への深い関心、人の苦しみに共感しようとする姿勢、及び、人々のため、そして社会のために、困難な仕事を遂行しようとする志を有していることを求めることと、そしてさらに、③人間という存在への深い関心や人の苦しみに共感しようという姿勢は、異なる経験を有する者との接触を通して育まれるものであることから、学生層の多様性の確保を重視することを、明示している。

なお、上記の教育上の理念及び目的とアドミッション・ポリシーは、ウェブサイトや法曹養成専攻案内パンフレットを通じて公表されている。パンフレットは募集要項希望者のほか説明会参加者にも配布している。なお、入学者選抜方法や教育活動等についても、パ

ンフレットにその概略を，ウェブサイトにもその詳細を掲載している【解釈指針6-1-1-2】。

資料 601 「法学研究科法曹養成専攻ウェブサイト」

◆教育上の理念、目的

大阪市立大学ロースクール(正式名称大学院法学研究科法曹養成専攻)は、大都市大阪市の市域に設置される唯一のロースクール(法科大学院)として、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指します。

真のプロフェッションと呼びうるためには――

第1に、新たな法的 題に果 にチャレンジする精神と、法曹実務の世界においてリーダーシップを発揮し、法実務の発展を担っていこうとする 欲とを有していなければなりません。

第2に、実定法 技術的な解 に終始することなく、基礎法科目 外国法科目 隣接科目 ・展開・先端科目などについての深い学識に基づいて、現にある法を相対化し、批判的に検 することのできる高度の能力を備えていなければなりません。

第3に、人間 いう存在への い関心と紛 当 者 苦 ・真摯 受け止める とのできる豊かな人間性 ・え、そのうえで、曹としての社会的責任 十分に 覚し、公益 業務 積 的に取り組む意欲を有していなければなりません。

大阪市立大学ロースクールは、大都市という環境のなかで、こうした意味での真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指します。

◆どのような法曹を養成するのか

大都市において発生する法的問題は、大都市を主たる活動拠点とする企業の経済活動にかかわる問題、様々な社会的弱者を含む、大都市に住まう市民の日常生活にかかわる問題、そして、大都市が経済および社会のグローバル化の最先端に位置することに伴う国際的な問題に大別されます。

大阪市立大学ロースクールは、上記の理念および目的を踏まえたうえで、これら3つの法的問題領域を念頭に置き、以下のような3つのタイプの高度の専門性を備えた法曹の養成を目指します。

第1は、複雑化しかつ多面化する企業の法的ニーズに十全に応え とともに、その企業活動が法の枠を超えることのないような的確なアドバイスを提供することのできる、取引 ・財産法、金融法 ・民 手続法、 済法、知的財産法等の ・野についての深い造 ・有する曹です。

第2は、日本国憲法の人権擁護の 神を十分 内面 したう で、市民の日常生活に深くかかわる取引法、財産法、金融法、家族法、民事手続法、刑事法、労働法等の諸分野に精通し、なおかつ、社会的弱者への深い理解と共感をもって、頼りがいのある法的アドバイザーとして依頼 に接するととも ・民事法律扶助事件、国選弁護事件、消 者被害の救済、外国人労働者の権利保護等の様々な分野で、公益的活動 積極的に取 組む法曹です。

第3は 経済および 会のグローバル化の 展に伴って多 している国際取引に か る紛争 外国人を当 者 す 紛 的に的確に対 することので る、 ・取引法 国際私法 国際人権法、外 法などについての深い造詣 有する法曹です。

(出典：法学研究科法曹養成専攻ウェブサイト

(<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/gaiyou01.html>))

◆アドミッション・ポリシー

入学者にはまず、本学ロースクールの厳しい教育に耐えうるだけの基礎的学力が求められます。すなわち、すべての入学者は、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、そして、思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力を備えていなければなりません。さらに、2年短縮型の入学者は、本専攻の1年次に提供される法律基本科目のすべてについて、すでに基礎的な学識を有していなければなりません。

そのような学力に加えて、本学ロースクールは、「教育上の理念、目的」の項で掲げたように、すべての入学者に、人間という存在への深い関心、人の苦しみに共感しようとする姿勢、および、人々のため、そして社会のために、困難な仕事を遂行しようとする志を有していることを求めます。本学ロースクールは、新たな法的問題に果敢にチャレンジする精神を持ち、法曹実務の世界においてリーダーシップを発揮することのできる法曹や、紛争当事者の苦悩を受け止めることのできる豊かな人間性を備え、法曹倫理に富み、公益的業務にも奉仕する法曹の養成を目指しますが、本専攻における教育を通して、そうした法曹になる資質を備えた者であるかどうかは、まず入学の時点において、審査されることとなります。

さらに、本学ロースクールは、学生層の多様性を確保することを重視します。人間という存在への深い関心や人の苦しみに共感しようとする姿勢は、それぞれに異なる経験を有する学生が、真摯に語り合い、他者の経験を可能な限り共有する努力を共にすることを通して陶冶されると考えられるし、また、法を学ぶ場に多様な経験が持ち込まれることは、本学ロースクールが目指すもう一つの目的である、現にある法を相対化し、批判的に検討することのできる高度の能力を有する法曹の養成にも資すると考えられるからです。

(出典：法学研究科法曹養成専攻ウェブサイト

(<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/senbatu02.html>))

基準 6-1-2

入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

(基準 6-1-2 に係る状況)

本法科大学院の入学定員は、平成 21 年度入学者までは 75 人であり、3 年標準型を 40 人程度、2 年短縮型を 35 人程度としてきた。学生層の多様性を確保することに重きを置き、法学既修者以外の入学を予定する 3 年標準型に、全体の 5 割を超える定員を割り当ててきた。その後、平成 22 年度入学者からは、本法科大学院が、専門職大学院としての法科大学院に期待される法曹養成の中核的機関としての役割を、今後とも十全に果たしていくためには、優れた学生を確保することにこれまで以上に努力するとともに、そうして確保した学生に、これまで以上にきめ細かい教育を行っていくことが不可欠であるという認識に基づき、入学定員を 60 人とし、このうち 3 年標準型を 30 人程度、2 年短縮型を 30 人程度とすることとし、現在に至っている。現状においてもなお、3 年標準型に入学定員の 5 割が割り当てられており、アドミッション・ポリシーに掲げられた、学生層の多様性を確保するという方針は維持されている。

入学者選抜試験は、アドミッション・ポリシーに掲げられた学生受入方針を踏まえて実施されている。3 年標準型の入学者は、適性試験、小論文及び「その他の要素」を審査して選抜している。このうち、「その他の要素」としては、社会人としての経験や法学以外の課程の履修経験及び社会的活動（ボランティア活動など）の経験、公的資格・特技であって、かつ、それが本法科大学院での学習や将来の法曹としての活躍に役立つもの、入学志望動機、学部又は大学院での成績、外国語の能力などが総合的に考慮されている。2 年短縮型の入学者は、適性試験、法律科目試験、及び「その他の要素」を審査して選抜している。なお、3 年標準型、2 年短縮型それぞれの入学者選抜試験において、出願者数が募集定員の 7 倍程度を越えた場合には、適性試験の成績により第 1 次選抜を行い、それに合格した者のみを上記の入学者選抜試験の選考対象とするという、2 段階選抜を実施している（別添資料 8 大学院法学研究科法曹専攻（法科大学院）学生募集要項，pp.1～5 参照）。

基準 6-1-3

法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

(基準 6-1-3 に係る状況)

入学者選抜試験では、「開放性」、「公平性」、及び「多様性」の確保が図られており、大阪市立大学法学部出身者が入学者選抜に際して優遇されることはない。平成 22 年度入学者中では、大阪市立大学出身者は、3 年標準型では 27 人中 4 人、2 年短縮型でも 27 人中 4 人となっている。いずれも、2 割以下の人数である。ちなみに、この平成 22 年度入学者を出身大学別に見ると、3 年標準型では大阪市立大学出身者が最も多いが、2 年短縮型では、京都大学出身者と関西大学出身者が、それぞれ 6 人入学しており、大阪市立大学出身者を上まわっている。

また、入学者ではなく、追加合格者を含む合格者の内訳を見ると、平成 22 年度入学者選抜試験では、大阪市立大学出身者は、3 年標準型では 54 人中 8 人で、最も多いが、2 年短縮型では、76 人中 10 人となっており、京都大学出身者の 18 人、大阪大学出身者の 14 人を下まわっている。

ちなみに、大阪市立大学では、大学全体の制度として「大阪市住民及びその子」の入学料をその他の者よりも低く設定している関係上、多数の大阪市民を含むであろう大阪市立大学や大阪近辺の大学の出身者が本法科大学院を志望する傾向があるかもしれない【解釈指針 6-1-3-1】。

なお、本法科大学院は寄付の募集は行っていない【解釈指針 6-1-3-2】。

基準 6-1-4

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準 6-1-4に係る状況)

入学者選抜試験においては、3年標準型でも2年短縮型でも、最終的な合否判定に当たって、適性試験の成績と「その他の要素」が、本法科大学院が実施する小論文試験や法律科目試験の成績とともに、所定の割合で考慮することとされている。そうすることによって、本法科大学院の履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力及び表現力、そしてさらには学習意欲等を多面的に審査したうえで、合格者が決定されている。

なお、2年短縮型の第2次選抜試験においては、適性試験の配点は、平成22年度入学者選抜までは740点中200点にすぎなかったところ、平成23年度入学者選抜試験からは640点中100点と、その割合をさらに小さくしている。これは、2年短縮型の入学者は、法律基本科目30単位を履修したものと見なされることから、そうするにふさわしい法律基本科目についての十分な理解が求められるという判断に基づいてのことである。しかしながら、本法科大学院においては、入学者選抜試験の出願者数が募集定員の7倍程度を越えた場合には、適性試験の成績により第1次選抜をしているため、この適性試験の成績が低い者は、第2次選抜試験を受験することができない。そのことを含めて考えるならば、適性試験の成績は、第2次選抜試験の配点が示している以上に重視されていると言えることができる《資料602参照》【解釈指針6-1-4-1】。

資料 602 第2次選抜試験の配点

①平成22(2010)年度入学者選抜試験まで

区分	適性試験	第2次選抜試験	その他の要素	合計
3年標準型	100	小論文 100	40	240
2年短縮型	200	法律科目 500 (各科目 100)	40	740

※ 合計が同点の者が複数ある場合、合否判定に際しては、第2次選抜試験(3年標準型：小論文、2年短縮型：法律科目)の成績上位者を優先することがあります。

(出典：平成22(2010)年度大学院法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)学生募集要項)

②平成23(2011)年度入学者選抜試験から

区分	適性試験	第2次選抜試験	その他の要素	合計
3年標準型	100	小論文 100	40	240
2年短縮型	100	法律科目 500 (各科目 100)	40	740

※ 合計が同点の者が複数ある場合、合否判定に際しては、第2次選抜試験(3年標準型：小論文、2年短縮型：法律科目)の成績上位者を優先することがあります。

(出典：平成23(2011)年度大学院法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)学生募集要項)

基準 6-1-5

入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準 6-1-5に係る状況)

本法科大学院は公平性・開放性を確保するため、定員に社会人特別枠や他学部出身者特別枠を設けていない。しかしながら、出願書類として、卒業（見込）証明書のほかに、①在籍したすべての大学・大学院の成績証明書、②自己評価書、及び③成績申告書を提出させており、さらに任意に、④語学能力を証明する書類及び⑤公的資格や特技を証明する書類（法学関係の検定試験を除く）の提出を認めており《別添資料 8 大学院法学研究科法曹専攻（法科大学院）学生募集要項，pp.2～3：「3 出願書類等」参照》，これらの提出書類に基づいて、法学以外の多様な知識又は経験を「その他の要素」として考慮している。すなわち、「その他の要素」として、社会人としての経験や法学以外の課程の履修経験及び社会的活動（ボランティア活動など）の経験、公的資格・特技であって、かつ、それが本法科大学院での学習や将来の法曹としての活躍に役立つもの、入学志望動機、学部又は大学院での成績、外国語の能力などが総合的に審査され、その結果が入学者選抜試験における合格者の決定に反映されている【解釈指針 6-1-5-1】。

また、入学者選別試験への出願者のうち、とりわけ社会人については、上記の出願書類のうちの②自己評価書や③公的資格等証明書類などを通じて、その者の社会経験の実質を評価し、それが本法科大学院での学習や将来の法曹としての活躍に役立つかどうかという観点から、「その他の要素」の採点に加味している【解釈指針 6-1-5-2】。

平成 22 年度は、入学者 54 人のうち他学部出身者は 8 人（15%）であり、社会人は 15 人（28%）であった。3 年標準型と 2 年短縮型の内訳は下記の通りである。他学部出身でありかつ社会人である者も入学しているため、他学部出身か、もしくは社会人である者の数は、入学者全体で 16 人（30%）、3 年標準型で 7 人（26%）、2 年短縮型で 9 人（33%）となっている。入学者のうちで他学部出身者又は社会人の占める割合が 3 割を超えるように努めるという努力目標は、かろうじて達成されている状況である【解釈指針 6-1-5-3】、【解釈指針 6-1-5-4】。

しかしながら、出願者のうちで他学部出身者や社会人経験を有する者の占める割合が徐々に低下してきており、それに伴って、入学者のうちで他学部出身者や社会人経験を有する者の占める割合も徐々に低下しているのが現実である。平成 23 年度入学者選抜試験においては、大学院法学研究科法曹専攻（法科大学院）学生募集要項に記載して、受験生に周知していた、「第 1 次選抜において適性試験の点数のみによったのでは、第 2 次選抜試験の受験を認められる者のうちで社会人及び他学部出身者の割合が 3 割に達しない場合には、入学者の多様性を確保するため、社会人に限り、適性試験の点数とともに、実務等の経験をも考慮して、第 2 次選抜試験の受験の可否を決定」という措置を、本法科大学院創設以来はじめて実施した《別添資料 8 大学院法学研究科法曹専攻（法科大学院）学生募集要項，p.4 参照》。

また、入学者のうちで他学部出身者や社会人経験を有する者の占める割合も高めるための措置を検討する過程で、本法科大学院では、出願者を社会人であると見なす要件を、厳しく設定しすぎているのではないかということが問題とされるに至った。そこで、他の法科大学院の社会人要件を参考に、平成 23 年度入学者選抜試験より社会人要件を緩和し、

それまでは、本専攻に入学する以前に3年以上の社会経験を有する者を、社会人として扱うこととしていたのを改め、本専攻に入学する以前に1年以上の社会経験を有する者を、社会人として扱うこととした《資料603参照》。ただし、この変更は、1年以上の社会経験を有する出願者であれば、一律に、入学者選抜試験の合否判定において優遇するという趣旨ではない。それぞれの出願者の社会経験を個別に評価したうえで、「その他の要素」の採点に加味するという方式は、平成23年度入学者選抜試験においても、それ以前と同様に維持されている。

【卒業学部別】	
3年標準型	法学部 25名 (93%)・他学部 2名 (7%)
2年短縮型	法学部 21名 (78%)・他学部 6名 (22%)
【社会人数・比率】	
3年標準型	7名 (25%)
2年短縮型	8名 (30%)

資料603 社会人の要件

① 平成16年度入学者選抜試験から平成22年度入学者選抜試験まで

本専攻の入学者選抜において、社会人とは以下のいずれかに該当する者です。

1. 大学の学部を最初に卒業した後、大学における主として昼間に授業が行われる教育課程で学んだ期間を除き、入学時において満3年以上を経ている者
2. 上記1の条件を満たさない者であっても、以下のいずれかのかたちで、3年以上の社会経験、すなわち、官庁、企業、各種団体等に常勤（いわゆる正社員であるか否かに関わりなく、1週20時間以上の勤務をいう。）で勤務した経験、又は自ら事業を営んだ経験、又は主婦若しくは主夫としての経験を有する者
 - (1) 大学の夜間部又は夜間主コースを卒業し、又は卒業見込みの者で、大学在学中に3年以上の社会経験を有する者
 - (2) 大学の学部を卒業し、又は卒業見込みの者で、大学入学以前に3年以上の社会経験を有する者
 - (3) 大学の学部を卒業し、又は卒業見込みの者で、大学在学中に休学し、その休学期間中に3年以上の社会経験を有する者
 - (4) 大学の学部を卒業し、又は卒業見込みの者で、大学入学前、大学の夜間部又は夜間主コース在学中、大学休学中、および大学卒業後の社会経験が、合算して3年を超える者

なお、社会経験が3年に満たない者であっても、その社会経験が本専攻における学習や将来の法曹としての職務にとって有益なものである者は、社会人として扱います。

(注) この社会人定義に該当することが直ちに「その他要素」の評価において加点事由となるものではありません。その評価においては、自己評価書、その他の提出書類の記載に基づいて実質的な評価を行います。

(出典：平成22(2010)年度大学院法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)学生募集要項)

② 平成 23 年度入学者選抜試験から

本専攻の入学者選抜において、社会人とは、本専攻入学前に、1 年以上（大学における主として昼間に授業が行われる教育課程で学んだ期間を除く。）学業以外の活動に従事することになるものを指します。

ただし、社会経験が 1 年に満たない者についても、その社会経験が本専攻における勉学や法曹としての職務に役立つと認められる場合には、社会人として扱います。

（注）この社会人定義に該当することが直ちに「その他要素」の評価において加点事由となるものではありません。その評価においては、自己評価書、その他の提出書類の記載に基づいて実質的な評価を行います。

（出典：平成 23（2011）年度大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）学生募集要項）

6-2 収容定員と在籍者数

基準6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

(基準6-2-1に係る状況)

本法科大学院の収容定員は、平成21年度までは1学年75人であったが、平成22年度より、1学年60人に削減した。したがって、平成22年度においては、3学年全体の収容定員は210人(=75人+75人+60人)となる【解釈指針6-2-1-1】。これに対して、平成22年5月1日の在籍者数は、休学中の者も含めて162人であり、収容定員を大幅に下回っている。

なお、平成21年度までは、3年標準型の入学定員を40人程度、2年短縮型の入学定員を35人程度としており、平成22年度からは、3年標準型と2年短縮型のいずれも、募集定員を30人程度としているので、この入学定員どおりに学生が入学し、標準在学年限で修了しているとする、平成22年5月1日の在籍者数は175人となるはずである。しかしながら、上記のとおり、実際の在籍者数は、これを若干下まわっている。

こうした状況が、本法科大学院の創設以来続いており、在籍者数が収容定員を上回るといった事態に直面したことがない。そのため、そうした状態が恒常的とならないための措置も、これまでのところは講じていない【解釈指針6-2-1-2】。

基準 6-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

(基準 6-2-2に係る状況)

本法科大学院においては、毎年度、過去の入学者選抜試験における入学手続き率を考慮して、入学定員を若干上まわる数の合格者をだしている。しかしながら、入学者が募集定員を大幅に上まわることがないように、合格者の数を控え目に決定しているため、入学手続き者数が募集定員を下まわり、若干の追加合格者をだすことが恒常化している。その結果、入学手続き者数と入学定員との乖離はほとんどない。

また、修了に必要な単位を標準在学年限中に修得できず、標準在学年限を超えて在学する者も、それほど多くはなく、在学者数が収容定員を大幅に上まわるという事態も生じていない。したがって、今のところは、在籍者数を考慮して、入学定員を見直す必要もない【解釈指針 6-2-2-1】。

	出願区分と 募集定員	第2次選抜 合格者数	追加合格 者数	入学者数（追加 合格者を含む）
平成 16 年度 入試	3 年標準型（40 名程度）	59	7	37
	2 年短縮型（35 名程度）	55	2	32
	合計（75 名）	114	9	69
平成 17 年度 入試	3 年標準型（40 名程度）	55	6	30
	2 年短縮型（35 名程度）	52	4	41
	合計（75 名）	107	10	71
平成 18 年度 入試	3 年標準型（40 名程度）	64	4	38
	2 年短縮型（35 名程度）	49	5	36
	合計（75 名）	113	9	74
平成 19 年度 入試	3 年標準型（40 名程度）	61	7	39
	2 年短縮型（35 名程度）	56	0	37
	合計（75 名）	117	7	76
平成 20 年度 入試	3 年標準型（40 名程度）	60	8	36
	2 年短縮型（35 名程度）	51	5	35
	合計（75 名）	111	13	71
平成 21 年度 入試	3 年標準型（40 名程度）	53	6	38
	2 年短縮型（35 名程度）	47	14	36
	合計（75 名）	100	20	74
平成 22 年度 入試	3 年標準型（30 名程度）	46	8	27
	2 年短縮型（30 名程度）	68	8	27
	合計（60 名）	114	16	54

2 優れた点及び改善を要する点等

1. 優れた点

優れた点としては、本法科大学院においては、大阪市立大学出身者のための特別枠を設けていないことはもちろん、他学部出身者特別枠や社会人特別枠などさえも設けておらず、そうすることによって、「公平性」と「開放性」を徹底して確保していることをあげることができる。

それに加えて、「公平性」と「開放性」とともに、「多様性」をも確保するために、出願者すべてに自己評価書等の提出を求め、出願者それぞれの社会人としての経験等を「その他の要素」として評価する第2次選抜試験を実施している点も、優れた点として評価することができよう。なお、「その他の要素」は、3年標準型においても2年短縮型においても、第2次選抜試験における合否判定に際し、評価の対象となっている。

2. 改善を要する点

これまで一貫して、入学者が募集定員を上回ることはないように、控え目に合格者数を決定してきた。その結果、入学手続者が募集定員を下回り、追加合格者を決定することが恒常化しているが、その追加合格者の決定に際して、追加合格対象者のうちに入学者選抜試験の得点が同点である者が多数おり、入学定員を上回ることになる人数の追加合格者をださざるを得ないことがあった。ただし、この点については、同点者複数の場合には、本学の第2次選抜試験の成績上位者を優先することとして、やや改善されている《資料 602 参照》。

また、現時点においては改善を要する点であるとは考えられていないが、入学者選抜試験の試験問題の適切性について、検討を行っていく必要がある。すなわち、3年標準型の小論文試験の試験問題や、2年短縮型の法律科目試験の試験問題が、法曹養成のための専門職大学院への入学者を選抜するという目的に適合的なものであるかどうかを、入学者の在学中の成績や新司法試験の受験結果等を踏まえて検討し、もしも何らかの改善が必要であり、かつ可能であると判断されたならば、改善を行っていくべきであろう。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

(基準7-1-1に係る状況)

1 新入生に対する履修指導

①入学前の履修指導

まず、1月の入学手続きの際に、法学入門書等の紹介の文書や、前期開講科目の教科書・予習範囲に関する書面を配布する《資料701参照》。それに加えて、希望者には、正副専攻長や教務委員など専任教員6,7人が個別相談に応ずる。個別相談を通じて、学生の不安感等を取り除き、入学後の学習に円滑に入っていけるよう努めている。個別相談の内容は多岐にわたるが、入学までの勉強の仕方・程度、授業の形態や予習・復習の量などが含まれる。

3月上旬の土曜日から日曜日には、新入生向けに説明会を行う（ただし入学前であることを考慮して学生の出席は任意としている。欠席した学生には配布書類を送付している）。本法科大学院の便覧や講義概要、前期開講の各科目の資料集を配布したうえ、教務委員等から、授業の進め方や法分野ごとの勉強の仕方などについて説明する《資料702参照》。この段階で、学生は、分野別の勉強の仕方や各授業の全体像・狙いを理解することができ、また、配布資料に基づいて本格的に予習できる態勢になる。

上記に加えて平成22年度入学者については、アカデミック・アドバイザーが授業の予習及び復習の仕方、司法試験の受験に向けての心構えや準備の仕方などについて、自己の体験談を交えて話をする学習オリエンテーションを行った。

②入学後の履修指導

4月早々にあらためて説明会（全員参加）を行う。この説明会では、前期開講科目の各担当教員が出席し、それぞれの授業の内容や進め方について解説する。それとともに、担当の委員・職員が履修手続きや自習室、資料室、図書館、データベース等の使い方などについて説明する《資料703参照》。

以上のように、新入生向けには、授業開始までに3回にわたって入学後の学習環境等について説明する機会を設け、学生が本法科大学院での生活にすみやかになじめるよう努めている【解釈指針7-1-1-1】。

資料 701 「入学手続き時に配布した『法学入門関連の推薦書および辞典について』
(抜粋)

特定の前期科目の予習のために必要というわけではありませんが、法科大学院での学修の前提として、法学に関する入門文献のうち下記のことを推薦します。

これらは、とりわけ、3年標準型学生が、各科目で求められた予習文献を読むための基礎的な知識を得るという点で学修の助けとなることと思います。さらに2年短縮型学生が、基礎から法学を見直す手段としても有意義であると思われる

書店などで実際に見比べた上で、各自の興味や法学知識に応じて、これらのうち少なくとも1冊は手元において学修の助けとされることを推薦します。

なお、基礎的な法律用語を各自が調べるための辞典としては、金子宏ほか編『法律学小辞典〔第4版補訂版〕』(有斐閣, 2008)を推薦します。

<一般的な文献>

①松本恒雄ほか『日本法への招待〔第2版〕』(有斐閣, 2006)

法学の初学者向けに、法領域ごとに、裁判例・審決例の読み方と法的問題に関する解説、および法律用語集から構成されている。初学者を意識して難解な法律用語に関する丁寧な説明がなされているほか、知的財産権や労働法といった先端分野における最新の裁判例をも扱う。

(以下, 略)

(出典: 法学研究科事務室保管資料)

資料 702 「平成 22 年度新入院生向け入学前説明会」(抜粋)

平成 22 年 2 月 27 日 (日) 午後 1 時から 3 時 45 分

- 1 専攻長あいさつ (吉井専攻長)
- 2 教育内容の説明
 - (1)シラバスの一般的説明 (渡邊教務委員)
 - (2)ロースクールにおける勉強についての一般的説明 (渡邊教務委員)
 - (3)分野別の説明
 - ①公法科目の内容・予習の内容について (渡邊教務委員)
 - ②民法科目の内容・予習の内容について (吉井専攻長)
 - ③刑事法科目の内容・予習の内容について (三島副専攻長)
- 3 質疑応答
- 4 事務的手続き
- 5 生協からの説明
- 6 施設の見学
- 7 アカデミック・アドバイザーによる学習オリエンテーション
 - 未修者向け (薛 弁護士)
 - 既修者向け (具 弁護士)

(出典: 法学研究科事務室保管資料)

午前の部 (新入生対象)

- 1 あいさつ (安竹研究科長・三島法曹養成専攻長・原田実務家教員代表)
- 2 履修に関する説明 (平教務委員)
諸規定, 履修方法, 時間割, 履修モデル, オフィス・アワー等の説明
- 3 各種手続きに関する説明 (事務担当者)
- 4 特待生制度の説明 (平教務委員)
- 5 関係施設とその使用方法等の説明 (事務担当者)
自習室・資料室・TKC の説明, 図書館のガイダンス日の紹介など
・・・略・・・

午後の部 (その 1) (新入生対象) (司会: 渡辺・平)

- 9 授業の準備に関する説明 (質疑応答を含む)
 - 1 年生…人権の基礎理論 (渡辺), 民法 I (高橋眞), 商法 (吉井), 刑法 I (三島), 刑法 II (金澤)
 - 2 年生…公法総合演習 I (渡辺), 行政活動と法 (松戸), 民法 IV (森山), 民法総合演習 I (高橋眞), 商法総合演習 I (高橋英治), 民事訴訟法 II (宇野), 刑事訴訟法総合演習 (高田・高見), 法曹倫理・民事訴訟実務の基礎 (原田), 社会保障法 (木下), 国際家族法・国際民事手続法 (国友)
 - 1・2 年生・・・英米法 (勝田), 中国法 (王), 刑事政策 (恒光)

午後の部 (その 2) (全学生対象)

- 10 在校生全員に対する説明など
- 11 在校生から新入生に向けての挨拶
- 12 自習室席くじ引きなど

(出典: 法学研究科事務室保管資料)

2 法学未修者への配慮

法学未修者に対しては, 上記 1①で述べたように, 1 月の入学手続き時に, 法学全般の入門書を示し, 法学一般について概括的な知識を得ておくよう促すとともに, 各科目につきどこをどのように勉強すればよいのかを示す《資料 701 参照》。そして, より具体的な準備学習の方法についての相談を希望する者に対しては, 入学手続後の個別相談や 3 月上旬の説明会での質疑応答において指導するようにしている。

1 年次前期は, 法学の授業をまったく初めて受ける学生がいることを考慮して, 必修科目を 14 単位以内にとどめている《別添資料 1 法学研究科法曹養成専攻規程集, p.44:「カリキュラムの全体像」参照》。このように, 基本科目の予習・復習に時間をかけることができるようカリキュラムを組んでいる。

各講義の担当者は, 法学未修者であることを念頭に置き, 丁寧に説明するとともに, 授業中に行われる質疑応答, レポート・中間テスト, さらには任意の授業アンケートなどを通じて, 学生の理解度を確かめながら講義を進めている。

また, 個別的にも, オフィス・アワーでの質疑応答や基準 7-1-2 で述べる担当教員による個別面談において, 授業についてくることができているかどうかを確かめ, 必要に応じた助言を行っている。さらに, FD 集会においても, 教員間で相互に情報交換しあい,

それぞれの授業における指導に活かすよう努めている【解釈指針 7-1-1-2】。

3 法学既修者に対する履修指導

2 年次、とくに前期については必修科目として基本科目（主に演習）を多数配置している。法学既修者として入学してきた学生の多くは、生の判例を精読して事案を整理し問題点を抽出するとか、ある事項について見解の異なる論文を読んでその対立の要を整理するなどの作業に慣れていない。そこで、2 年次については、個別の論点の理解を深めることはもちろん、これまでの勉強方法を見直し、深く学ぶことの重要性とその方法論を修得させることを目指している《別添資料 3 シラバス, p.27:「民法総合演習 I（民事取引法総合演習①）」1 講義等の内容参照》。

また、2 年次後期には、実務家教員が担当する選択必修科目として、民事法総合演習と刑事法総合演習を提供している。いずれも、実体法と手続法双方の諸問題を実務的な観点から扱う授業であり、学生に、それまでの理論教育から得た知識を総動員しながら、実務の枠組みの中でどのように対処すべきかを学ばせるものである。また、前期の必修科目である刑事訴訟法総合演習では、研究者教員と実務家教員の 2 人が担当し、理論を踏まえながら、実務上の諸問題にどのように立ち向かえばよいかを学生に考えさせる授業をおこなっている《別添資料 3 シラバス, p.34:「刑事訴訟法総合演習」1 講義等の内容参照》。

3 年次には、学生は、2 年次までの学習を基礎にして、民事再生・会社更生法、金融・保険法などさまざまな展開・先端科目を学ぶとともに、実務家教員による刑事訴訟実務の基礎、弁護実務基礎論、民事模擬裁判、刑事模擬裁判、中小企業向け法律相談などの実務に関係する科目を学習する。刑事訴訟実務の基礎では、教員から示された具体的事案に関して、手続きの各段階で実務家がどのように対応していけばよいのかにつき検討していく《別添資料 3 シラバス, p.65:「刑事訴訟実務の基礎」1 講義等の内容参照》。また、中小企業向け法律相談は、実際の法律相談に学生が同席するなどして、生の事件で相談にどのように応ずればよいかを学ぶ科目である《別添資料 3 シラバス, p.176:「中小企業向け法律相談」1 講義等の内容参照》。

これらのほかに、2 年次後期及び 3 年次前期のそれぞれの期末試験の後に、学生が法律事務所で実地に研修をうけるエクスターンシップを設けている。

以上のように、理論面と実務面の両方を総合的に修得できるようカリキュラムを組んであるが、このようなカリキュラムに学生が対応していけるよう、オフィス・アワーでの質疑応答や担任教員の個別面談で学生に授業の感想等を尋ね、必要に応じて、他の研究者教員・実務家教員の協力も得ながら助言するよう努めている【解釈指針 7-1-1-3】。

4 教育理念・目的との関連性

Ⅲ第 1 章 1, 1-1 に記載したように、本法科大学院は、大阪市が大都市であるがゆえに発生するさまざまな法的問題（具体的には企業の経済活動、社会的弱者を含む市民の日常生活、経済・社会のグローバル化に関わる問題）に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹を養成することを理念としている。その理念を実現すべく、企業の経済活動に関わる科目（経済法・演習、知的財産法 I・II・演習、国際経済法、国際取引法、金融・保険法、民事再生・会社更生法、中小企業法、中小企業向け法律相談など）、市民生活に関わる科目（社会保障法、労働法・演習、破産法、国際家族法など）、グローバル化に関わる科目（国際法・演習、国際人権法、国際経済法、国際取引法、国際

財産法，国際民事手続法，英米法，ドイツ法，中国法など）などを提供している。

そして，4月の説明会の際には，新入生に上記の3つの理念に応じた履修モデルを示し，基礎法学・隣接科目や展開・先端科目を選択するときの目安にするよう指導している《別添資料 5 法学研究科法曹養成専攻パンフレット，pp.3～4：「法曹養成専攻履修モデル」参照》【解釈指針 7-1-1-4】。

基準 7-1-2

各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

(基準 7-1-2 に係る状況)

第 1 に、各教員は、毎回の授業終了後、学生からの質問に丁寧に答えるようにしている。多くの学生からさまざまな質問が出されるので、質疑応答は長時間に及ぶのが通常である。

第 2 に、各教員は、授業を担当する学期について、毎週一定の時間帯にオフィス・アワーを設定し、学生からの質問や相談に応じるようにしている。学生には、前学期の定期試験終了後（ただし入学直後については授業開始直前）に開かれる全員参加の科目説明会や初回の授業のほか、オフィス・アワーの時間帯を掲示により連絡している。なお、オフィス・アワーにおける学生の来訪には事前予約は不要とするのが通常だが、事前予約を必要とする場合には、電子メールで連絡するよう伝えている《資料 704 参照》【解釈指針 7-1-2-1】。

資料 704 「オフィス・アワー一覧表（平成 22 年度前期）」

オフィス・アワー一覧表						
担当者	科目名	曜日	時間	対象学年	事前連絡等	
渡邊 賢	人権の基礎理論	金	16:00~18:00	1		
	公法総合演習 I			2		
松戸 浩	行政活動と法			2	曜日、時間の設定をしませんのでメールで事前に予約してください。	
高橋 真	民法 I	金	13:00~14:30	1		
	民法総合演習 I	金	14:40~16:10	2		
森山 浩江	民法 IV	水	17:00~18:00	2	事前にメールで予約してください。	
	民法理論の展開			3		
高橋 智也	民法理論の展開			3	曜日、時間の設定をしませんのでメールで事前に予約してください。	
吉井 敦子	商法	木	13:20~14:00	1		
高橋 英治	商法総合演習 I		各クラスとも、授業終了時	2	これ以外の時間に来られる場合、メールで事前にお知らせ下さい。	
小橋 徳武	商法理論の展開	水	14:40~16:10	3		
宇野 聡	民事訴訟法 II	木	14:40~16:10	2		
三島 聡	刑法 I			1	曜日、時間の設定をしませんのでメールで事前に予約してください。	
	刑事法理論の展開			3		
金澤 真理	刑法 II	水	14:30~16:00	1		
高田 昭正	刑事訴訟法総合演習	月	14:00~15:00	2		
	刑事法理論の展開			3		
高見 秀一	刑事訴訟法総合演習	木	授業終了後	2		
	刑事訴訟実務の基礎			3		
大江 洋一	刑事訴訟実務の基礎	木	授業終了後	3		
原田 裕彦	法曹倫理			2	曜日、時間の設定をしませんのでメールで事前に予約してください。	
	民事訴訟実務の基礎			2		
山本 健司	法文書作成			3	曜日、時間の設定をしませんのでメールで事前に予約してください。	
勝田 卓也	英米法			1・2・3	曜日、時間の設定をしませんのでメールで事前に予約してください。	
王 農	中国法			1・2・3	曜日、時間の設定をしませんのでメールで事前に予約してください。	
恒光 徹	刑事政策	水	授業終了後	1・2・3		
木下 秀雄	社会保障法	水	12:30~14:00	2・3	事前にメールで連絡してください。	
	国際家族法			2・3		
国友 明彦	国際民事手続法			2・3	曜日、時間の設定をしませんのでメールで事前に予約してください。	
仲田 哲	民事執行・保全法	木	授業終了後	3		
高田 賢治	民事再生・会社更生法	金	授業終了後	3	これ以外の時間に来られる場合、メールで事前にお知らせ下さい。	
根本 到	労働法演習	木	11:00~12:30	3		
松村 信夫	知的財産法 II	火	12:30~13:30	3	但し、変更がある場合には個別に掲示する。	

(出典：法学研究科事務室保管資料)

第 3 に、1 年生 3~4 人、2・3 年生 5~7 人に教員 2 人ずつを割り当て、担当の教員が個別に相談に応じる担当教員制をとっている。担当教員は、受け持ちの学生全員と面談をするとともに、学生からの個別の相談に臨機応変に対応できる態勢をとっている。学生の個別の学習上・生活上の悩みに関する相談のほか、カリキュラムや資料室の蔵書、

備品、ゼミ室の利用などについての要望が、この制度を通じて出されている《資料 705 参照》。

第 4 に、広い意味で教務に関わる事項については、教務委員が学生からの要望や、相談、問合せに応ずることになっている。そのため、学生からは実にさまざまな相談等が寄せられる。カリキュラム一般や蔵書・備品などについての要望はもとより、クラス分けや定期試験日程、卒業後の図書館・資料室の利用に関する要望などである。

第 5 に、本法科大学院では、教員と学生との距離をできるだけ狭め、学生が教員に質問や相談をしやすい環境をつくるよう心がけている。たとえば、オフィス・アワー以外の時間帯でも、学生の質問に可能なかぎり応じるようにしている。教員が研究室にいると、オフィス・アワー以外でも学生が質問しにくることもしばしばであり、また、教員がキャンパス内を歩いているのを学生が認めて、質問しにくるということもめずらしいことではない。

なお、本法科大学院は、規模が比較的小さいこともあって、学習相談室のような独立した相談窓口は置いていない。教員が面談や電子メールにより相談に応じている。もっとも、重要な相談についてまで、個々の教員の対応に委ねているわけではない。相談を受けた教員が、正副専攻長や関係する教員と連絡を取り合い、専攻全体として取り組むようにしている。個々の教員の熱意と教員相互の協力体制により、学生の悩みや要望を吸い上げ、適正に解決できるよう努めているところである【解釈指針 7-1-2-2】。

資料 705 担当教員一覧表

1年次生		2年次生		3年次生	
学籍番号	担当	学籍番号	担当	学籍番号	担当
P10JA001	王・金澤	P09JA001	国友・高橋(智)	P10JA201	王・金澤
P10JA002	王・金澤	P09JA002	国友・高橋(智)	P10JA202	王・金澤
P10JA003	国友・高橋(智)	P09JA003	国友・高橋(智)	P10JA203	国友・高橋(智)
P10JA004	国友・高橋(智)	P09JA005	高田(昌)・大江	P10JA204	国友・高橋(智)
P10JA005	国友・高橋(智)	P09JA006	高田(昌)・大江	P10JA205	国友・高橋(智)
P10JA006	国友・高橋(智)	P09JA008	高田(昭)・仲田	P10JA206	高田(昌)・大江
P10JA007	高田(昌)・大江	P09JA009	高田(昭)・仲田	P10JA207	高田(昌)・大江
P10JA008	高田(昌)・大江	P09JA010	高田(昭)・仲田	P10JA208	高田(昌)・大江
P10JA009	高田(昭)・仲田	P09JA011	阿部・松戸	P10JA209	高田(昭)・仲田
P10JA010	高田(昭)・仲田	P09JA013	阿部・松戸	P10JA210	高田(昭)・仲田
P10JA011	阿部・松戸	P09JA016	高橋(眞)・吉井	P10JA211	高田(昭)・仲田
P10JA012	阿部・松戸	P09JA017	高橋(眞)・吉井	P10JA212	阿部・松戸
P10JA013	高橋(眞)・吉井	P09JA018	高橋(眞)・吉井	P10JA213	阿部・松戸
P10JA014	高橋(眞)・吉井	P09JA020	高橋(英)・山本	P10JA214	高橋(眞)・吉井
P10JA015	高橋(英)・山本	P09JA021	高橋(英)・山本	P10JA215	高橋(眞)・吉井
P10JA016	高橋(英)・山本	P09JA022	高橋(英)・山本	P10JA216	高橋(英)・山本
P10JA017	小楠・松村	P09JA023	高橋(英)・山本	P10JA217	高橋(英)・山本
P10JA018	小楠・松村	P09JA025	小楠・松村	P10JA218	小楠・松村
P10JA019	根本・高見	P09JA026	小楠・松村	P10JA219	小楠・松村
P10JA020	根本・高見	P09JA028	根本・高見	P10JA220	根本・高見
P10JA021	根本・高見	P09JA029	根本・高見	P10JA221	根本・高見
P10JA022	平・森山	P09JA030	根本・高見	P10JA222	平・森山
P10JA023	平・森山	P09JA031	根本・高見	P10JA223	平・森山
P10JA024	平・森山	P09JA032	平・森山	P10JA224	平・森山
P10JA025	原田・高田(賢)	P09JA033	平・森山	P10JA225	原田・高田(賢)
P10JA026	原田・高田(賢)	P09JA035	原田・高田(賢)	P10JA226	原田・高田(賢)
P10JA027	原田・高田(賢)	P09JA037	原田・高田(賢)	P10JA227	原田・高田(賢)
P09JA004	高田(昌)・大江	P08JA011	王・金澤	P09JA210	阿部・松戸
P09JA012	阿部・松戸	P08JA015	王・金澤	P09JA214	高橋(眞)・吉井
P09JA014	阿部・松戸				
P09JA015	高橋(眞)・吉井				
P09JA019	高橋(英)・山本				
P09JA024	小楠・松村				
P09JA027	小楠・松村				
P09JA034	平・森山				
P09JA036	原田・高田(賢)				
P09JA038	原田・高田(賢)				
P08JA028	王・金澤				
P08JA001	高田(昌)・大江	P09JA201	国友・高橋(智)		
P08JA002	高田(昌)・大江	P09JA202	国友・高橋(智)		
P08JA003	高田(昌)・大江	P09JA203	国友・高橋(智)		
P08JA004	高田(昭)・仲田	P09JA204	高田(昌)・大江		
P08JA005	高田(昭)・仲田	P09JA205	高田(昌)・大江		
P08JA006	高田(昭)・仲田	P09JA206	高田(昌)・大江		
P08JA007	高田(昭)・仲田	P09JA207	高田(昭)・仲田		
P08JA008	阿部・松戸	P09JA208	高田(昭)・仲田		
P08JA009	阿部・松戸	P09JA209	高田(昭)・仲田		
P08JA010	阿部・松戸	P09JA211	高橋(眞)・吉井		
P08JA012	高橋(眞)・吉井	P09JA212	高橋(眞)・吉井		
P08JA013	高橋(眞)・吉井	P09JA213	阿部・松戸		
P08JA014	高橋(眞)・吉井	P09JA215	阿部・松戸		
P08JA016	高橋(英)・山本	P09JA216	高橋(眞)・山本		
P08JA017	高橋(英)・山本	P09JA217	高橋(英)・山本		
P08JA018	小楠・松村	P09JA218	高橋(英)・山本		
P08JA019	小楠・松村	P09JA220	小楠・松村		
P08JA021	根本・高見	P09JA221	小楠・松村		
P08JA022	根本・高見	P09JA222	小楠・松村		
P08JA023	根本・高見	P09JA223	小楠・松村		
P08JA024	平・森山	P09JA224	根本・高見		
P08JA025	平・森山	P09JA225	根本・高見		
P08JA026	平・森山	P09JA226	根本・高見		
P08JA027	平・森山	P09JA227	平・森山		
P08JA029	原田・高田(賢)	P09JA228	平・森山		
P08JA030	原田・高田(賢)	P09JA229	原田・高田(賢)		
P08JA031	王・金澤	P09JA231	原田・高田(賢)		
P08JA032	王・金澤	P09JA232	原田・高田(賢)		
P08JA033	王・金澤	P09JA233	王・金澤		
P08JA034	国友・高橋(智)	P09JA234	王・金澤		
P08JA035	国友・高橋(智)	P09JA235	王・金澤		
P07JA003	高田(昌)・大江	P09JA236	王・金澤		
P07JA013	高橋(眞)・吉井				
P07JA035	王・金澤				

注)
今年度から、担当教員の組合せが新しくなりました。
変更前の担当教員も引き続き相談等受けることは可能です。

(出典：法学研究科事務室保管資料)

基準 7-1-3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-1-3に係る状況)

平成 21 年度からアカデミック・アドバイザー制度を導入し、平成 22 年度から本格的に運用している。この制度の下では、すでに若手弁護士として活躍している本法科大学院の修了者がアカデミック・アドバイザーに就任し、教員の補助者として、学生に対する様々な学習上の指導・助言、とくに授業理解のための補助的指導、文章作成の仕方、個別の学習相談などを行っている。

あくまで正課授業の補助的な指導・助言を行うことを趣旨とし、司法試験のための過度の受験指導とならないように留意し、正課授業との連携をはかるため、各年度に 3 回程度（およそ 7 月、12 月、3 月）、教員とアカデミック・アドバイザーとの意見交換会を開催している。教員側とアカデミック・アドバイザーが相互に、正課授業と連携を意識した指導・助言のあり方や、学生の学習状況やニーズについての情報交換及びアカデミック・アドバイザーの指導クラス編成や日程などについて議論をしている《資料 706、707 参照》。

資料 706

アカデミック・アドバイザー及び教員間の意見交換会 議事録

2010 年 3 月 15 日 18:30～20:45

文化交流センター小セミナー室

文責 教務委員 平

出席者(敬称略)

AA：安藤、池田、神田、薛、高橋、服部、三谷、
教員：吉井、三島、島川、高橋（眞）、渡辺、平

議 題

1. 2 月 28 日の新入生への指導について報告

薛先生から未修者に対する指導について、未修の新入生については、どこから何を始めたらいいか、まったく分からないような印象を持ったこと、新入生に受験を過度に意識させないことの重要性、入学後の学習のペース配分の指導の必要性などの発言があった。

2. 新年度体制について

種々議論の結果、次のような体制で実施することとした。

(1) 「クラス」、コマ数及び担当者（敬称略）

- 1 年生クラス 16 回→安藤、薛
- 2 年生クラス 20 回→池田、三谷、野矢、具
- 3 年生クラス 32 回→神田、高橋、服部、野澤
- 学習相談 5 回実施→担当は後に調整する。
- メールによる学習相談→キャップを三谷とし、上記各学年クラスの担当者がメールで回答することとする。
- 2011 年度新入生向け学習ガイダンス 2 回（2010 年度と同様の形式）
（欠席の野矢、野澤、具の各先生には、改めて担当をお願いすることにした。）

(2) 開講時期、開講のあり方その他

- 開講時期・曜日
- 1 年生クラス→夏休みの集中及び後期（火曜日）
- 2 年生クラス→夏休み集中及び後期（火曜日）
- 3 年生クラス→4 月下旬又は 5 月以降（火曜日）

上記各クラスの日程は、各クラス担当者間で調整する。当面、1 年生クラスと 3 年

生クラスについて日程を調整し、2年生クラスについては、夏休みまでに調整する。
学習相談(5回)→火曜日以外で2ヶ月に1回程度、後に調整する。

●クラス編成

いずれのクラスも、学生は学年を問わず、また修了生も、参加できることとする。
「ゆるやかな」編成にする。つまり、年間を通じていつでも参加できるようにするが、少なくとも参加者は、担当者に事前に氏名と参加意志を伝えることとする。

●シラバス

各クラスについて獲得目標などを明記した簡単なシラバスを作成し、公表する。(ただし、過度の受験対策との印象を与えないように配慮する必要がある。)作成は、各クラスの担当者をお願いする。

3. その他

高橋先生より、チューター指導等に関するアンケート調査の集計結果が資料として提出された。

今回の意見交換会は、2010年7月16日 18:30～20:30 梅田文化交流センター

(出典：法学研究科事務室保管資料)

資料 707

アカデミック・アドバイザー及び教員間の意見交換会 議事録

7月16日 18:30～20:45
文化交流センター小セミナー室
文責 教務委員 平

出席者(敬称略)

AA：安藤、池田、神田、薛、高橋、服部、三谷、具

教員：三島、渡辺、島川、原田、高橋(眞)、金澤、平

議 題

1. 前期指導状況

- ・3年生クラスは毎回20名(修了生3、4名を含む)程度が出席、おおむね優秀か又は「そつがない」という印象。
- ・新試過去問による答案添削指導を実施。定期試験問題も教材として使用したい。
- ・3年生クラス刑事系については服部弁護士から別紙のように報告有り(→別紙)
- ・学習相談は2回実施、いずれも盛況。
- ・メールによる学修相談は、2、3通。もっともメールの閲覧者は誰かが周知されていない。(学生は教員に見られたくない場合もある。)現在は、ログ・ファイルを事務で保管。AAと学生間の直接通信を可とするか。

2. 指導方法

- ・池田弁護士から本年度受験生との懇談会の報告有り(→別紙)
- ・要件事実についての苦手意識を払拭する必要。
- ・事実認定の基礎の指導が必要。
- ・民訴の基礎の指導が必要。
- ・カリキュラム上模擬裁判の履修をしやすくすべき。
- ・判例の勉強の仕方の指導が必要(例：「基本的人権の事件簿」などを利用)。
- ・その他多数。

3. 夏休み及び後期のスケジュール

- ・夏休み及び後期クラスのスケジュールを8月10日(後期授業説明会)以前までに確定したい旨を教務委員からお願いした。
- ・クラス編成は以下の通り。
 - 1年生クラス 16回→安藤、薛
 - 2年生クラス 20回→池田、三谷、野矢、具
 - 3年生クラス 32回→神田、高橋、服部、野澤

- 学習相談少なくとも3回実施→10月又は11月は、具さんが担当。他は、今年度合格者に当たってみる。
- メールによる学習相談→前期と同様、キャップを三谷とし、上記各学年クラスの担当者がメールで回答することとする。

4. 次回の意見交換会

2010年12月16日(木)18:30～20:30 梅田文化交流センター

(出典：法学研究科事務室保管資料)

平成22年度のアカデミック・アドバイザーによる指導は、クラス編成による指導、個別面接による学習相談及びメールによる学習相談からなり、以下のような体制で実施されている。なお、各クラスは、原則として火曜日 18:00～20:00 に開講されている。また、個別面接による学習相談は、原則として火曜日以外のいずれかの平日 18:00～20:00 に月1回のペースで5回開催されている。

開講クラス	担当者	開講回数	受講登録者数
1年生クラス	安藤, 薛	16	23
2年生クラス (民事系)	池田, 三谷, 野矢, 具	14	31
2年生クラス (刑事系)	池田, 三谷, 野矢, 具	14	31
3年生クラス (民事系)	神田, 高橋	16	37
3年生クラス (刑事系)	服部, 野澤	16	36
個別面接による学習相談	池田, 具, 野澤, 野矢	5	
メールによる学習相談	三谷 (キャップ), AA 全員	随時	

さらに、平成22年度開講の各クラスのシラバスは以下のとおりである《資料708参照》。

資料708

AA 指導クラス・シラバス

1年次 (担当 安藤、薛各弁護士)

本クラスは市大ロースクール未修クラス出身の弁護士が担当し、勉強の仕方や答案の書き方等について在学時の経験を基にしたヒントを提供し、また基本的な問題を用いた答案演習を行う予定です。堅苦しいものではなく、勉強を進めていく上での様々な疑問や不安についての相談の場でありたいと考えています。本クラスでは、

1. ロースクールで求められる法的思考の基礎を身につけること、
 2. 授業で学んだ知識を必要な場面でアウトプットする能力を身につけること、
 3. 順序立てて説明する能力の基礎を身につけること
- を到達目標とします。

2年次 (担当 池田、三谷、野矢、具各弁護士)

- 1 本クラスの目的は、文章から事案及び法的問題点を把握すること(事案分析能力)、把握した法的問題点について自らの意見を論理的に記述すること(文書作成能力)を、意識してもらうことです。インプットが足りていないため、まだ参加するのは

早いと思わず、現時点の自らの能力でどこまでできるのかを確認するためのアウトプットの練習として参加してもらいたいと思っています。

2 法律実務家として、また司法試験受験にあたって、必要となる事案分析・文書作成の指導を行います。具体的には、以下の手順を進めることを考えています。

- ① 各開講日の1週間前までに、事例問題を中心とした設問を配布する。
- ② 学生は、講義の前までに、この設問を解き、答案もしくは法的メモを作成する。
- ③ 講義においては、1～1.5時間かけて、各弁護士が、事例を解説する。残りの時間は、学生の質問を受け付ける。

※ 答案を作成の上、講義に出席することをおすすめしますが、メモ程度でもかまいません。

※ 他のアカデミック・アドバイザーによる指導クラスと同様、『ゆるやかな登録制』を採ります。

3 刑事系、民事系に分けて別紙の通りのスケジュールで授業を行います。公法系の講義については現段階では予定しておりませんが、講義の中で皆さんの意見・ご要望を参考に検討します。

3年次（民事系・刑事系共通）（担当 神田、高橋、服部、野澤各弁護士）

法律実務家として必要な文書作成能力・事案分析能力・問題解決能力の向上を目的とし、事例演習、文書作成指導を行います。また、時間の余裕があれば、過去に司法研修所前期（導入）修習で実施されていた教育内容についても触れたいと思います。事前に課題を与えますので、学生全員が課題に沿った文書若しくは法的メモを作成することを参加の必須条件とします。詳細については初回ガイダンスで説明します。初回ガイダンスの実施日時は以下の通りです。

民事系（担当 神田・高橋） 4月29日 午後6時～

刑事系（担当 服部・野澤） 5月11日 午後6時～

（出典：法学研究科事務室保管資料）

7-2 生活支援等

基準 7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-2-1 に係る状況)

1 経済的支援

経済的支援のための制度として、第 1 に、日本学生支援機構による奨学金制度がある。平成 22 年度の奨学生は、第 1 種（無利子）が 59 人、第 2 種（利子つき）が 33 人である。

第 2 に、大学全体に共通する制度として、家庭の経済状況に基づく入学金・授業料の免除制度が設けられている。平成 22 年度の授業料免除者は、半額免除が 6 人、分納が 4 人である。

第 3 に、本法科大学院独自の制度として、特待生制度がある。学期（新入生については入学試験）の学業成績が優秀な者について、その次の半期の授業料を全額あるいは半額免除するという制度である。全額・半額の免除が受けられる学生の割合は、それぞれ当該学年の学生定員の約 8%、約 16% であり、平成 22 年度の前期は、全額免除 12 人、半額免除 25 人、後期は全額免除 13 人、半額免除 24 人である。半期努力して学業成績が当該学年の上位約 4 分の 1 に入れば、次の半期は少なくとも半額の免除が得られるという制度であり、学生の学習意欲喚起・学力向上と経済的支援の両方に資するものである《別添資料 1 法学研究科法曹養成専攻規程集, p.61:「法曹養成専攻特待生制度取扱規程」第 3 条参照》【解釈指針 7-2-1-1】。

2 生活面に関する支援

まず、健康に関する相談・支援の機関として、本部キャンパス内に保健管理センターが設置されている。毎年春に定期健康診断を行うほか、看護師が常駐し、平日 8 時 45 分から 17 時 15 分の間、いつでも健康相談や怪我の治療等に応じることのできる態勢をとっている。また、同所では、月曜日以外の平日には内科の診察が、月曜日・水曜日・金曜日には臨床心理士によるカウンセリングが受けられる。さらに、精神神経科や整形外科の専門医による診療・相談も年 6 回おこなわれている《資料 709 参照》。

次に、セクシュアル・ハラスメントその他のハラスメントについては、全学的にその防止と対策に力を入れており、「セクシュアル・ハラスメントの対応に関する規程」、「セクシュアル・ハラスメントの防止と対応に関するガイドライン」、「ハラスメントの対応に関する規程」、「ハラスメントの防止と対応に関するガイドライン」などを定め、これらにしたがって、各研究科 2 人の教員を相談員に指定して対応に当たっている。とくに、セクシュアル・ハラスメントについては、専門的、第三者的な人に相談したいという意向に配慮して、大阪市立男女共同参画センターの「女性のための相談」にあたっている女性相談員にも相談できることとしている《資料 710~711 参照》。

その他の生活の支援・相談については、法学研究科事務室で対応している【解釈指針 7-2-1-2】。

資料 709 「保健管理センター」

保健管理センターでは、学生の健康を守るため健康上の様々な相談、診療、応急処置に取り組んでいます。健康上のことなら、何でも相談してください。診療は内科のみですが、内科以外の病気や怪我でも対応します。症状によっては、他の医療機関を紹介します。

診療日程

次のとおり、内科の診察を行っています。

受付日	時間
火曜日	午前10時30分～午前11時30分
水曜日	午後3時30分～4時30分
木曜日	午後1時30分～午後3時
金曜日	午前10時30分～午前11時30分

費用は原則として、一般医療機関の半額程度です。

日程は変更されることがあるので、保健管理センター前の掲示に注意してください。神経精神科と整形外科の専門医による特別診療・相談を年6回行っていますので、気軽にご相談ください。その都度、ポスター等でお知らせします。

(出典:大阪市立大学 HP <http://www.osaka-cu.ac.jp/campus/student/health.html>)

資料 710 「セクシュアル・ハラスメントの防止と対応に関するガイドライン」

1. 目的

本ガイドラインは、憲法の内容および大阪市立大学の基本理念にのっとり、自由で快適な修学・就労・教育および研究環境を阻害するセクシュアル・ハラスメントの防止ならびにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に、適切かつ迅速に対応し解決することを目的とする。

2. 対象

本ガイドラインは本学の学生および教職員等を対象とする。

3. セクシュアル・ハラスメントの定義

セクシュアル・ハラスメントとは、修学・就労・教育および研究に係る関係においてなされる次の行為をいう。

1. 性的要求に対する服従又は拒否を理由に、修学・就労・教育および研究上、利益又は不利益を与えたり、又はそれを示唆すること。
2. 相手が望まないにもかかわらず、性的な言動を行ったり、相手にそれを求めること。
3. 言動や掲示等により、性的不快の念を抱かせるような環境をつくること。
4. 固定的な性的役割意識による行動の押しつけや言動を行うこと。

4. セクシュアル・ハラスメントの防止

すべての教職員および学生は、セクシュアル・ハラスメントを行わないように、十分注意するとともに、その防止に努めるものとする。

5. 相談体制

セクシュアル・ハラスメントに関する苦情、相談に対応するため相談窓口として、セクシュアル・ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を配置する。

1. 相談者が希望する相談員と直接連絡がとることができるよう、相談員の氏名および連絡先を公表する。
2. 相談は、匿名による相談や第三者の相談も受け付ける。
3. 相談にあたっては、相談者の希望を最大限尊重するとともに、相談者のプライバシーに十分配慮する。

6. 問題解決体制

セクシュアル・ハラスメントに起因する問題の解決を図るため、セクシュアル・ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

1. 相談員は、相談者が被害の救済や相手方との問題解決にあたって調査委員会の対応を望む場合、相談員会議を通じて調査委員会に事案を付託する。
2. 調査委員会は、セクシュアル・ハラスメントの事実関係の調査を行い、調査結果の報告および提言を学長、評議会および当該事案の当事者の属する部局の長に行う。
3. 学長、評議会および当該事案の当事者の属する部局の長は、調査委員会から報告および提言を受けたときは、それを尊重し必要な措置を講じるものとする。

7. 守秘義務

相談員、調査委員会の委員等、セクシュアル・ハラスメント問題の対応に関わる者は、当事者のプライバシー等に十分配慮するとともに、知り得た事項を他に漏らしてはならない。

8. 防止のための啓発活動

大学は、セクシュアル・ハラスメントの防止のため、関係機関を通じ、教職員および学生等に啓発活動を行うものとする。

9. 二次被害の防止

大学は、相談者が相談員に相談を行ったことによって、不利益な取り扱いをされたり、いやがらせ等を受けたりすることがないように配慮しなければならない。

10. その他

相談員、調査委員会に関し必要な事項は別に定める。

ガイドライン、相談体制に関する問い合わせ先

〒558-8585 大阪市住吉区杉本 3-3-138 大阪市立大学職員課 TEL 6605-2021~2

(出典：大阪市立大学 HP

http://www.osaka-cu.ac.jp/campus/humanrights/sexual_harassment_guideline.html)

資料 711 「ハラスメントの防止と対応に関するガイドライン」

1. 目的

本ガイドラインは、憲法 of 精神および大阪市立大学の基本理念にのっとり、自由で快適な修学・就労・教育および研究環境を阻害するハラスメントの防止ならびにハラスメントに起因する問題が生じた場合に、適切かつ迅速に対応し解決することを目的とする。

2. 対象

本ガイドラインは、本学の学生および教職員等を対象とする。学生および教職員等の定義については「セクシュアル・ハラスメントの防止と対応に関するガイドライン」と同様とする。

3. ハラスメントの定義

ハラスメントとは、「セクシュアル・ハラスメントの防止と対応に関するガイドライン」に定義するセクシュアル・ハラスメントにはあたらないが、一定の修学・就業上の関係にある本学の構成員が、当事者の尊厳を損なうような言動を行い、これによって当事者が精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又はそのようなおそれがあることをいう。

4. ハラスメントの防止

すべての教職員および学生は、ハラスメントを行わないように、十分注意するとともに、その防止に努めるものとする。

5. 相談体制

1. ハラスメントに関する相談に対応するための相談員には、人権問題委員会委員等が当たるものとする。(人権問題委員会委員以外の職員相談員は別途配置する。)
2. 総括相談員には、人権問題委員会委員長が当たるものとする。
3. セクシュアル・ハラスメントとそれ以外のハラスメントについて、窓口となる相談員が異なるため、寄せられた相談の所管について疑義が生じた場合は、相談者が不利益を被ることのないよう、総括相談員相互間で調整を図る。
4. 相談者が希望する相談員と直接連絡をとることができるよう、相談員の氏名および連絡先を公表する。

5. 相談は、匿名による相談や第三者の相談も受け付ける。
6. 必要に応じて、人権問題に詳しい学外の専門家に相談員として加わってもらう。
7. 相談にあたっては、相談者の希望を最大限尊重するとともに、相談者のプライバシーに十分配慮する。

6. 問題解決体制

1. ハラスメントに起因する問題の解決を図るため、ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。
2. 相談員は、相談者が被害の救済や相手方との問題解決にあたって調査委員会の対応を望む場合、相談員会議を通じて調査委員会に事案を付託する。なお、相談員は、相談者が孤立しないよう、引き続き相談者のサポートを行う。
3. 調査委員会は、ハラスメントの事実関係の調査を行い、調査結果の報告および提言を学長、評議会および当該事案の当事者の属する部局の長に行う。
4. 学長、評議会および当該事案の当事者の属する部局の長は、調査委員会から報告書および提言を受けたときは、それを尊重し必要な措置を講じるものとする。なお、措置の結果については、調査委員会に報告するものとする。

7. 守秘義務

相談員、調査委員会の委員等、ハラスメント問題の対応に関わる者は、当事者のプライバシー等に十分配慮するとともに、知り得た事項を他に漏らしてはならない。

8. 防止のための啓発活動

大学は、ハラスメントの防止のため、人権問題委員会等を通じ、教職員および学生等に人権啓発活動を行うものとする。

9. 二次被害の防止

ハラスメント問題の対応に関わる者は、相談者が相談員に相談に行ったことによって、不利益な取り扱いをされたり、いやがらせ等を受けたりすることがないように配慮しなければならない。

10. その他

相談員、調査委員会に関し必要な事項は別に定める。

(出典：大阪市立大学 HP

http://www.osaka-cu.ac.jp/campus/humanrights/harassment_guideline.html)

7-3 障害のある学生に対する支援

基準 7-3-1

身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-3-1 に係る状況)

本法科大学院の入学試験においては、身体に障害があるために受験上・就学上の特別措置を希望する者は、一定期日までに、法学研究科（法学部事務室）に申し出て相談するものとされており、この申し出があった場合、専攻会議で措置内容を決定の上、直ちに当該希望者に連絡することになる。当該期日以降であっても、申し出があれば速やかに対応することとされており、この場合入試委員会で速やかに対応した上で、事前に、場合によっては事後に、専攻会議で措置の内容を決定・承認することになる《別添資料 8 大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）学生募集要項，p.5：「6 特別措置を希望する者の出願について」参照》。身体障害に関する特別の措置をとったことは過去 3 件ある。

1 件目は平成 17 年度入試（平成 16 年 12 月 4 日・5 日実施）で、若年性一側上肢筋委縮症に伴う右手及び右上肢の筋力低下の受験生につき、別室受験で硬筆用下敷の使用と試験時間の延長（法律科目については 15 分ないし 20 分，小論文については 30 分の延長）を認めた。2 件目は平成 19 年度入試（平成 18 年 12 月 2 日，3 日実施）で、疾患による左下肢短縮，左膝関節機能全廃，左足関節機能全廃の受験生について，自家用車による受験会場への乗入れ・駐車及び左通路側席指定の措置をとった。3 件目は平成 20 年度入試（平成 19 年 12 月 1 日，2 日実施）で，下肢機能障害の受験生につき，自家用車による受験会場への乗入れ・駐車を認めるとともに，車椅子での受験に適する座席指定をおこなった《資料 712～714 参照》。

以上のように，本法科大学院は，身体障害者についても，受験の機会が実質的に保障されるよう努めている【解釈指針 7-3-1-1】。

本法科大学院には特別の措置を要する身体障害の学生はいないが，全学的に身体障害者でも利用しやすい設備になるよう努力してきており，現在では，身体障害者用のスロープやトイレ，身体障害者仕様のエレベーターが構内の各建物（本法科大学院で使用するすべての建物を含む）に設置されている【解釈指針 7-3-1-2】。

また，全学的な修学上の援助の制度として，聴覚障害者のためのノートテイカーの制度がある。聴覚に障害のある学生のための筆記役を学生から募り，専門家からノートテイカーの研修を受けさせたいうえで，筆記をおこなわせるというものである。平成 20 年には，法学部の 2 部に在籍している学生のために利用されていたが《資料 715 参照》，近い将来，聴覚障害の学生が本法科大学院に入学してきたときには，同様の支援を行うことになる。法科大学院における双方向型の授業では，筆記（ノートテイキング）による支援にはやや困難な面があるから，法科大学院の授業の特性を考慮しつつ，障害に応じていかなる対応をすることが可能かを検討する必要があると考える【解釈指針 7-3-1-3】。

資料 712 「受験特別措置について（報告）」（抜粋）

平成 16 年 10 月 26 日 法学研究科長

平成 17 年度法学研究科法曹養成専攻入学試験の出願に際し、出願希望者より申請のありました受験特別措置につきまして、平成 16 年 10 月 25 日（月）開催の法曹養成専攻入試委員会において、下記のとおり決定しましたので報告します。

・・・略・・・

3 障害等の内容 若年性一側上肢筋委縮症に伴う右手及び右上肢の筋力低下

・・・略・・・

5 受験特別措置の内容 別室受験 硬筆用下敷の使用 試験時間の延長

（出典：法学研究科事務室保管資料）

資料 713 「受験特別措置について（報告）」（抜粋）

平成 18 年 11 月 17 日 法学研究科長

平成 19 年度法学研究科法曹養成専攻入学試験の出願に際し、出願希望者より申請のありました受験特別措置につきまして、平成 18 年 11 月 14 日（火）開催の法曹養成専攻入試委員会において、下記のとおり決定しましたので報告します。

・・・略・・・

3 障害等の内容 疾患による左下肢 10cm 以上短縮，左膝関節機能全廃，左足関節機能全廃

・・・略・・・

5 受験特別措置の内容 自家用車による受験会場への乗り入れ及び駐車 左通路側席指定

（出典：法学研究科事務室保管資料）

資料 714 「受験特別措置について（報告）」（抜粋）

平成 19 年 11 月 26 日 法学研究科長

平成 20 年度法学研究科法曹養成専攻入学試験の出願に際し、出願希望者より申請のありました受験特別措置につきまして、平成 19 年 11 月 22 日（木）開催の法曹養成専攻入試委員会において、下記のとおり決定しましたので報告します。

・・・略・・・

3 障害等の内容 下肢機能障害

・・・略・・・

5 受験特別措置の内容 車での入構および駐車 車椅子での受験（試験室左側中央座席指定）

（出典：法学研究科事務室保管資料）

資料 715 「聴覚障害学生のためのボランティアノートテイク募集のお知らせ」（抜粋）

2008 年 1 月 30 日法学部

現在、法学部第 2 部に聴覚に障害のある学生が在籍しています。彼は、その障害のため、大学の授業での講師の話の内容が十分聞き取れないという困難な状況にあります。法学部は、彼の受講の際にノートテイクの配置の支援をすることを決めています。

ノートテイクとは、聴覚障害学生の耳の代わりとなり、講師の話に沿って講義内容を筆記により同時通訳することです。

そこで、ボランティアとしてノートテイク（要約筆記）を引き受けてくれる大阪市立大学の学生を募集します。

これは、われわれの仲間の学ぶ権利の実現に協力するというとても大事な活動ですし、この活動を通して多くの人と知り合いになれます。

……ノートテイク養成講座を設けますので、熱意と条件さえあれば、誰でも可能だと考えています。

……ノートテイクには、大学から謝金（1コマ1600円程度）をお支払いします。

説明会の開催：専門の講師を招いて簡単な説明会をします。

講習会日時：5月22日（水）PM7:00~8:00

（出典：法学研究科事務室保管資料）

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準 7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準 7-4-1 に係る状況）

学生の進路選択に関して必要な情報の収集・管理・提供については、主として、修了生委員及び事務職員が担当している。具体的には、就業支援関連の情報（インターンシップ、公務員関連情報及びその他の求人情報など）について、掲示板等を通じて、学生に対して提供している。

また、5 人の実務家教員が、実務基礎科目の授業等において、法律実務の現場のさまざまな状況を学生に示したり、授業の後やオフィス・アワーなどにおいて個別の相談に応じているほか、多様な経歴を有する法曹実務家を授業に招くことにより、それぞれの学生の能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路の選択が可能となるように指導及び助言に努めている《資料 716 参照》。

なお、本法科大学院は 1 学年の定員が 60 人で教員と学生との距離が近いことから、学習支援の面談等において、適宜、職業に関する相談に応じているほか、大学全体の就職支援担当部署においても、必要な情報提供および助言等を受ける体制が整っている【解釈指針 7-4-1-1】。

資料 716 「第 13・14 回弁護実務基礎論レジュメ」（抜粋）

2 実社会における弁護士の仕事と活動

(1) 講師 井上計雄先生

（ご略歴）

1991 年 4 月 弁護士登録（第 43 期）

民事事件を中心に、幅広い業務に携わる一方で、大阪弁護士会の高齢者・障害者総合支援センターにおいても、熱心に活動されている。

(2) 講師 中村和洋先生

（ご略歴）

1997 年 4 月 検事任官（第 49 期）

2007 年 3 月 退官 弁護士登録（大阪）

(3) 講師 西垣朋子先生

（ご略歴）

2001 年 4 月 弁護士登録（第 54 期）

2004 年 日本イーライリリー㈱に社内弁護士として入社

（出典：法学研究科事務室保管資料）

このほか、エクスターンシップにおける研修先の事務所の弁護士からも、実務家としての進路に関するさまざまな情報が提供されることがあるし、課外において多様な法律家等を講師とする講演会・研究会も開催されている。また、本法科大学院出身の若手弁

護士によるアカデミック・アドバイザー制度においても、学習支援の面談等に関連して就業に関する具体的な相談に応じている。こうした学外での授業や課外の講演会等を通じて、多様な進路を学生に提示し、その選択の参考となるよう努めている《資料 717 参照》。

また、大阪近郊での就職にあたっては、大阪市立大学法学部出身の法曹により構成されている親睦団体である有恒法曹会がこれまで助言・支援等をしてきており、今後このような支援等を期待することができる。さらに全国レベルでの就職希望に対応するため、本法科大学院もジュリナビ（法曹及び法律専門職を目指す学生の就職活動とキャリアアップランニングを支援する就職支援サイト）に参加している。

資料 717 学術講演会のお知らせ（抜粋）

各 位

法学会より、2010年10月21日（木）に開催されます学術講演会のご案内をさせていただきます。

今回の講演会では、法学研究科（博士課程前期）の卒業生で、現在、弁護士として活躍中の賈 維恒（Jia, Weiheng）氏を講師にお迎えし、中国の弁護士として携わった国際ビジネス法務の実務経験についてお話いただきます。

=====

法学会主催講演会「中国の弁護士から見た国際ビジネス法務の実際」
日 時：2010年10月21日（木）午後4：20～午後5：50
場 所：学情センター1階 文化交流室

=====

みなさま、ぜひご参加下さい。

教員の皆様には、授業等で周知していただければ幸いです。

大阪市立大学法学会

hougaku@law.osaka-cu.ac.jp

（出典：法学研究科事務室保管資料）

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点

優れた点としては、第1に、新入生に対して、3度にわたる履修指導をおこない、入学後の生活にスムーズに入っていけるように配慮している点である。第2に、1年次前期の必修科目を基本科目14単位にとどめ、法学未修者がこれらの基本科目の勉強に集中できるようにしている点である。第3に、中小企業法、中小企業向け法律相談という科目を設け、中小企業の多い大阪市の法科大学院らしい特色ある教育を提供している点である。第4に、1学年の入学定員が60人という比較的少人数であることを活かし、教員と学生との距離を狭める努力をしていることである。オフィス・アワーを設けるとともに、担当教員制を敷き、そのうえで日常的に学生との意思疎通をはかろうと努めている。学生の側も気軽に教員に声をかけてくる環境にある。第5に、約4分の1の学生に授業料の全額ないしは半額の免除が得られる特待生制度を設けていることである。この制度により、学生は、半期努力して成績が上位約4分の1に入れば、次の半期の授業料の全額又は半額の免除が受けられる。この制度は、学生にとって大きな経済的支援になるとともに、学習意欲の喚起・学力向上にも役立っている。第6に、平成21年度からアカデミック・アドバイザー制度が導入され、懸案であった教育補助者による学習支援体制が整備された。これにより、正課従業の学習支援とともに、新司法試験のための適切な受験準備、さらには将来の法曹実務に対する関心などについて、学生のニーズを満たしうるアドバイスを若手弁護士から受けることができるようになった。

2 改善を要する点

他方で、改善を要する点としては、職業支援について組織的な対応がとられていない点である。法科大学院という特殊性もあって、これまで職業支援については学生支援の必要性をあまり認識してこなかったからであるが、必ずしもすべての修了生が法曹になるわけではないという状況を踏まえ、多方面への職業支援を行っていく必要性は今後ますます高まると予想される。当面は、担当教員による面談の際に各学生に対して進路に関するニーズを尋ねるようにしたり、実務家教員が学生からの個別の相談に応じ、その内容によっては専攻会議において問題提起を行い、専攻全体で問題を共有し合うなどの方策をとっていきたいと考える。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格と評価

基準8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

本法科大学院は法学研究科法曹養成専攻として設置されている。本法科大学院の規模は、入学定員60人である(平成21年度まで入学定員は75人であった。平成22年度から60人となった。平成22年度において、必置専任教員数を算定する母数とされる学生収容定員は $60+75\times 2=210$ 人である)。設置基準上の必置専任教員数は、14人であるが、本法科大学院の教員の現員数は次表の通りであり、設置基準上の必置専任教員数を超えている。

専任教員(専)	9名
専任ではあるが、他の学部・大学院(修士課程)の専任教員(専・他)	3名
実務家・専任教員(実・専)	1名
実務家・みなし専任教員(実・み)	2名
兼担教員	13名
兼任教員	14名
計	42名

なお、上記兼担教員のうち6人については、文部科学省の大学設置審議会において本法科大学院の認可の際に「専任ではあるが、他の学部・大学院(修士課程)の専任教員」(専・他)として認められたという経緯がある。このため、現在まで本法科大学院の内部では専任教員として待遇されており、法曹養成専攻会議のメンバーとして、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担っている。また、上記兼任教員のうち3人の実務家教員については、本法科大学院の内部では特任教授という名称のもとに実務家・専任教員として待遇されており、法曹養成専攻会議のメンバーとして、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担っている。

基準 8-1-2

基準 8-1-1 に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8-1-2 に係る状況)

各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料として、すべての教員の最近 5 年間における教育上又は研究上の主要業績及びその専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動について、本法科大学院のウェブサイトで公表している【解釈指針 8-1-2-1， 解釈指針 8-1-2-2】。

基準 8-1-3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準 8-1-3に係る状況)

専任教員の採用及び昇任は、法曹養成専攻教員選考手続規程《別添資料 1 法学研究科法曹養成専攻規程集, pp.7~10》に基づき、専攻会議内に選考委員会を設置して、「教員選考基準(学則)」《資料 801 参照》の定める基準に従い、慎重に資格審査を行って決定している。「教員選考基準(学則)」は、教授については、著書、論文等の研究上の業績のほか、教育能力をもつことを基準とし、また、准教授については教育研究上の能力をもつことを 1 つの基準として採用しており、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。この手続は、設置基準上の専任教員のみならず、上記 8-1-1 に述べたように、本法科大学院内で専任教員待遇を与えることを決定した兼任教員及び兼任教員にも適用される。

なお、法学研究科教授会がすでに採用を決定した者、すなわち、法学研究科教員選考手続規程《別添資料 11 法学研究科教員選考手続規程》の下で、「教員選考基準(学則)」の定める基準に従い、資格審査を行って採用を決定した法学研究科の専任教員について、本法科大学院の専任教員としても任用するという場合は、法曹養成専攻教員選考手続規程に特則を設け《別添資料 1 法学研究科法曹養成専攻規程集, pp.7~10》、上記の選考手続によらず、専攻長が報告するその者の担当科目、経歴、経歴などに基づき、専攻会議が専任教員として適任か否か、とくに本法科大学院が開設する授業科目にふさわしい教育上の指導能力をもつか否かを審査し、任用の可否を決定することとなる。また、法学研究科教授会が採用を決定した者を本法科大学院の兼任教員として任用する場合にも、同様の手続をとる。すなわち、法学研究科教員選考手続規程《別添資料 11 法学研究科教員選考手続規程》の下で、「教員選考基準(学則)」の定める基準に従い、資格審査を行って採用が決定された法学研究家の専任教員の中から、本法科大学院が開設する授業科目にふさわしい教育上の指導能力の有無を専攻会議において判断し、採用を決めている。

このほか、学外からの「非常勤講師」にあたる兼任教員については、法曹養成専攻教員選考手続規程《別添資料 1 法学研究科法曹養成専攻規程集, pp.7~10》に基づき、本法科大学院が開設する授業科目にふさわしい教育上の指導能力の有無を専攻会議において職歴や研究業績を慎重に審査することにより判断し、採用を決めている。なお、その際の審査基準は、「教員選考基準(学則)」を準用している《資料 801 参照》。

資料 801 「教員選考基準(学則)」(抜粋)

大阪市立大学教員選考基準

第 1 条 この基準は、本学に勤務する教授、准教授、講師および助教(以下「教員」という。)の採用および昇任についての選考基準を規定することを目的とする。ただし、医学研究科に勤務する教員の選考基準は、別に定める。

第 2 条 教員の選考は、人格、学歴、職歴、著書、論文、学会における報告等に基づいて行わなければならない。

第 3 条 教授は、前条に定めるところに従い、次の各号の 1 に該当する者の中から選考する。

(1) 博士の学位又はこれと同等と認められる外国の学位を有し、かつ教育能力をもつと認められる者

- (2) 公刊された著書、論文、報告等により前号の学位保有者に相当する研究上の業績があり、かつ教育能力をもつと認められる者
- (3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学の教授としての経験を有し、かつ研究上教授上の業績がある者
- (4) 大学の助教授、専任講師、又は短期大学の教授として 3 年以上在職し、かつ研究上教授上の業績がある者
- (5) 大学卒業後 13 年以上の研究歴を有し、かつ研究上の業績のある者で教育能力をもつと認められる者。ただし、本人が短期大学卒業者のときは、15 年以上の経歴を要する。
- (6) 体育その他の技能に関する学科目を担当する者については、その学科目に関する学術・技能に秀いでかつ教育に経験がある者
- (7) 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者

第 4 条 准教授は、第 2 条に定めるところに従い、次の各号の 1 に該当する者の中から選考する。

- (1) 博士の学位若しくはこれと同等と認められる外国の学位を有する者
- (2) 公刊された著書、論文、報告等により前号の学位保有者に相当する研究上の業績がある者
- (3) 大学の准教授、専任講師、又は短期大学の教授として在職し、かつ研究上、教授上の業績がある者
- (4) 大学卒業後にして 2 年以上、短期大学の助教授又は専任講師として在職し、かつ研究上教授上の業績がある者。ただし、本人が短期大学卒業者のときは、3 年以上の経歴を要する。
- (5) 大学卒業後にして 3 年以上大学の助手として在職し、かつ研究上教授上の業績がある者、又はこれらの能力があると認められる者
- (6) 大学大学院学生として 3 年以上在学し、研究上教授上の能力があると認められる者
- (7) 大学卒業後 6 年以上の研究歴を有し、かつ研究上の業績のある者で教育能力をもつと認められる者。ただし、本人が短期大学卒業者のときは、8 年以上の経歴を要する。
- (8) 体育その他の技能に関する学科目を担当する者については、その学科目に関する学術・技能に秀いで、かつ教育能力をもつと認められる者
- (9) 専攻分野について、優れた知識および経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者

第 5 条 講師は、第 2 条に定めるところに従い、教授および准教授の資格に準じて選考する。

第 6 条 助教は、第 2 条に定めるところに従い、次の各号の 1 に該当する者の中から選考する。

- (1) 修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (2) 専攻分野について、知識および経験を有すると認められる者

（出典：大阪市立大学規程集）

8-2 専任教員の配置と構成

基準 8-2-1

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準 8-2-1 に係る状況）

平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下切り捨て）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員は12人である（下記のA）。また、同告示別表第三の定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数は、14人であることから、収容定員210人の学生に対して、14人以上の専任教員が必要である（下記のB）。したがって、本法科大学院の設置基準上の必置専任教員数は14人であるが、本法科大学院では、専任教員15人を配置し〔専任9、専・他3、実・専1、実・み専2〕、基準8-2-1に定める数を超えている。さらに、専任教員15人のうち教授の数は13人である。また、法律基本科目については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員を配置している。すなわち、憲法1人、行政法1人、民法3人、商法3人、民事訴訟法1人、刑法2人、刑事訴訟法2人である《別紙様式③及び様式④参照》【解釈指針8-2-1-1、解釈指針8-2-1-2、解釈指針8-2-1-3、解釈指針8-2-1-4、解釈指針8-2-1-5】。

なお、以上に配置した専任教員数に本法科大学院内部で専任教員待遇を与えられている教員数を合わせた専任教員数は24人となり、このうち教授の数は21人となる。

A	研究指導教員数 5 人（法学系）	$\times 1.5 = 7.5$ 人	→ 切り捨て	7 人
	＋上と同数の研究指導補助教員数			＝ 5 人 → 5 人
	専任教員数			12 人

B	収容定員：入学定員 60 人	＋	75 人	$\times 2$		＝ 210 人
	÷ 研究指導教員 1 人当たりの学生収容定員：20 人	$\times 3 / 4 =$	15 人			
	専任教員数					14 人

A 及び B の算式で計算した場合、本研究科では必置専任教員数は14人となる。

基準 8-2-2

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

(基準 8-2-2に係る状況)

本法科大学院は、大阪市の市域において創設された唯一の法科大学院であり、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹を養成することを、創設理念として掲げている。そのために、基礎法学・隣接科目については、現行法を相対化し、批判的に検討することのできる能力を陶冶し、政治や社会の中における法の機能や役割を深く理解する能力を養うために 6 科目を配置している。また、展開・先端科目については、より専門的な法的能力を深め、現代社会に発生する新たな法的問題に適切に対応する専門的能力を高めるために 25 科目を配置している。

本法科大学院が配置する専任教員 15 人について、授業科目別に配置される「延べ人数」を挙げるならば、法律基本科目である憲法 1 人、行政法 1 人、民法 3 人、商法 3 人、民事訴訟法 1 人、刑法 2 人、刑事訴訟法 1 人、法律実務基礎科目 3 人であり、科目別配置のバランスは適切である。

なお、本法科大学院内で専任教員待遇を与えられている兼任教員及び兼任教員の数を考慮すると、基礎法学・隣接科目の授業科目に配置される専任教員の「述べ人数」は 2 人であり、展開・先端科目の専任教員数の授業科目に配置される専任教員の「述べ人数」は 13 人となる。この点に鑑みても、科目別配置のバランスは適切である。

また、本法科大学院が配置する専任教員 15 人の年齢構成は、30 歳台 2 人、40 歳台 5 人、50 歳台 6 人、60 歳台 2 人であり、著しい偏りは無いものと認識している《別紙様式 ③参照》【解釈指針 8-2-2-2】。

8-3 実務経験と高度な実務能力を有する教員

基準 8-3-1

基準 8-2-1 に規定する専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準 8-3-1 に係る状況)

本法科大学院における設置基準上の必置専任教員数は 14 人であり、そのおおむね 2 割に当たる 3 人がおおむね 5 年以上の実務経験を有する実務家教員でなければならないところ、さらにそのうちの 3 分の 2 に当たる 2 人までは、1 年につき、6 単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者であることを条件として、常勤専任教員以外の者を「実務家・みなし専任教員」とすることができることとされている。このため、本法科大学院の実務家専任教員は、常勤実務家専任教員 1 人、実務家・みなし専任教員 2 人が配置されているが、さらに、本法科大学院の内部で「実務家・専任教員」として待遇されている特任教授 3 人が配置されている。これらの実務家・専任教員は、いずれも裁判官又は弁護士として 5 年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有するものであり、また、1 年あたり 6 単位以上の授業科目を担当し、かつ、法曹養成専攻会議のメンバーとして、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担っている《別添資料 1 法学研究科法曹養成専攻規程集, p.1: 「法学研究科法曹養成専攻会議規程」第 2 条参照》【解釈指針 8-3-1-2】。

本法科大学院の実務家専任教員である常勤実務家専任教員、実務家・みなし専任教員、及び本法科大学院内で「実務家・専任教員」として待遇されている特任教授の担当科目は、以下の表のとおりであり、その実務経験との関連が認められる科目を担当している【解釈指針 8-3-1-1】《別紙様式③参照》。

実務家専任教員 原田裕彦 教授	法曹倫理, 民事訴訟実務の基礎, 民事模擬裁判, 中小企業向け法律相談, エクスターンシップ, 中小企業法
実務家・みなし専任教員 高見秀一 教授	刑事訴訟法総合演習, 刑事訴訟実務の基礎, 刑事模擬裁判
実務家・みなし専任教員 仲田 哲 教授	民事法総合演習 (実務民事法総合演習), 弁護実務基礎論 (ロイヤリングを中心に), 民事執行・保全法
特任教員 大江洋一 教授	刑事法総合演習, 刑事訴訟法実務の基礎
特任教員 松村信夫 教授	知的財産法 I, 知的財産法 II, 知的財産法演習, 中小企業法
特任教員 山本健司 教授	民事法総合演習 (実務民事法総合演習), 弁護実務基礎論 (ロイヤリングを中心に), 法文書作成

基準 8-3-2

基準 8-3-1 に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準 8-3-2 に係る状況)

本法科大学院の実務家・専任教員は、常勤の実務家・専任教員、実務家・みなし専任教員、及び本法科大学院内で「実務家・専任教員」として待遇されている特任教授のいずれもが、裁判官又は弁護士として5年以上の実務経験を有している《資料 802 参照》。

資料 802 「実務家教員の主要経歴」

実務家教員名	主要経歴
原田裕彦教授 (実務家専任教員)	平成 5 年 4 月 大阪弁護士会登録 平成 7 年 4 月 原田法律事務所開設
高見秀一教授 (実務家・みなし専任教員)	昭和 63 年 4 月 判事補 (大阪地方裁判所刑事部) 任官 平成 2 年 5 月 大阪弁護士会登録
仲田 哲教授 (実務家・みなし専任教員)	昭和 51 年 4 月 大阪弁護士会弁護士登録 昭和 60 年 12 月 「仲田哲法律事務所」開設
大江洋一教授 (特任教授)	昭和 46 年 4 月 大阪弁護士会弁護士登録
松村信夫教授 (特任教授)	昭和 56 年 4 月 大阪弁護士会弁護士登録 昭和 59 年 4 月 松村信夫法律事務所 (現プログレ法律特許事務所) 開設
山本健司教授 (特任教授)	平成 3 年 4 月 大阪弁護士会登録

(出典：法学研究科事務室保管資料)

8-4 専任教員の担当授業科目の比率

基準 8-4-1

各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

(基準 8-4-1 に係る状況)

本法科大学院において教育上主要と認められる科目としては、以下の表のとおり必修科目延べ 42 科目があるが、このうち延べ 36 科目（全体の 8 割以上）について設置基準上の専任教員が配置されている《別紙様式①及び③参照》【解釈指針 8-4-1-1】。

科目	必修科目名 (×数字はクラス数)	担当教員名	分類
法律基本科目	人権の基礎理論	渡辺 賢	専
	統治の基本構造	渡辺 賢	専
	行政活動と法×2	松戸 浩	専
	公法総合演習 I (憲法訴訟論) ×2	渡辺 賢	専
	公法総合演習 II (行政救済論) ×2	松戸 浩	専
	民法 I (民事取引法の基礎①)	高橋 眞	専・他
	民法 II (民事取引法の基礎②)	高橋智也	専
	民法 III (法定債権関係の基礎)	森山浩江	専
	民法 IV (家族法の基礎) ×2	森山浩江	専
	民法総合演習 I (民事取引法総合演習①) ×2	高橋 眞	専・他
	民法総合演習 II (民事取引法総合演習②) ×3	高橋智也	専
	商法 (企業組織法)	吉井敦子	専
	商法総合演習 I (企業組織法) ×3	高橋英治	専・他
	商法総合演習 II (企業取引法) ×2	小柿徳武	専
	民事訴訟法 I	高田昌宏	専
	民事訴訟法 II ×3	宇野 聡	兼任
	民事訴訟法総合演習×3	高田昌宏	専
	刑法 I (刑法総論)	三島 聡	専
	刑法 II (刑法各論)	金澤真理	専
	刑法総合演習×2	金澤真理	専
刑事訴訟法	高田昭正	専・他	
刑事訴訟法総合演習×3	高田昭正 高見秀一	専・他 実・み	
法律実務 基礎科目	法曹倫理	原田裕彦	実・専
	民事訴訟実務の基礎×2	原田裕彦	実・専
	刑事訴訟実務の基礎×2	大江洋一 高見秀一	兼任* 実・み

(上記表のうち、「兼任*」の印の教員は、実務家・専任教員として待遇される特任教授である。)

8-5 教員の教育研究環境

基準 8-5-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲にとどめられていること。

(基準 8-5-1 に係る状況)

各専任教員の平成 22 年度の授業負担については、本法科大学院と他専攻、他研究科及び学部等（他大学の非常勤講師を含む。）も含めて、以下の表のようになる。

教員の授業負担について、年間単位数ごとの人数

	～5	5 超～10	10 超～15	15 超～20	20 超～25	25 超～30
専任教員数	—	5	3	6	—	1

1 人を除き、すべての専任教員について、その授業負担は年間 20 単位以下であり、適正な範囲にとどめられている《別紙様式③参照》【解釈指針 8-5-1-1】。専任教員のうち 1 人の授業負担は年間 28 単位となっているが、そのうち他大学における非常勤の授業負担が 10 単位に及ぶ。同教員の授業負担は年間で 30 単位を超えてはいないが、来年度に向けて、委嘱される非常勤の負担が軽減されるよう、関係の他大学と調整することとしている。

なお、兼任教員の（他大学等も含む）授業負担については、3 人が年間 20 単位を超えるが、0.3 単位ないし 2.1 単位の超過にとどまっている。兼任教員の（本法科大学院における）授業負担は、最も多い教員でも年間 12.1 単位にとどまり、他の兼任教員はすべて年間 10 単位以下にすぎない。

基準 8-5-2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準 8-5-2 に係る状況)

本法科大学院のような小規模の法科大学院では専任教員数も少なく、専任教員の中に同じ法分野を専門とする教員を配置する余裕がないため、法律基本科目等を担当する教員が当該年度の授業を提供しない場合には、たちまちカリキュラム全体に支障をきたすおそれがある。そのことが、研究専念期間やいわゆるサバティカル制度の利用にとっては困難な障害となっている。そのため、特定の教員にサバティカル期間を認める場合に、当該教員の担当する科目について非常勤の代替教員を確保するための予算確保の可能性などが専攻の執行部レベルで検討されている《資料 803 参照》。

もっとも本法科大学院では、いずれの教員も学内外の資金を得て長期の海外留学を希望する場合には、伝統的にその希望を尊重する慣行が存在しており、本法科大学院においてもその発足後に、すでに数人が長期海外留学の機会を与えられており、このような留学の機会に研究に専念することはむしろ積極的に奨励されている《資料 804 参照》。

資料 803 「公立大学法人大阪市立大学教員のサバティカル期間に関する規程」

(目的)

第 1 条 この規程は、教員が一定の期間において専門分野に関する研究に専念できる環境を整備し、教育研究活動の活性化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教員 公立大学法人大阪市立大学就業規則（平成 18 年規程第 13 号）第 2 条第 2 項に定める教員をいう。
- (2) サバティカル期間 専ら専門分野に関する研究に専念できる期間をいう。
- (3) 長期出張等 6 月以上の期間の在外研究その他研究を目的とする出張、研修およびこれらに準ずるものとして理事長が定める期間をいう。

(資格要件)

第 3 条 サバティカル期間の取得資格を有する者は、次の各号の要件を満たす教員とする。

- (1) 教員としての在職期間が 6 年以上であること
- (2) 以前にサバティカル期間を取得したことがある者については、前回のサバティカル期間の終了日以後の在職期間が 6 年以上であること
- (3) この規程の施行日以後に長期出張等を行ったことがある者については、当該長期出張等のうち最後に行われたものの終了日以後の在職期間が 6 年以上であること
- (4) サバティカル期間終了日以後 2 年以上の在職期間が見込まれ、かつ、サバティカル期間終了後に継続して勤務する意思があること

(期間)

第 4 条 サバティカル期間は、原則として 6 月以上 1 年以内の継続した期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、1 年間以内であれば当該期間を 2 回に分けて取得することができる。この場合、1 回目のサバティカル期間開始日から 1 年以内に 2 回目のサバティカル期間を終了するものとし、分割後の期間はそれぞれ 3 月を下回るできない。

(サバティカル期間における業務)

第 5 条 サバティカル期間中においては、専門分野に関する研究に従事するものとし、それ以外の業務は免除するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、部局の長が業務上特に必要と認める場合については、この規程の目的の達成を妨げない範囲内において、専門分野に関する研究以外の業務のうち当該必要と認める業務に従事させることができる。

(サバティカル期間の取得手続き)

第6条 サバティカル期間を取得しようとする教員は、部局の長に所定の様式の申請書により申請しなければならない。

2 部局の長は、前項の申請があった場合において、第3条の要件を満たし、業務の運営に支障がなく、かつ、教育研究活動の活性化に役立つと認める場合は、当該申請を承認することができる。

3 部局の長は、前項の規定によりサバティカル期間の取得を承認した場合は、申請書の写しを添えて速やかに理事長に報告しなければならない。

(サバティカル期間における就業の取扱い)

第7条 サバティカル期間中は、勤務している期間として取り扱う。

(サバティカル期間における兼業)

第8条 サバティカル期間中の兼業は原則として許可しないものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この規程の目的の達成を妨げない範囲内で、公立大学法人大阪市立大学教職員兼業規程(平成18年規程第128号)により許可することができる。

(研究成果等の報告)

第9条 教員は、サバティカル期間が終了したときは、当該期間の終了後原則として10日以内に、サバティカル期間中の研究成果等について所定の様式の報告書により部局の長に報告しなければならない。

2 部局の長は、報告書の提出を受けたときは、当該報告書の写しを速やかに理事長に提出しなければならない。

(雑則)

第10条 この規程の運用に関し必要な事項は、各部局の長が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(出典：大阪市立大学学則)

資料 804 「教員の海外出張者取扱基準」(抜粋)

(種類)

第2条 海外出張者を次のとおり区分する。

(1) 外国又は本邦以外の領域において調査、研究を行うため、別表に基づき選定した者(以下「在外研究員」という。)

(2) 外国又は本邦以外の領域において調査、研究を行う者(以下「2号出張者」という。)

(3) 学術交流等のため外国へ渡航する者(以下「3号出張者」という。)

(資格要件)

第3条 海外出張者は、原則として本市在職1年以上の者とする。

2 2号出張者又は3号出張者は、第6条第2項により旅費の支給を受ける場合のほかは、本邦若しくは外国の政府、地方公共団体、大学又は学術振興を目的とする財団等(以下「公的研究機関」という。)から渡航費又は滞在費の保証がなければならない。

(出張期間)

第4条 海外出張の期間は、原則として1年以内とする。ただし、特別の必要がある場合は、2年を限度として定めることがある。

2 海外出張者が、前項の出張期間を超えて外国に滞在する必要があるときは、やむを得ないと認めた場合に限り、前項の期間を通算して2年まで出張期間を延長することができる。ただし、滞在費の保証のある者に限る。

・・・・(途中省略)・・・・

(出張手続)

第7条 海外出張を志望する者は、あらかじめ計画をたて、海外出張申請書を所属長を通じて学長に提出しなければならない。

(出張者の決定)

第8条 学長は、各所属の教授会等の議に基づき、海外出張者を決定する。ただし在外研究員については、部局長の意見を徴するものとする。

(以下、略)

(出典：法学研究科規程集)

基準 8-5-3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

(基準 8-5-3 に係る状況)

本法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、次の職員が配置されている。法学研究科事務室に 9 人が配置されており、うち 2 人が本法科大学院関連業務を担当し、他の全員が、本法科大学院を含めて法学研究科及び法学部 1 部の教務事務、入試事務、学生関連事務、科学研究費等関連事務その他を分担している（他に法学部 2 部の事務職員として 1 人が 2 部事務室に配置されている。）《資料 901 参照》。

さらに、法学研究科資料室には司書の資格を持つ 2 人が配置されており、すべての教員の研究用図書及び本法科大学院資料室の図書の管理及び整理を行っている。

大阪市立大学中小企業法律支援センターには職員 1 人が配置されており、本法科大学院の授業科目である「中小企業向け法律相談」を実施するための種々の業務や同センターの受付業務などを行っている。

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点

繰り返し述べてきたように、本法科大学院は、大都市大阪市の市域に設置される唯一の法科大学院として、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとして次のような3つのタイプの高度の専門性を備えた法曹の養成を目指している。

第1に、複雑化しかつ多面化する企業の法的ニーズに十全に応えるとともに、その企業活動が法の枠を超えることのないような的確なアドバイスを提供することのできる、取引法、財産法、金融法、民事手続法、経済法、知的財産法等の諸分野についての深い造詣を有する法曹、第2に、日本国憲法の人権擁護の精神を十分に内面化したうえで、市民の日常生活に深くかかわる取引法、財産法、金融法、家族法、民事手続法、刑事法、労働法等の諸分野に精通し、なおかつ、社会的弱者への深い理解と共感をもって、頼りがいのある法的アドバイザーとして依頼者に接するとともに、民事法律扶助事件、国選弁護事件、消費者被害の救済、外国人労働者の権利保護等の様々な分野で、公益的活動に積極的に取り組む法曹、そして、第3に、経済及び社会のグローバル化の進展に伴って多発している国際取引にかかわる紛争や外国人を当事者とする紛争に的確に対応することのできる、国際取引法、国際私法、国際人権法、外国法などについての深い造詣を有する法曹である。

以上のような法曹養成を目指し、本法科大学院は、必要な法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、及び展開先端科目をバランスよく配置し開講するために最小限必要な数の研究者専任教員と実務家・専任教員を配置している。すなわち、設置基準上の必置専任教員数は14人だが、配置した専任教員数は15人である。このように本法科大学院が配置する専任教員数は必ずしも多くはないが、いずれの研究者教員も優れた研究業績をあげ、また実務家教員も豊富な法曹実務経験を有しており、上記の法曹養成の目的を達成するために必要な教育水準を維持するのに十分な体制が整っていると自負している。

なお、設置認可の際に、兼任教員のうち6人は「専任ではあるが、他の学部・大学院（修士課程）の専任教員」として、また、兼任教員のうち3人の実務家教員については「実務家・みなし専任教員」として認められたという経緯がある。このため、これらの教員は、本法科大学院の内部では、専任教員として待遇されており、法曹養成専攻会議のメンバーとして、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担い、また、これらの実務家教員は特任教授として1年につき6単位以上の授業科目を担当している。したがって、実質的な意味での専任教員数は24人ということができ、これらの教員は、設置基準に基づく教員体制を補強するきわめて重要な役割を担っている。

2 改善を要する点

専任教員の数が必要最小限度にとどまり余裕がないために、上記のような3つのタイプの法曹を養成するための教育カリキュラムの維持が困難となるおそれがある。また、新司法試験の選択科目のすべてについて教員が配置・開講されているわけではない。さらに、とくに法律基本科目及び法律実務基礎科目の担当教員の負担が重くなり、研究に専念する十分な時間が確保できない状況にある。したがって、専任教員数を増加させる必要があるが、少なくとも短期的には退職教員の補充を確保し、現員数を維持することが必至である。さらに、教材の作成その他授業の準備業務を支援している補助職員の配置が望ましい。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

(基準9-1-1に係る状況)

本法科大学院における教育課程，教育方法，成績評価，修了認定，入学者選抜及び教員の人事その他運営に関する重要事項は，法曹養成専攻会議において審議・決定される。

専攻会議は，専任教員15人のほか，設置認可の際の経緯から本法科大学院の内部で専任教員として待遇され，教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担っている兼任教員6人及び同じく設置認可の際の経緯から本法科大学院の内部において特任教授という名称のもとに実務家・専任教員として待遇され，教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担っている実務家・兼任教員3人により構成される。専攻会議は，本法科大学院における教育活動のほか，人事，予算，その他法曹養成専攻の運営に関係する重要事項を審議する任務と責任を負い，かつ権限をもつ《別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集，p.1：「法学研究科法曹養成専攻会議規程」第2条～第4条参照》。専攻会議は，原則として月1回開催されるが，必要に応じて臨時会議も開催されている【解釈指針9-1-1-1】【解釈指針9-1-1-3】【解釈指針9-1-1-4】。

本法科大学院に係る校務を司る機関として，法曹養成専攻長及び副専攻長がおかれている。これらの者は，対外的に本法科大学院を代表するとともに，上記専攻会議の議長を務める《別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集，p.1：「法学研究科法曹養成専攻会議規程」第2条～第4条参照》【解釈指針9-1-1-2】。

本法科大学院には，このほか，教務委員会，FD委員会，入試委員会，図書委員会，広報委員会，修了生委員会，自己評価委員会ならびに中小企業支援法律センター運営委員会が設置されている。これらはそれぞれ上述の意味での専任教員及び専任教員待遇を与えられている兼担及び兼任教員により構成され，各所管事項について審議し，業務を司る。これら委員会において審議・決定された重要事項は，専攻会議において報告・審議される《別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集，p.6：「法曹養成専攻内委員会」参照》。

専攻会議において決定された事項のうち重要なものは，法学研究科教授会においても報告される。そして，本法科大学院の専任教員でない法学研究科の教員も意見等を述べるができるようになっている。それは，本法科大学院が法学研究科の専攻の1つであって，法学研究科全体としての運営方針との整合性を保つために必要であるからである。法学研究科教授会における報告は，かかる整合性を維持する役割を果たすとともに，専攻会議における決定事項を確認する場としても機能している。もともと本法科大学院における教育方針等を決定するのは，あくまで専攻会議であって，法学研究科教授会においても専攻会議の決定が尊重されている【解釈指針9-1-1-3】。

基準 9-1-2

法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

(基準 9-1-2 に係る状況)

本法科大学院のおかれている法学研究科ならびに法学部は小規模であって、人的・物的資源を効率的に活用するためにも、これら研究科（法曹養成専攻を含む）及び法学部 1 部・2 部にかかる諸事務を横断的に行う体制が採用されている。この事務に従事する職員の総数は 10 人である（うち、1 人を法学部 2 部担当職員として 2 部事務室に配置する）。このうち、2 人が本法科大学院にかかる主要な事務を担当している。また、大阪市立大学中小企業法律支援センターには職員 1 人が配置されており、本法科大学院の授業科目である「中小企業向け法律相談」を実施するための種々の業務や同センターの受付業務などを行っている。

現在までのところ、法科大学院学生に対しても、教員に対しても、水準が高く行き届いた事務処理が行われており、法科大学院教員・学生の事務体制と職員に対する満足度と信頼は、非常に高い。事務職員らは、新たに生じたニーズや苦情、突発的に生じた事柄に対しても、柔軟かつ迅速に対応している《資料 901 参照》。職員能力の向上に対する意欲は高く、事務にかかるものほか法科大学院をとりまく情報の収集に日ごろから努め、各種の能力開発プログラムに関する大学内外における開催情報を事務室内で共有し、可能な限り参加するようにしている。たとえば、平成 19 年度中には、上記専門職員は大学内で開催された個人情報取扱いにかかる研修に参加し、事務を総括する学部係長は大学管理職の参加する管理職研修に参加した【解釈指針 9-1-2-2】。

処理すべき事務の量に鑑みて、総数 10 人及び法科大学院の主要事務を担当するものがそのうちの 2 人という人員は必ずしも十分な数とはいえないが、個々の事務職員の献身的な努力によってなんとか適切な事務機能が維持されている【解釈指針 9-1-2-1】。

なお、このほかに法学研究科資料室及び法曹養成専攻資料室の管理運営のため、司書の資格を持つ 2 人が法学研究科資料室に配置されている。

基準 9-1-3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

(基準 9-1-3 に係る状況)

法科大学院における教育活動等を実施するために必要な資金は、設置者から法学研究科に配分される予算による。その財源の源泉は、大阪市からの運営費交付金と大学収入によって構成される。

設置者に対する予算要求等は法学研究科として行われているものの、専攻長は、法学研究科の副研究科長を兼務しており、本法科大学院の専攻会議及び専攻長らはこの要求・折衝プロセスに参加し、実際にも法科大学院の必要性を踏まえた要求・折衝が行われている。このようにして、法科大学院の運営に係る財政上の事項については法科大学院の意見が法科大学院の設置者によって聴取される機会が設けられている【解釈指針 9-1-3-3】。

配分された予算が、法科大学院における教育活動等を適切に実施するために十分なものであるかどうかを判断することは難しい。教育活動及び事務処理等は適切かつ十分に行われており、現在配分された予算の額が教育活動を適切に遂行する上で不十分であることを明白に示す事実は見出しがたい。しかし、より充実した財政的基盤を有していれば、法科大学院における講義科目の設置、教員の雇用と配置、施設の整備などを、よりよく行うことができたであろうことは確かである。法科大学院に配置された教員・事務職員の多くが、財政的基盤が十分でないところ、これを人的努力によって補っていると感じている。また、設置者によって配分される資金等が法科大学院における教育活動を十分に行うために配分され続けるかどうか不確実な状況が続いており、このことは法科大学院における適切な教育活動の提供を継続するについて、深刻な問題であり、将来に不安を与える要因となっている【解釈指針 9-1-3-1】。

9-2 自己点検及び評価

基準 9-2-1

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

(基準 9-2-1 に係る状況)

本法科大学院の教員間には、他法科大学院との競争にさらされている現状に鑑み、教育水準を下げれば優秀な学生・教員を確保できなくなり本法科大学院の存続が危ぶまれかねないという危機意識がある。したがって、各教員は、現状に安閑とすることなく不断に教育水準・能力の維持向上を高めるべき圧力の下におかれている。さらに、本法科大学院においては、教員と学生とのコミュニケーションが密であって、学生の要求や授業に対する評価等が教員に伝わりやすい。このような状況下で、法科大学院の目的・社会的使命に対する教員の自覚は強く、本法科大学院が所期の目的・社会的使命を果たしているかどうか、及び本法科大学院が提供する教育の内容や水準に対する学生の評価はどのようなものかといった観点から、FD 活動（第 5 章参照）などを通じての検証・討議が日常的に行われてきている。これら日常的に行われている個々の教員の自覚と検証は重要な意義を有するものであるが、これらを踏まえて、本法科大学院は、定期的に総合的な自己点検及び評価を行い、その結果を公表している。

自己評価にかかる事項を司る機関として本法科大学院には自己評価委員会が設置されている。同委員会が中心となって、平成 17 年度には、成績評価等、いくつかの事項に焦点を当てた報告書を作成し、ウェブサイトを通じて公表してきた。平成 18 年度には、大学評価・学位授与機構が大学認証評価の目的で設置した評価項目を参考とし、同評価項目のすべてについてはじめて包括的な自己点検及び評価を試みることにし、その結果を公表した。平成 19 年度には、平成 18 年度自己評価の結果を精査し、問題が見受けられた事項について改善を行った。この一連の作業には、法科大学院で教鞭をとる教員（法科大学院教授・准教授・特任教授）の全員が関与した。なかでも、原案作成には教員のおよそ半数に相当する者が携わり、結果ならびに改善策の検討は専攻会議において行われた《別添資料 1 法学研究科法曹養成専攻規程集，pp23~24：「自己評価委員会規程」参照》。

なお、設立以来、本法科大学院は文部科学省から「年次計画履行状況報告」の提出を求められてきているが、この中でも自己評価等において要求される検討事項と類似する事項について検討・報告が要求されており、これに答えて当該報告書の作成を行っている。

また、大阪市立大学には全学的なレベルで自己点検及び評価を行うための全学評価委員会が設置されており、ここでも法科大学院の教育活動等についての自己点検及び評価が行われている。また、平成 20 年度には、大阪市立大学に対して、独立行政法人大学評価・学位授与機構による「大学機関別認証評価」が実施され、そこでも、法科大学院に対する点検・評価が行われた。この認証評価の結果はインターネット上でも公開されている。

さらに、公立大学法人たる大阪市立大学は、中期計画を策定するとともに、年度ごと

にこの計画の実施状況報告を行うこととなっており，ここでも法科大学院の教育水準の状況・改善等にかかる報告等が行われている。大阪市立大学は，これら評価の状況を，個人情報等漏洩等の問題を生じさせるものでない限り，できるだけ公表する方針をとっており，実際にインターネット等での公開が実施されている。

本法科大学院の教育の現状は，法科大学院を紹介する冊子や，法科大学院のホームページ等でも公表されている。ここで紹介されている事柄には，法科大学院学生及び修了生のインタビュー（本法科大学院をいかに評価するか，など）も含まれる。雑誌・新聞等の取材にも積極的に応じている。

基準 9-2-2

自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

(基準 9-2-2 に係る状況)

上記のように、本法科大学院内には自己点検及び評価を実施すべき機関として「自己評価委員会」が置かれている。その構成は、専攻長及び副専攻長を含む 4 人からなる《別添資料 1 法学研究科法曹養成専攻規程集, p.23:「法曹養成専攻自己評価委員会規程」第 1 条参照》【解釈指針 9-2-2-1】。

自己評価委員会は、少なくとも 2 年に 1 度本法科大学院における自己点検及び評価を実施し、その結果に関する報告書を専攻会議の議を経て、公表するものとされている。また、委員会は、前項の自己点検及び評価を行うに当たり、教育目的、教育内容及び教育方法に沿って適切な項目を設定し実施するものとし、報告書には、本専攻における教育活動等を改善するための目標を設定し、この目標を実現するための方法及び取組みの状況等を示すものとされている《別添資料 1 法学研究科法曹養成専攻規程集, p.23:「法曹養成専攻自己評価委員会規程」第 4 条～第 6 条参照》。

基準 9-2-1 で述べた平成 18 年度の自己点検及び評価の作業は、本法科大学院でははじめての包括的な試みであったため、また、平成 20 年度に大学評価・学位授与機構の認証評価を受ける予定をも考慮して、同機構の設定した認証評価の項目を参考として点検項目を設定した。平成 20 年度も認証評価との関係から同様に大学評価・学位授与機構の設定した認証評価の項目を参考として点検項目を設定し、自己点検及び評価を行った。平成 22 年度の自己点検及び評価の作業は、この平成 20 年度における包括的な自己点検及び評価の結果を基礎として、改訂を加えるという形で実施した。平成 22 年度の本自己点検・評価の作業は、それらに続くものである。

今後の自己点検及び評価の実施に際しては、本法科大学院内に設置されている自己評価委員会において、認証評価機関の設定する新たな点検項目も参考としながら本法科大学院にふさわしい適切な点検項目を設定していくことになる。

基準 9-2-3

自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

(基準 9-2-3に係る状況)

自己評価委員会は、自己点検及び評価の結果の報告書には、本専攻における教育活動等を改善するための目標を設定し、この目標を実現するための方法及び取組みの状況等を示すものとされている。また、委員会は、自己点検及び評価の結果について、本学職員以外の者で、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い見識を有する者による検証を行うものとされている。自己点検及び評価の実施には、さらに自己評価委員会のみならず、教務委員会等を含む各種委員会に所属する多くの教員が関与する。しかも、結果については専攻会議において審議され、改善策は専攻会議の審議結果を踏まえ関係する教員によって実施されてきている《別添資料 1 法学研究科法曹養成専攻規程集, p.23:「法曹養成専攻自己評価委員会規程」第 4 条～第 6 条参照》。

また、基準 9-2-1 で述べたとおり、法科大学院という制度ならびに本法科大学院設置の趣旨・目的に照らして本法科大学院の教育活動等が適切に行われているかどうかについての意見交換や反省等は日常的に実施されている。フォーマルな自己点検・評価ないし検証の結果は教員の全員により共有され、インフォーマルに学生等から聴取されたものであって重要と思料される意見・苦情等については専攻会議、FD 集会あるいは関係委員会等への諮問ができる体制が整えられている《別添資料 1 法学研究科法曹養成専攻規程集, p.23:「法曹養成専攻自己評価委員会規程」第 4 条～第 6 条参照》。

このようにして、自己点検及び評価の結果や本法科大学院において生じている問題は、法科大学院教員によって共有され、改善に向けて最善の努力が払われてきている。もっとも、自己点検及び評価等の結果、問題として把握された事柄には、財政的・人的資源の不足に由来するものが多く、これらを改善できるかどうかは財政的・人的資源を法科大学院設置者等が拠出する意欲があるかどうか次第であることが多い。この種の資源配分を法科大学院設置者に対して真摯に要求しつづけていくことが、本法科大学院として行いうる最善の努力であることが少なくない【解釈指針 9-2-3-1】。

基準 9-2-4

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準 9-2-4 に係る状況)

法曹養成専攻自己評価委員会規程 4 条 3 項によれば、自己評価委員会は、自己点検及び評価の結果について、本学職員以外の者で、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い見識を有する者による検証を行うものとされている《別添資料 1 法学研究科法曹養成専攻規程集, p.23:「法曹養成専攻自己評価委員会規程」第 4 条～第 6 条参照》。

本法科大学院としては、平成 20 年 5 月に制定された上記の法曹養成専攻自己評価委員会規程に従い、今後は少なくとも 2 年に 1 度の自己点検及び評価の結果について外部評価を受ける体制を整えた【解釈指針 9-2-4-1】。その結果、平成 22 年度に本自己点検及び評価を実施し、その結果について、関西学院大学法科大学院教授 1 人、大阪弁護士会所属弁護士 2 人の方々に外部委員を委嘱し、検証を受けるものとした。

なお、本法科大学院は、設置後 5 年目に当たる平成 20 年度に、大学評価・学位授与機構の認証評価を受け、同機構が定める法科大学院評価基準に適合している、との評価結果を得た。この認証評価では、(1)十分な教育・研究経験もしくは実務経験を有する教員によって、きめ細かい丁寧な授業が行われていることに加えて、(2)文部科学省の法科大学院形成支援経費の交付が終了した後も、授業科目「中小企業向け法律相談」及び「中小企業法」を継続して開講し、創設理念に掲げた「市民のための法律家の養成」に努めていること、(3)学生への経済的な援助措置として特待生制度と授業料減免制度が設けられていること、(4)一人一机の自習室を備えていること、(5)資料室に司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えた職員が配置されていること等が、優れた点として評価された。

また、既に実施済あるいは実施中である基準 9-2-1 に述べた「年次計画履行状況報告」は外部の者によって精査され、意見等を述べられている。大阪市立大学中期・年度計画と実施状況報告は、公立大学法人・大阪市立大学内に設置された経営審議会等（外部有識者により構成される）によって検証されている。

9-3 情報の公表

基準 9-3-1

法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

(基準 9-3-1 に係る状況)

カリキュラムの全体像(一覧表)、教育理念とカリキュラムの関係、教育方法及び時間割表については、<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/cu01.html> において公表している。

修業年限、修了要件、既修得単位の認定方法等、履修指導の方法、履修モデル(一覧表)、単位認定の方法等及び進級条件等については、

<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/cu02.html> において公表している。

教員組織、担当教員と担当科目名については、

<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/staff.html> において公表されており、各教員の略歴、社会的活動及び研究業績を記した法学部ウェブサイトにはリンクが張られている。

法科大学院における教育に対する学生の意見については、各学年の既修者及び未修者が参加した座談会の記録を、<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/voice.html> において公表している。

また、毎年度発行されるパンフレット《別添資料 5 法学研究科法曹養成専攻パンフレット参照》にも、上記各事項の概要を掲載している。パンフレットは、年間 2 回開催される学内説明会及び学外の合同説明会において配布されるほか、希望者は来訪・郵送等により入手可能である。

さらに、自己評価報告書を <http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/jikohyouka.html> において公表している。

基準 9-3-2

法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

(基準 9-3-2 に係る状況)

設置者：<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/gaiyou01.html>

教育上の基本組織及び教員組織：<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/staff.html>

収容定員及び在籍者数：<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/cu00.html>

入学者選抜：<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/senbatu01.html>

標準修了年限：<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/cu02.html>

教育課程及び教育方法：<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/cu01.html>

成績評価及び課程の修了：<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/cu02.html>

学費及び奨学金等の学生支援制度：

<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/tuition.html>

修了者の進路及び活動状況：<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/cu00.html>

また、上記各事項の概要については、毎年発行するパンフレット《別添資料 5 法学研究科法曹養成専攻パンフレット》及び募集要項《別添資料 8 大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）学生募集要項》にも記載している【解釈指針 9-3-2-1】。

9-4 情報の保管

基準 9-4-1

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準 9-4-1 に係る状況)

本法科大学院は、自己評価の基礎となる情報については、自己評価委員会が、自己点検・評価作業の過程において、研究科の組織体制上各々の事項を保管する教員及び事務職員から調査・収集を行い、必要に応じて、収集した情報を整理・加工し本評価書の作成に使用できるものとしている。

これらの収集、整理・加工した情報及び文書については、それぞれファイルとして整理し、当該年度の自己評価報告書の付属資料として法学研究科事務室において保管している【解釈指針 9-4-1-1】。

「文書取り扱い要項並びに文書記号の設定について」(大阪市立大学昭和 36 年 9 月 4 日事務局長通知) 第 14 条によれば、文書の整理保存は、各部局において行うものとされており、したがって、法学研究科内の文書について文書管理者は法学研究科長である。同通知によれば、文書の保存期間の基準は文書の種類に応じてさまざまであるが(同通知第 13 条及び文書分類表)、法学研究科では、「評価に際して用いた文書」の保管については特別に、評価を受けた年から 5 年間は、事務職員の法科大学院担当者を管理担当者として事務室で保管することとしている。とくに、答案等の保管については、少なくとも 5 年間適切に保管することとしている(平成 16 年 9 月専攻会議決定事項)【解釈指針 9-4-1-2】。

評価の基礎となる情報については、以上のように、評価機関の求めがあればすみやかに提出できる状態で保管されている【解釈指針 9-4-1-3】【解釈指針 9-4-1-2】。

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点

管理運営の体制と実施状況について、本法科大学院に設置された法曹養成専攻会議は、多角的な視点から活発かつ充実した議論を行い、名実ともに本法科大学院の意思決定機関としての機能を果たしている。さらに本法科大学院の上位組織にあたる法学研究科における検証を受け、法学研究科全体の管理運営と法曹養成専攻の管理運営の整合性を確保している。

事務に関しては高い水準の対応・業務処理が実施されている。

財政的基礎について、基礎が不足しているために法科大学院等における教育を適切に行うことができないほどの深刻な問題が生じているという事実は確認されてはいない。

自己点検・評価については、フォーマルな自己点検及び評価作業のほか、インフォーマルな形で行われる教員・学生ないし教員間の検証作業まで含めれば、きわめて密度が濃く、充実し、高水準の点検・評価が実施されている。

情報の公表・保管は適切に実施されており、必要に応じて順次体制が整備されてきている。

2 改善を要する点

法曹養成専攻会議ほか、委員会等において審議すべき事項が多く、研究教育に割くことができたであろう時間が費やされていることがむしろ問題とみることもできる。自己点検・評価作業（とりわけ、フォーマルな、書式等を指定して行われる点検・評価作業）についても、同様である。

事務については、通常の実力により処理しうる以上の分量の業務を処理せざるを得ない状況におかれ、人員減あるいは事務機能の統合などによってこの業務量がさらに増える可能性があることが懸念されている。

財政的基礎について、この不足を理由として設置者が重要な科目の人員補充を認めないことが問題となっている。財政的基礎がより充実していれば、より充実した教育等を実施できたであろうところ、それができず、個別教員の人的努力によってこれを補おうとして研究等に割くべき時間を十分にとることができない教員も少なくない。将来的にも財政的基礎がより充実したものとなるかどうかは不確実である。

情報の公表・保管に関しては、実施は適切に行われてはいるものの、今後なお一層これを制度化し、規程等を整備していくことが課題である。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設の整備

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

(基準10-1-1に係る状況)

本法科大学院は、1学年の定員が75人(平成22年度から定員を15人減とした結果、平成23年度からは1学年定員60人)と比較的小規模であることもあり、専用の教室・演習室を有していない。教員による教育(講義・演習)は、法学部及び他の文系学部と共同で利用されている大阪市立大学杉本町(メインキャンパス)第一号館を中心に提供されている《別添資料4 時間割》。主として利用されている2つの教室は、本法科大学院の開設において、法科大学院の講義・演習室用に特化した形に改修されたものである(130・131教室:定員42人(約90㎡))。この2つの教室は、本法科大学院が優先的に利用できることとなっており、1年次及び2年次の法律基本科目のうちほとんどの科目をはじめとして、多くの科目がこの教室において提供されている。それ以外の科目は、受講人数により、小規模又は中規模の教室を機動的に使い分けて利用している(133・134教室:定員74人(約80㎡)、127・137教室:定員117人(約130㎡)、122教室:定員180人(約180㎡)など)。また、模擬裁判の授業については、いわゆる法廷教室ではないものの、可動式の机を配置する等により、授業を効果的に実施することのできる教室で提供されている(132教室(約180㎡))。これらの教室は、おおむね自習室・研究室・事務室からのアクセスがよい場所に配置されている《別添資料2 法学研究科法曹養成専攻便覧, pp.43~46 参照》【解釈指針10-1-1-1】。

各学年ごとに合計3室の自習室が整備されており(1年生用:定員41人(約80㎡)、2年生用:定員75人(約160㎡)、3年生用:定員82人(約210㎡))、これらは、教室及び事務室からアクセスがよい場所に配置されている。学生1人についてパーティション付きの専用の学習用の机が割当てられ、十分なスペースが確保されている。利用時間は、原則として、午前8時50分から午後9時50分まで(日・祝は、午後7時50分まで)となっており(平成23年1月1日より日・祝も含め午前8時から午後10時までに変更)、一部の学生からは延長を望む声もあるものの、おおむね十分な利用時間が確保されている《別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集, p65:「法曹養成専攻自習室利用規程」第2条~第3条参照》【解釈指針10-1-1-5】。

図書館として、本法科大学院には、自習室に隣接する法学部棟6階に、本法科大学院専用の資料室(約85㎡)が設けられている。平成22年4月からは、同じ階に資料室分室(約85㎡)を新たに設けることにより、法科大学院専用資料室のスペースが拡張さ

れている。また、全学的な施設として、学術情報総合センター（平成8年に開館し、地上10階、地下4階建てで国内最大規模の大学図書館の機能を有する）が整備されており、本法科大学院の学生は、大学院生として、学部学生よりも優先的に各施設を利用することができる。これ加えて、法学部棟7階には、法学研究科の資料室（約380㎡）が設けられており、学生は必要に応じてこれらの図書・資料も利用することができる。

修了生についても、法科大学院修了後5年以内は、平成21年10月から導入された「大学院修了生利用制度」を活用することにより、学術情報総合センターを、在学時とほぼ同じ条件で利用することができる《資料1001参照》。

常勤の専任教員には全員に個人別の研究室が与えられている。非常勤の教員には、共用の研究室が与えられており、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができるスペースが確保されている【解釈指針10-1-1-2】。

教員と学生間の面談については、専用のスペースは設けられていないものの、授業終了後の教室や教員の研究室をはじめとして、事務室内の共用スペース、研究科長室及び各種の会議室などを適宜利用することにより、面談や意見交換が行われており、十分なスペースが確保されている【解釈指針10-1-1-3】。

本法科大学院の事務は、法学部及び法学研究科他専攻の事務と共同で行われている。約170㎡の事務室において、総数10人の事務職員のうち、9人の職員が事務に従事しており（残り1人は第2部事務室で勤務《資料901参照》）、十分かつ適切なスペースが確保されている【解釈指針10-1-1-4】。

上記の各施設及び図書館等を含む施設は、前述の通り、一部の教室については、本法科大学院の授業に優先的な利用が保障されるなど、本法科大学院がその管理に参画し、支障なく使用することができる状況にある【解釈指針10-1-1-5】。

資料 1001 「学術情報総合センターウェブサイト」

大学院修了生制度について

学術情報総合センターでは、本学大学院を修了した後も、学習・研究のために継続してセンターを活用したいという方を対象に「大学院修了生利用制度(有料)」を設けています。

登録されますと、学術情報総合センター(杉本キャンパス)および、学術情報総合センター医学分館(阿倍野キャンパス)を卒業生カード・登録市民カードより有利な条件で利用することができます。ただし、各館で利用条件等が異なりますので、以下の説明をよくお読みの上、ご登録ください。

なお、本学定期試験期などの混雑時や、教員・学生の利用に支障が生じる可能性のある場合は、利用をお断りすることがありますのでご了承ください。

利用できる方

以下の条件を満たしている方

1. 本学大学院を修了もしくは、単位修得退学した方。
2. 修了もしくは退学した翌年度の4月より起算して5年を過ぎていない方。

※例)平成22年度に登録できるのは、修了(退学)日が平成17年4月以降の人です。

利用期間

通年(4月～翌年3月)、半期(4月～9月もしくは10月～翌年3月)

(*10月～翌9月の通年利用はできません。)

利用できるサービス

(杉本キャンパス)

貸出			10冊 / 2週間
入室可能フロア	7F	研究・閲覧ゾーン	○
	5F	マルチメディアゾーン(*1)	○
	4F	図書閲覧ゾーン	○
	3F		
	2F	レファレンスゾーン	○
	B1F	雑誌センターゾーン	○
	B2F	デポジットゾーン	○
	B3F		
閲覧個室の利用		B2F、B3F	○(予約は×)
研究者閲覧室の利用		7F、B2F、B3F	○
グループ学習室の利用		3、4、5F	×
相互利用サービス			○(海外を除く)
データベースの利用(*2)			○

(阿倍野キャンパス)

貸出			7冊 / 2週間
入室可能フロア	8、9F	あべのメディックス	○
研究個室の利用			×
グループ学習室の利用			×
相互利用サービス			○(海外を除く)
データベースの利用(*2)			○

(*1) 5F マルチメディアゾーンでのインターネットの利用はできません。

(*2) 利用規約上ご利用になれないデータベース(D1-Law、Lex-DB など)があります。

登録手続きに必要なもの

・登録料

利用期間	登録料
半期利用(4月～9月) 半期利用(10月～翌3月)	5,000円
通年利用(4月～翌3月)	10,000円

・氏名・現住所が確認できるもの

・運転免許証、健康保険証、住民票など

・他の利用者カード(以前に卒業生カードや登録市民カードを作成された方)

・1人で2枚以上の利用者カードを持つことはできません。新規にカードを作成された方は、古いほうのカードを回収・一時預かりさせていただきます。

・単位修得退学について確認できるもの(当センター事務室で単位修得退学について確認できなかった場合)

・単位修得退学者については当センターでその事実が確認できない場合があります。その場合は、各研究科事務室にて証明証等を発行していただく必要があります。

手続き上の注意

- お申し込みの手続きはご本人のみとさせていただきます。
- 休館日は受け付けいたしませんので、あらかじめ開館日をご確認ください。
- 閉館時刻の30分前までにお越しください。
- お支払いいただいた登録料は、いかなる場合にも返金できません。

(出典：大阪市立大学学術情報総合センターHP

http://libweb.media.osaka-cu.ac.jp/japanese/guide_top.html)

10-2 設備及び機器の整備

基準10-2-1

法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

(基準10-2-1に係る状況)

教室には、マイク等の設備が必要に応じて備え付けられている。専任教員の研究室には、教員用机・椅子のほか、ソファ、応接台などの基本備品が備えられている。パソコンなどの機器については、法学研究科として配分された予算を用いて、教員の必要に応じて整備されている。法科大学院の授業の資料作成にあたっては、主として、法学部棟7階の資料室内に設置されたコピー機が利用されている。

各自習室には、学生1人についてパーティション付きの専用の学習用机が割当てられているほか、共用のパソコン及びプリンターが備えられている。また、学生には、無線LAN接続機器が無償貸与されており、学生が各自のコンピュータによってインターネットに接続できるようになっている《別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集, p.65: 「法曹養成専攻自習室利用規程」第4条～第5条参照》。また、法学部棟6階の本法科大学院専用の資料室にも、共用のパソコン及びプリンターが備えられている。もともと備付けのパソコン及びプリンターについては、利用頻度が高いため、その一部に経年劣化が生じることは避けられないが、それに対して、可能なかぎり頻繁に機材の更新を行なうよう努めている。平成21年度は、法科大学院専用資料室備付けの機器2台と、2回生用の自習室に備付けの機器3台を更新した。学生及び教員は、これらのネットワークを介してTKCが提供する判例データベースを利用できる。

また、講義等の資料について、平成17年度より、ウェブサイト上の掲示板を通じて学生が資料をダウンロードすることのできるシステムが構築されている。

なお、コンピュータなどを用いて、教室における教育を実施したい、あるいは、受講等をしたいという要求は、現在までのところ、教員からも学生からも存在しない。

10-3 図書館の整備

基準10-3-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

(基準10-3-1に係る状況)

基準10-1-1に係る状況のとおり、本法科大学院には、専用の資料室(約85㎡)が設けられている。平成21年4月からは資料室分室(約85㎡)が新たに設けられた結果、現在、合計約170㎡の資料室スペースが確保されている。資料室の蔵書として、図書3600冊(うち加除式2タイトル)、雑誌44タイトル(判例時報、判例タイムズ、金融商事判例、金融法務事情、ジュリスト、法律時報、法学教室、法学セミナー、法曹時報、自由と正義、刑事法ジャーナル、NBL、商事法務、公正取引、知財管理、労働判例など)が配架されている【解釈指針10-3-1-4】。

資料室に配架される新規図書の購入については、平成19年度より、専攻会議において新刊法律図書のリスト及び学生からのリクエスト・リストを回覧・チェックすることにより、適時に、必要かつ適切な図書が整備されるよう努めている。専用の資料室に対する予算配分等は、法学研究科ならびに学術情報総合センターに対するものとは厳密に分離されており、独立して図書・雑誌を充実する体制が整えられている【解釈指針10-3-1-1、10-3-1-6】。

資料室の設備として、パソコン2台、プリンターは平成21年度から1台増設して計2台が設置されている。学生は、ネットワークを介して、TKCが提供する判例・法律文献データベースを利用できるほか、最高裁判所調査官解説や別冊ジュリスト等の資料をDVD(法律雑誌のDVDは8タイトル利用できる)の利用によりプリントアウトすることができる。資料室の利用時間は、原則として、午前8時50分から午後9時50分まで(日・祝は午後7時50分まで)である(平成23年1月1日より日・祝も含め午前8時から午後10時までに変更)。各学生には、あらかじめ資料室に入室できるカードキーが配布されている。資料室からの貸し出しは禁じられており、必要なときに学生が必要な調査・書物参照等のできる体制が整えられている。資料室の資料の複写については、資料室内に複写機が2台設置されており、学生には、あらかじめ各学年の始めに600枚分のコピーができるコピーカードが配布されている(これを超える利用の場合には、実費となる)《別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集、p69:「法曹養成専攻資料室利用における暫定的な措置に関する規程」第2条～第6条参照》【解釈指針10-3-1-7】。

上記の専用の資料室以外にも、全学的な施設である学術情報総合センターには240万冊余りの蔵書が整備されている。また、法学研究科の資料室には、法学関係の大学の紀要や判例集を中心として、主として教員が研究用に利用する国内外の図書及び雑誌が配架されている。本法科大学院の学生も、必要に応じてこれらの図書等を利用することができる【解釈指針10-3-1-4】。

本法科大学院の学生専用の資料室の管理運営は、法学研究科の資料室に配属されている2人の職員が、資料の管理、図書の発注ならびに発注にかかる相談業務を行っている。

これらの職員は，共に司書資格を有している【解釈指針10-3-1-2，10-3-1-3，10-3-1-5】。

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点

優れた点として、自習室において学生1人ずつに専用の学習用机が整備されている点、専用の資料室において学习上必要な資料が適切に整備されている点、授業用の資料を事前にダウンロードできるシステムが整備されている点、及び同資料をすぐに利用できるよう各自習室にプリントアウトするための機器が設置されている点を挙げる事ができる。

2 改善を要する点

自習室に配備されたパソコン・プリンターについては、一部に経年劣化がみられるものがあり、定期的に更新する仕組みを整えることが検討されるべきである。また、現在のところは、十分な自習室のスペースが確保されているものの、今後、留年者数の状況によっては、十分なスペースを確保することが難しくなる可能性がある。自習室の利用時間の延長についても、検討が必要であろう。

専用の資料室については、その管理に携わるスタッフの充実及び法情報調査に関する素養を確保するための方策の検討が必要である。また、資料室は、自習室とは、隣接するとはいえ別の建物内にあり、学生の利用にとって若干不便なところがあるため、資料室をより利用しやすい場所へ移転する可能性を検討する必要がある。

なお、今後の予算状況の変化により、教員の研究活動に必要な図書予算の削減が見込まれており、早急に必要な予算を確保する方策を検討する必要がある。

Ⅱ 外部評価委員訪問調査の実施要領

実施要領


- (1) 午後 1 時～午後 1 時 20 分（法学研究科長室）
法学研究科長等との面談
外部評価委員：川崎英明教授（関西学院大学）、田中宏弁護士（大阪弁護士会）、
森恵一弁護士（大阪弁護士会）
法科大学院側：安竹貴彦（法学研究科長）、三島聡（法曹養成専攻長）、
高橋智也（自己評価委員）、高田昭正（自己評価委員）
- (2) 午後 1 時 20 分～午後 1 時 30 分
在学生との面談場所（法学部棟 6 階会議室）に移動
- (3) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分（法学部棟 6 階会議室）
在学生との面談
在学生：柴田勇一（2 年生）、坂本龍亮（2 年生）、
丸山玲（3 年生）、山田一仁（3 年生）
- (4) 午後 2 時 30 分～午後 2 時 40 分 授業参観のため 1 号館教室に移動
- (5) 午後 2 時 40 分～午後 3 時 20 分（1 号館）
授業の参観：第 3 時限目（午後 2 時 40 分～午後 4 時 10 分）の授業を参観
【午後 2 時 40 分～午後 3 時】
渡邊 賢 教授「統治の基本構造」〔1 年次担当、133 教室〕
【午後 3 時～午後 3 時 20 分】
根本 到 教授「労働法」〔2、3 年次担当、134 教室〕
- (6) 午後 3 時 20 分～午後 4 時（1 号館等）
学習環境の状況視察（順不同）
132 教室、131 教室、130 教室、3 年生自習室、グループ学習室、2 年生自
習室、1 年生自習室、修了生自習室、法科大学院資料室、法学部事務室（印
刷室）等
- (7) 午後 4 時～午後 4 時 20 分（法学研究科長室） 休 憩
- (8) 午後 4 時 20 分～午後 5 時 30 分（法学部棟 6 階会議室）
法曹養成専攻長等との面談
法科大学院側：三島聡（法曹養成専攻長）、渡邊賢（法曹養成副専攻長）、
高橋智也（自己評価委員）、高田昭正（自己評価委員）、
阿部昌樹（入試委員）

以 上

Ⅲ 外部評価報告書

平成 23 年 2 月 22 日

大阪市立大学法学研究科
研究科長 安竹貴彦 殿

外部評価委員 川崎英明 
(関西学院大学法科大学院教授)

平成 22 年度外部評価書

平成 22 年度「自己評価点検・評価報告書」および別添資料を精査し、さらに平成 23 年 1 月 21 日実施の訪問調査を踏まえて、以下の通り、報告いたします。

記

I 総括的評価

よく考えられた特徴ある「教育上の理念及び目的」と魅力ある「法曹像」が設定され、その下で教育課程と授業科目が体系的に編成・整備されている。教育を担う教員組織は、設置基準を十分にクリアしているのみならず、高度の研究能力と実務能力を備えた研究者教員と実務家教員とで構成された優れた陣容となっている。そうした教員組織による教育が 1 学年入学定員 60 名という比較的少人数の学生を対象に行われており、シラバスや訪問調査で参観した授業の内容とそのレベルに照らしてみても、「教育上の理念及び目的」に相応した質の高い内容の法曹教育が行われていると評価できる。

学生の勉学条件も充実している。物的な面では、ロースクール専用棟がない中で、専用の資料室の他、学生全員に割り当てられる専用の学習机を備えた自習室を確保しているし、経済的支援の点でも上位 4 分の 1 に相当する学生に特待生として授業料免除を付与している。アカデミック・アドバイザーなどの学習支援の体制も充実している。学生の勉学条件を整えるには相当の困難があったと推察されるが、その困難な中で力を尽くされたであろうことに敬意を表したい。

貴ロースクールには、自由と民主主義の学風をもった伝統ある法学部の土台の上に設置されたロースクールとして、法曹養成とはどういうものであるのか、その理想像を追求して、全国のロースクールをリードするような役割を担っていただきたいと思う。そうした期待をもって、以下、いくつかの改善点を指摘させていただきたい。これらの指摘は、外部者の目から見て、こうあれば望ましいということであり、貴ロースクールの一層の充実発展のための参考意見として活用していただければ幸いである。

II 改善意見

1 貴ロースクールの「自己点検・評価報告書」では、教育目標の具体的な実践例として、中小企業支援法律センターにおける無料法律相談を教育カリキュラムに取り込んでいることが強調されている。しかし、ロースクールの目玉的存在として位置づけられている

割には、中小企業向け法律相談は選択必修科目の扱いであり、実際の受講学生数は少数である。また、中小企業支援法律センターに計上される独自予算も大きく削減されていることも「自己点検・評価報告書」で指摘されている。

このようにみると、貴ロースクールにおける中小企業支援法律センターの位置づけと現実との間には、落差があると感じられる。教育目標における中小企業支援法律センターの位置づけを修正するか、現実を位置づけに近づけるか、将来の展望を含めて、検討する必要があるように感じられた。

2 貴ロースクールでは、成績評価も含めて授業内容については教員の自由に委ねられている領域が大きく、その分、いわゆるFD活動などへの組織的取組に弱さがあるように思われる。確かに、ロースクールに対する認証評価の名の下に授業や成績評価の中身に外部からあまりに立ち入りすぎようになっている状況には懸念が抱かれる側面はあるが、とはいえ、授業内容に関して学生や他の教員の意見に耳を傾ける機会を設けることなどの組織的取組には授業改善にとって意義があると思う。

この点では、第一に、「自己点検・評価報告書」でも意識されているように、授業参観を実施し、参観後に教員相互あるいは教員と学生と間で授業について直接意見を交換する懇談会を開催するなどの方法で、すぐに実施できるFD活動があるように思われる。多くのロースクールでは、こうした試みが既に行われているのではないだろうか。

第二に、「自己点検・評価報告書」でも意識されているが、学生授業アンケートの回収率（2010年7月実施で61,3%）が低すぎるのではないかと、この点は改善方を要すると思う。一つの方法として、例えば最後の授業時間に10分間、アンケート記入と回収の時間をとること、アンケート記入・回収中は教員は教室に入らないこと（学生の自由な意見記述を担保するため）が考えられる。そのような記入・回収方法を採用しているロースクールでは、回収率はほぼ100%となっている。そのような方法をとると、アンケート回収に人手が必要となるが、それは教員以外の職員が担う他ないであろう。この点は、教育支援の人的体制に関係するが、貴ロースクールには、教育を直接支援するロースクール専任の教学補佐的職員体制が整備されていないようであり、そうした人的体制の弱さが授業アンケート回収率に影響しているように思われる。

この問題は、より広く、法科大学院に対する大学あるいは大阪市の予算措置とも関わるように思われる。訪問調査をして多少驚いたのは、講義形式の授業ではあったが、使用教室は学部の講義室であり、そのために双方向、多方向の授業に対応できる構造となっていないこと、また、模擬裁判の授業も学部の講義室を使っており、机と椅子を片付けて「模擬法廷」らしき体裁を整えて行っているということであった。やはり、ロースクールの教育理念と教育内容に相応した施設・設備を整備することはロースクールの責務であり、この点は貴ロースクールにおいては既に十分に意識されていることだとは思いますが、引き続き施設・設備の一層の充実が必要がある。なお、学生との懇談の中で、本館3階の自習室利用者は3階のトイレは汚くて使えないと述べられていたことが強く印象に残っている。総じて、施設・設備面の充実、さらにロースクールの教育支援の人的体制の充実が貴ロースクールが直面している大きな課題であり、それは大学当局と大阪市の課題でもあると思う。

第三に、厳正な成績評価への組織的取組を強化する課題があるのではないかと、例えば、

授業出席の位置づけである。シラバスをみると、四分の三以上の出席を単位認定の要件であると明記している授業がある一方、そうした要件を設定していない授業もある。これは教員間の議論の結果として、欠席をどう扱うかは個々の教員の判断によるものとしたものと推測できるが、しかし、これはロースクールの教育方針として統一すべきことがらではないだろうか。また、シラバスには成績評価は絶対評価と明記しているものもあるが、そう明記していない授業は相対評価ということなのだろうか。ここも、ロースクールとして統一の方針を持つべきではないだろうか。個々の教員の自由の度合いが広いのはうらやましくもあるが、他方で、その分、教員の裁量的判断の余地が広がりすぎていないか検討が必要であると思う。

(以上)

平成 23 年 2 月 23 日

大阪市立大学法学研究科 御中

きっかわ法律事務所

弁護士 田 中 宏



外部評価書（平成 22 年度）

1. 「自己点検・評価報告書」全般について

大学評価・学位授与機構の法科大学院認証評価基準（平成 22 年 9 月改訂前）に従い、基準毎に現状を客観的に分析した上で、「優れた点」及び「改善を要する点」が指摘されており、全体的に的確な自己評価が為されていると評価する。

2. 各評価項目について

- (1) 1 学年 60 名で 1 クラス 30 名を標準としているため、双方向、多方向による授業が実施し易く、また、学生が教授に気軽に質問・相談できる雰囲気があるため、両者の距離が非常に近いと感じられた。また、卒業生・先輩との繋がりも強い点も高く評価される。


もっとも、授業アンケートの回収率について、一部に低いものがあり、アンケート方法、回収方法等について検討・工夫の余地がある。また、ホームページにおけるアンケート結果の公表等、教員・学生に対するアンケート結果のフィードバックについても検討の余地がある。

- (2) 大都市であるがゆえに生じる種々の法律問題に適切に対処しうる法曹の育成を目的として、文部科学省の法科大学院等専門職大学院形成支援経費の交付が終了した後も「中小企業法」と「中小企業向け法律相談」を継続し、貴校における教育の大きな特徴となっており、高く評価できる点である。

「中小企業法」は、中小企業に対する法律実務の概要が幅広く理解できると、学生にも好評であった。

また、「中小企業向け法律相談」についても、法律相談の実務から学ぶことは多く、理論と実務との架橋という観点からも貴重なプログラムであると言える。もっとも、実施時期が 3 年後期で、かつ模擬裁判と同時期であり、終日を要するため、選択を敬遠する傾向があるとのことである。より多くの学生が参加するような工夫が望まれる。

- (3) 新司法試験合格者は、法文書作成、すなわち法律的な思考過程・結果をアウトプットする能力にやや難点がある傾向があると指摘されるところであるが、貴校では、



科目によるばらつきはあるものの、その方向に学生の意識が向くよう努力しているとのことである。もっとも、起案を任意提出にすると、提出する学生の能力は着実に向上するが、参加しない学生が問題であり、学生間での格差が大きくなるとのことであるので、全員に起案を課するプログラムの増加等を検討する余地がある。

- (4) アカデミック・アドバイザー制度（以下「AA」という。）も貴校の特徴的な制度である。学生が、授業における不明点のフォローアップを受けられ、実務との架橋のためにも有益な制度である。

AAは、任意参加であり、事前に起案を提出しておかないと参加の意義が薄いため、その負担を学生が敬遠する傾向があるとのことなので、運用を工夫することにより、より多くの学生が参加する制度とすることが望まれる。

- (5) 同種科目間の授業の内容については、取り上げない部分が生じたり、取り上げる部分が重複しすぎることのないように教授間で調整しているとのことであるが、一部において重複が生じていることが窺われ、さらなる調整が望まれる。

- (6) 施設に関しては、法科大学院専用の校舎ではないこともあって、各施設が分散しており、効率の観点からやや難があることは否めない。また、施設の老朽化も否めない。もっとも、この点は予算上の制約があり、法科大学院だけの努力では如何ともしがたい面はある。

- (7) 貴校独自の問題点ではなく、法科大学院制度全体の問題であるが、新司法試験の合格率の低迷や就職難に伴い、法曹という職業の魅力が薄れてきたことにより、法科大学院志望者が減少した結果、合格者の質の低下が見られるという点である。

これに伴い、学生間の学力の格差拡大により、授業水準をどの辺りに設定するかに困難が伴うとのことである。また、双方向、多方向の授業を実施するに際しても、議論をリードする学生によって、進行効率が悪化したり、議論が散漫になったりするリスクがあり、基本的な事項を講義する範囲を増加させざるを得ないとの指摘もある。

この点については、法律に関する基本的な知識がどの程度であるかを確認しながら、教育内容とカリキュラムで対応せざるを得ないが、効果を見極めながら検討・工夫を続ける必要があろう。

- (8) 特待生制度については、上位約4分の1が対象となっており対象範囲が広く、かつ、半期毎に評価し直されるため、学生の勉学意欲を高めるために有益な制度であると評価できる。

以上

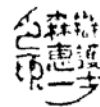
平成23年2月25日

外部評価書

大阪市立大学法学研究科法曹養成専攻の

外部評価委員

弁護士 森 恵 一



平成22年度自己点検・評価報告書（以下報告書といいます。必要に応じて頁数のみを引用します）について、外部委員としての意見を以下のとおり述べます。

- 1 報告書の全体構成については、冒頭に大阪市立大学法科大学院の現況及び特徴と目的が述べられ、以下、第1に教育に関わる人的資源としての教員組織に関する項目、第2に中心的な教育については、その目的、内容、方法、成績評価及び終了認定、教育内容等の改善措置に関する項目、第3に入学者選抜等、学生の支援体制に関する項目、第4に管理運営等、施設、設備及び図書館等に関する項目についてそれぞれ自己評価がなされています。

それぞれの項目について詳細な分析がなされ、各項目について「優れた点と改善を要する点等」が述べられています。全体として過不足なくよくまとめられており、特に指摘すべき点はありません。

- 2 以下当日の授業参観と学生からのヒアリング授業参観をふまえ、当職が目にした2点に絞って意見を述べますが、いずれも一般的抽象論の域を出ません。

(1) 教育内容等について

すでに各学期に2回程度FD集會がもたれ、教員相互間で問題点の共有や情報交換が行われているとのこと。そこで蛇足になるかとも思われますが、47頁の改善を要する点でも指摘されているとおり、授業参観については、組織的に行うことが検討されて良いと考えます。すでに個別には行われているとのことですが、どの程度行われているかについてはわかりませんし、やはり個別に行うことと組織的に行うことには差があると思われるからです。

教員同士が相互に他の教員の授業を参観することにより、自身の授業の進め方（双方向多方向の授業 19 頁でも、教員それぞれの進め方があって良いことはもちろんですが）についてその改善点に気づかされる契機になるという意味で有効ではないでしょうか。そして、その改善点をさまざまな工夫を積み重ねることによって、学生の学習意欲が向上し学習効果が上がることも期待できるのではないかと思います。具体的には、短時間でも、他の教員の授業をできれば複数、最低 1 コマだけでも参観することを試験的に導入されることが有益ではないかと思います。この方法のマイナス点は、改めて授業参観のために教員が時間を確保する必要があるということですが、この点は恒久的な制度というよりは試験的におこなってみて、その結果について検証を行えばよいと考えられます。

なお、学生からのヒアリングにおいても、教員によって授業の進め方に差異があるとの指摘がなされていたことを付言いたします。

（2）就職支援について

就職支援についても、80 頁の改善を要する点で指摘されているとおり、組織的な取り組みがなされていないとのこと。確かに必ずしもすべての修了生が法曹になるわけではありません。しかしながら、目的の項（2 頁）で述べられている「養成しようとする法曹像」にあるような高度の専門性を備えた法曹を実現するためには、まず、法曹としてその大部分を占めている弁護士としての進路を選択する場合の道しるべが必要になります。弁護士としての研修を積むには、法律事務所に就職することが一般的なルートといえます。すでに親睦団体である有恒法曹界会などがあるようですが（79 頁）、就職先としての法律事務所との連携をいかに図るかという視点がもう少し考えられてよいと思われます。法科大学院に進学する大部分の学生は、法学部の学生とは異なり、入学当初から法曹を志していると思われます。そうだとすると、以上のような就職支援を組織的に取り組むことは学生の要望にも応えることになると思われます。

（3）その他付随的なもの

学習環境として自習室の利用時間の延長（可能であれば）とトイレなどの設備についても可能な限り改善されることが望ましいでしょう（予算上の制約があるとは思われます）。

IV 委員名簿

1 大阪市立大学法科大学院外部評価委員名簿

川崎英明：関西学院大学法科大学院教授

田中 宏：弁護士、大阪弁護士会法曹養成・法科大学院協力センター委員会副委員長

森 恵一：弁護士、京都大学法科大学院非常勤講師

2 大阪市立大学法科大学院自己評価委員会委員名簿

三島 聡：法曹養成専攻専攻長

渡邊 賢：法曹養成副専攻長

高田昭正：自己評価委員

高橋智也：自己評価委員

平成 22 年度 自己点検・評価報告書

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻

〒558-8585 大阪市住吉区杉本 3 丁目 3 番 138 号

TEL 06-6605-2303

平成 23 年 3 月 発行
